

令和元年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市・中核市の取組

《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ① 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ② 児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）
- ③ いじめ
- ④ 不登校
- ⑤ 暴力行為
- ⑥ 非行・不良行為
- ⑦ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）
- ⑧ 性的な被害
- ⑨ ヤングケアラー

北海道教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

委託した市町村がＳＳＷをより有効に活用することができるよう、任用するＳＳＷは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、ＳＳＷの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できること。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を5名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け必要に応じた支援。
- ・道及び36市町にSSWを延べ62名配置。SSWの資格は、社会福祉士22名、精神保健福祉士16名、その他社会福祉に関する資格6名、教員免許状33名
- ・心理に関する資格所有者7名、その他SSWの職に関する技能の資格所有者1名
- ・SSWの兼務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均127日程度の勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定状況・周知方法

ＳＳＷの職務、主な活動、ＳＳＷの効果的な活用に応じた留意点等、活動方針等について、ＳＳＷ活用実践事例集などにより広く周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全道連絡協議会や道の5地域で実施した地域別研修会に教職員が参加できるようにして実施

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全道連絡協議会…ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教職員等
- ・ＳＳＷフォーラム…ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教職員、学生、福祉関係機関担当者等

（2）研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…5回（札幌市、旭川市、釧路市、室蘭市、岩見沢市）
- ・ＳＳＷフォーラム…1回（札幌市）

（3）研修内容

- ・全道連絡協議会…令和元年度ＳＳＷ活用事業についての行政説明、大学教授を講師とした効果的なスクールソーシャルワークについての講話、事例発表及び協議（SVによる助言を含む）を実施
- ・地域別研修会…事例発表及び質疑応答、地域のアセスメントを中心とした研究協議及びASVによるスーパービジョンを実施
- ・ＳＳＷフォーラム…平成元年度のＳＳＷ活用事業の概要に関する行政説明、「スクールソーシャルワーカーの効果的な実践や自治体における体制づくりについて」と題した講演、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用につながった実践についてのパネルディスカッションを実施

（4）特に効果のあった研修内容

- ・全道連絡協議会では、スーパーバイザーから、これまでの取組を振り返ることの意義等についての講義を実施し、これまでの実践を振り返るとともに、これまでの実践における困難さ、現在と今後の課題について整理し、その後の活動につなげることができた。
- ・地域別研修会では、ＳＳＷの専門性の向上を図るため、全道5会場において児童虐待や不登校への対応など各エリアの課題に応じたテーマを設定し、講話や実践事例に基づいたグループ協議とエリア・スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施し、ＳＳＷの実践や学校との効果的な連携などについて理解を深めた。
- ・ＳＳＷフォーラムでは、実践報告及びパネルディスカッションを実施し、ソーシャルワーカーの役割と効果的なスクールソーシャルワークの体制づくりについての理解を深めた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

SVを1名設置するとともに、北海道の広域性から5名のASVを設置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等。

○活用方法

SV及びASVは、委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施。

（6）課題

- ・学校の教職員がさらに参加できるように実施する必要がある。
- ・協議が深まるよう、時間と協議すべきことのバランスを図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒を支援するための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒は、小学校6学年時にゲームが習慣化し、昼夜が逆転した生活を送り不登校となった。中学校入学後も不登校が続いていた。
- ・当該生徒は、幼少期に両親が他界し、祖父に育てられていた。祖父は寡黙であり、学校は家庭環境に課題があることを心配していた。
- ・保護者である祖父は、病気のため体が不自由となり、祖父の弟が同居するようになった。

（2）SSW等の活用と関係機関の連携

- ・SSWが中心となり、子育て支援課、民生委員、児童委員、祖父の介護支援事業所職員、生活保護のケースワーカー、教育委員会職員でケース会議を行い、現状について情報共有し、今後の支援策について検討し、それぞれの関係機関で役割を明確にし、継続的に支援した。

〈各機関の関わり〉

- ・SSWとケースワーカーは、当該生徒と話ができる大人を見だし、当該生徒への声かけを依頼するとともに、養育環境の現状の理解と改善に向け、祖父との相談を行った。
- ・学級担任は、頻繁に家庭訪問を行い、当該生徒との信頼関係を維持した。
- ・児童相談所と連携し、家庭に継続的な関わりをもたせた。
- ・子育て支援課などは、家庭で児童手当や就学援助を受け取れるよう手続を行った。

（3）当該生徒の変容

- ・祖父の当該生徒への関わり方の改善や、当該生徒との話合いをすることにより、不登校が徐々に改善された。
- ・祖父の弟の家で生活するようになり、不登校は解消した。

【事例2】生活困難を抱える児童生徒に対する活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒の家庭は、当該生徒を含み5人の子どもがおり、子どもたちはそれぞれ登校しぶりや学習内容の理解に困難が見られるなど、特別な支援が必要な状況であった。
- ・生活保護世帯で、父親は季節就労しており、家を留守にすることが多い。
- ・母親は、学校の対応に不満をもち、学校との関係は良好ではなかった。
- ・母親は、子育ての不安や困難さを感じSSWに相談した。

（2）SSWの活用と関係機関との連携

- ・SSWは母親との面談を実施し、必要に応じて助言をするとともに、学校や子育て支援課等と連携して母親への継続的な支援を行った。

〈各機関の関わり〉

- ・SSWは、学級担任との情報交換や状況確認を行い、具体的な対応等について助言した。
- ・児童相談所、子育て支援課や放課後等デイサービス担当者が、母親の養育に対する不安の解消のため、母親との相談体制を構築するとともに、子どもたちの発達の違いに対する支援を行った。

（3）当該児童の変容

- ・学校と家庭が、当該生徒の様子について情報共有し、小・中学校において一貫した指導を進めたことにより、当該生徒が登校できるようになった。
- ・母親は支援を受けたことにより、養育に対する不安が軽減され、当該生徒への声かけが穏やかになった。

【事例3】多子世帯に対する活用事例（⑦ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

（1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒の家庭は、当該生徒を含み6人の子どもがおり、子どもたちはそれぞれ不登校で、未就学の子どもは家庭での保育となっている。
- ・父親は、家の事業を手伝っている。
- ・母親は、過去の経験から、関係機関との接触を一切拒否しており、当該生徒に兄弟の世話をさせている。
- ・学校が、当該生徒の兄弟の世話で疲弊した様子を見て、当該生徒の今後のためにSSWの派遣を依頼した。

（2）SSWの活用と関係機関との連携

- ・SSWは、子育て支援課、保健センター、小中学校と連携し、家庭支援よりも当該生徒への支援の方が有効であると考え、当該生徒への支援策を検討した。

〈各機関の関わり〉

- ・SSW、学校関係者、子育て支援課において、家庭外での当該生徒の自己肯定感を高めること、本人の自立に向けた進路実現という目標を共有し、別の対応が必要となれば、SSWが対応する。
- ・学校において、担任や特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーが中心となった当該生徒への支援を継続する。

（3）当該生徒の変容

- ・当該生徒は、進学よりも就職することによって家から自立することを目指すなど、家の経済状況や自分の学習への取組について理解しできるようになった。

【４】成果と今後の課題等

(１) ＳＳＷ活用事業の成果

平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の配置市町村数と Ｓ Ｓ Ｗ の実人数を見ると、配置市町村数は徐々に増加しており、Ｓ Ｓ Ｗ の派遣先の市町村がその活用の成果を実感したことが考えられる。

	H27	H28	H29	H30	R01
配置市町村数	27	28	30	33	36
ソーシャルワーカー人数（実人数）	38	43	45	48	51

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ Ｓ Ｓ Ｗ の資質能力の向上
- ・ Ｓ Ｓ Ｗ 活用事業の周知

<課題の原因>

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格の Ｓ Ｓ Ｗ が多くない。
- ・ 学校からの Ｓ Ｓ Ｗ の派遣の要望が少ない。

<課題に向け実施した取組>

- ・ 具体的な取組の事例を収集し、Ｓ Ｓ Ｗ 活用事業の成果を発信する。
- ・ 実践事例集の作成、地域における各種会議や校内研修等への Ｓ Ｓ Ｗ の派遣による講演などを通して、Ｓ Ｓ Ｗ の役割や効果的な活用について周知し、Ｓ Ｓ Ｗ 活用事業の普及啓発に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ Ｓ Ｓ Ｗ の資質能力の向上
- ・ Ｓ Ｓ Ｗ 活用事業の周知

<課題の原因>

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格の Ｓ Ｓ Ｗ が多くない。
- ・ 学校からの Ｓ Ｓ Ｗ の派遣の要望が少ない。

<課題に向け実施した取組>

- ・ Ｓ Ｓ Ｗ ガイドラインを改正する。
- ・ 学校向けのリーフレットを作成し周知を図る。
- ・ エリア・スーパーバイザーの一層の活用を図る。

【事例2】生活困難を抱える児童生徒のための活用事例（①貧困対策）

< S S Wの配置形態：派遣型 >

段階	取組内容及び S S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	○ 当該家庭は、5人兄弟のうち、4人が小・中学校に在籍し、登校渋りや学習内容の理解について困難が見られるなど、特別な支援が必要な状況であった。 ○ 当該児童生徒の母親は、学校の対応に不満を抱いており、学校との関係は良好ではない。 ○ 当該児童生徒が幼い頃に、ネグレクトの疑いで児童相談所が関わり、その後、子育て支援課が継続して対応している。 ○ 当該児童生徒の母親は、子育ての不安や困難さについて S S Wに相談した。
② 学校内での方針の検討	○ S S Wが中心となり、<u>各学校で当該児童生徒の発達の遅れや必要な支援についての情報を共有するとともに、家庭の養育に対する支援策について関係機関と連携</u>しながら協議を進めた。 ○ ケース会議では、<u>児童相談所や子育て支援課など、関係機関による連携を図るため、状況に応じてメンバーを招集した。</u> ・ 内 容：ネグレクトが疑われる状況が発生した際の対応について 家庭の状況及び当該児童生徒の発達の遅れに応じた支援内容についての情報共有 ○ 学校と家庭の関係構築に対する支援 S S Wが、<u>母親の子育てや学校の指導内容について情報共有する場を設定した。</u> ○ 当該児童生徒の発達の遅れに対する支援 特別な教育的支援や、放課後等デイサービス等による支援を行う。 ○ 母親の養育に対する不安の解消に向けた支援 子育て支援課や放課後等デイサービス担当者と連携した相談体制を構築した。 ○ 関係機関の連携支援 <u>複数の関係機関が関わることから、情報共有や対応策について S S Wが調整する。</u>
③ 支援の実施	○ 当該児童生徒は、集団生活や対人関係において良好な経過が見られることから、特に、学習面の支援について各学校で連携して対応した。 ○ 医療機関における受診結果を基に、就学相談及び放課後等デイサービス利用に向けた相談を行った。 ○ 放課後等デイサービスや相談支援事業所、学校との当該児童生徒の発達の遅れに対する支援方針を共有した。 ○ <u>母親の困り感に応じて、児童相談所や子育て支援課、S S Wが対応</u>し、相談内容と対応方法を共有した。
④ 経過観察	○ 学校と家庭が、当該児童生徒の様子について情報を共有し、小・中学校において一貫した指導を進めたことにより、当該児童生徒が継続して登校するようになるなど、改善が図られた。 ○ 母親は、放課後等デイサービスなど、関係機関から当該児童生徒の養育に関わる支援を受けたことにより、養育に対する不安が軽減され、当該児童生徒への声掛けが穏やかになった。 ○ 当該児童生徒の状況を的確に把握し、課題に応じた支援ができるよう、各関係機関で情報を共有するなど連携しながら対応する必要がある。

青森県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小学校又は中学校及び関係機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 小・中学校対応（23名）、県立学校対応（7名）
- 資格 教員免許状（20名）、社会福祉士（10名）、精神保健福祉士（6名）
知的障害者福祉士（5名）
- 勤務形態 1日5～6時間 1週間3日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会へ配布・周知するとともに、教育事務所の指導主事と巡回訪問を実施し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用に関する周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各学期に校内研修を位置付けて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための具体的な取組を、教職員で共通理解を深める。また、スクールソーシャルワーカーが派遣された際には、コーディネーターが時間を割り振り、教職員に対して適宜、支援に対する指導助言を頂く機会を設定する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、県立高校担当教員

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回（5月、9月、2月）

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と課題、学校における保護者対応等に関する講義
- ・活用に関する地区別の協議及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各教育事務所や配置校で行われているケース会議の持ち方や事案対処の流れ等について協議及び情報交換することが実践で役立っている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**）

○活用方法

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが対応した事例を検証し合うことや、今後の対応に生かす事例検討会の回数を増やすなど、見識を広めることやスキルの向上を急ぐ必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校（登校しぶり）対応のための活用事例（④不登校、⑦その他（発達障害等に関する問題））

＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学校男子生徒（父子家庭、父と本人の2人家族）が1年1学期頃より登校をしぶり、2学期より不登校となる。本人は発達障害傾向であるが、父はあまりそのことを理解していない。市教育センターにて、通級指導を開始し、父と一緒に面談をする。精神面の不安定さも目立ち、欠席が増加する。

SSWは、本人がこのような状況にあるのは、単に発達障害だけではなく、家庭生活・家庭環境・生育歴等の背景が関係し、環境との不適合状態であることを家庭や学校に理解してもらえよう働きかける。特に、アドバイザーの立場より、社会福祉の視点から手法を提供する立場で、教職員に啓蒙した。本人の中では、教師とは別の存在として、SSWが常に居る安心感により、遅刻はあるものの3学期は2学期と比較しても欠席が減少傾向にある。

【事例2】各関係機関の効果的な対応のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ⑥非行・不良行為）

＜SSWの配置形態：派遣校型＞

SSWより、月に1度、中学校区内の児童生徒の状況を地域全体で把握し、支援する場が欲しいと依頼があった。SSWが、その会議を計画・運営することとして、参集範囲を、地教委（指導主事、主幹他）、小学校（校長又は教頭、特別支援コーディネーター）、中学校（校長又は教頭、生徒指導主事）、健康福祉担当課長、保健師数名とした。内容は、不登校児童生徒について、発達障害児童生徒について、問題を抱える児童生徒について（貧困、家庭環境、友人関係）、生徒の進学支援、医療機関への接続であった。会議を継続することで、学校だけではなく、複数の目で対応できたこと、1か月毎に短期の支援を行うことで早めの対応ができたこと、行政が入ることで、支援の役割分担ができたといった良い面が表れた。

【事例3】「⑧性的被害」または「⑨ヤングケアラー」については、該当する事案がないので記載しない。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和元年度の支援対象児童生徒数を平成30年度と比較すると、高校で同程度の189人、中学校で約22%増の230人、小学校では約3%増の297人となり、対応学校数は、272校と33校増で積極的な活用が図られていた。
- 支援対象児童生徒の抱える問題では、不登校と発達障害等に関する問題が全体の22%と最も多い。いずれも、生活習慣や躾など家庭の教育力に起因するケースが多く、家庭環境の背景を把握して改善に向けた支援を行うことで、学校生活が安定していく児童生徒も多い。こうした家庭環境の改善に働きかけるスクールソーシャルワーカーが今後ますます、学校にとって必要になってくると思われる。

（2）今後の課題

- 各学校に対するスクールソーシャルワーカー配置事業及びスクールソーシャルワーカーの活用に係る周知の継続。
- 社会福祉士や精神保健福祉士等、スクールソーシャルワーカーとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- 1回の相談で適切な見立てとアドバイスを求められる場合が多いことから、SSWとしての経験や力量形成のための研修が必要。

岩手県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校、家庭及び関係機関等との連携・調整により、困難を抱える児童生徒が置かれている環境の改善を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

県内６か所にある教育事務所に２～４名のＳＳＷを割り当て、相談ニーズに応じた配置を行った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：計１８名（非常勤）

資格：社会福祉士または精神保健福祉士１５名、教員免許状３名

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

令和２年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校及び市町村教育委員会に周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県内小中学校及び高等学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して「スクールソーシャルワーカー活用指針」に基づいた研修会を実施予定（令和３年２月）。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

本事業で任用された全てのＳＳＷ

（２）研修回数（頻度）

年４回（４月、７月、１０月、２月）

（３）研修内容

指導主事による講義、ＳＳＷの情報交換、事例検討等

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＳＷから提供された事例について検討を行い、ＳＶから助言をもらう事例検討が特に有効であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

○活用方法　ＳＳＷに対する助言、研修会での助言

（６）課題

事例検討における提供事例の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学2年生女子の事例。当該生徒は、「特に理由はないが、教室にはいたくない」と言って学校のトイレにこもり、その後、登校状況が不安定になりSCによるカウンセリングを受ける。その中で、自殺願望の言葉が出たため両親を学校に呼んで話を聞いた。これを受けて、翌週にSSWが保護者と面談したところ、父親から「新型コロナウイルス感染拡大対策のために在宅勤務となり、元気がない娘を目の当たりにすることが多くなったが、何を言って、どうやって関わればいいのかわからない」という不安が伝えられた。そのため、SSWは市の子ども家庭総合支援センターの家庭相談につなげ、当該生徒については「子どもクリニック」の受診を勧めた。両親は支援センターの担当者と、子供との関わり方について継続して相談中であり、当該生徒は別室登校しながら、少しずつ安定してきている。

【事例2】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学1年生男子の事例。当該生徒は、不登校傾向にあり、SSWは週1～2回家庭訪問し安否確認と学校からの配付物等を届けるなどして、学校と家庭のパイプ役を果たしている。登校した際には、相談室で面談や学習支援等をするなど担任とのパイプ役も果たしている。当該生徒は、徐々にではあるが登校できる日数が増えてきている。

【事例3】虐待の未然防止のための活用事例（⑧性的虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学3年生女子の事例。当該生徒は父親との二人暮らしの父子家庭である。父親が離職し家にいるようになってから不規則な欠席が目立つようになった。欠席理由として、発熱、体調不良等の申し出があるが、嘘であることもあり原因がはっきりしなかった。家族構成から性的虐待のリスクもあり得るとして、学校はSSWに対応を依頼し、SSWは家庭訪問により状況把握を行った。また、市の子育て応援課も要観察家庭として適時家庭訪問をしており、市の担当者と情報の共有を図った。しかし、性的虐待の兆候は見られなかった。登校渋りの原因がはっきりしないためあらゆる可能性を考えて引き続き関係機関と連携して見守りを継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援の対象となった生徒児童数やケース会議の開催状況等から、相談ニーズが高まっていると考えられる。

- ・支援対象となった児童生徒数 613人（H30 631人）
- ・ケース会議（学校、関係機関） 396回（H30 332回）
- ・ケース会議で扱った件数 2176件（H30 1705件）

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

課題1 スクールカウンセラーに比べて、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度がまだ低いことから、スクールソーシャルワーカーへの相談につながらない場合もある。

課題2 相談対象者の増加により、現状の人数では対応しきれなくなる地域が出てくる懸念がある。

＜課題の原因＞

課題1 スクールソーシャルワーカーの業務について周知する機会が少ないこと。

課題2 地域ごとのスクールソーシャルワーカーの配置バランスが現状に合っていないこと。

＜解決に向け実施した取組＞

課題1 「スクールソーシャルワーカー活用指針」を作成し、県内小中学校及び高等学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して研修会を実施する。

課題2 地域ごとの相談実績に応じて、スクールソーシャルワーカーの勤務時間の調整を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

スクールソーシャルワーカーの人材確保及び人材育成。

＜課題の原因＞

スクールソーシャルワーカーの職務遂行にあたっては、高度な専門性が求められるため。

＜解決に向けた取組＞

スーパーバイザーによる研修会の充実を図ったり、県の社会福祉士会と連携を図ったりしながら人材の確保・育成に努めたい。

宮城県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災による被災等のため、本県児童生徒の生活環境、教育環境は大きな変化が生じた。このような中で、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒が抱える様々な課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを、県教育委員会、希望する市町村教育委員会及び希望する県立高等学校に配置し、教育相談体制の整備に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 義務教育課 県教委及び市町村教委にスクールソーシャルワーカーを配置し、当該教育委員会の所管する学校等の希望に応じ派遣している。なお、市町村教委への配置については、希望する市町村への委託事業として実施している。
- 高等学校においては、希望する高等学校36校にスクールソーシャルワーカーを配置している。そのうち8校を拠点校とし、その学校から配置していない学校に派遣することにより、全ての県立高等学校に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数
小・中学校 34市町村にのべ67人（実人数48人） 高等学校 36校にのべ36人
- 資格
小・中学校 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）37人、準ずる者（退職教員等）11人
高等学校 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）18人
- 勤務形態
小・中学校 勤務形態については、市町村の実情に合わせて決めている。
高等学校 年12～36回勤務し、1回当たりの勤務時間は6時間としている。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 義務教育課 平成30年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針（教育委員会、学校用）」、「スクールソーシャルワーカー活動指針（スクールソーシャルワーカー用）」を策定し、学校及び市町村教育委員会に周知した。
- 高校教育課 「S S W活動事例集」を年度初めに各高等学校及びスクールソーシャルワーカーに配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 義務教育課 市町村教育委員会において、任用しているスクールソーシャルワーカーが講師となり、教員対象の研修会を実施し、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知した。
- 高校教育課 スクールソーシャルワーカー連絡会議として、学校担当者がS S Wと共に研修等を受ける機会を設けている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 義務教育課 スクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会事業担当者
- 高校教育課 スクールソーシャルワーカー及び学校担当者

（2）研修回数（頻度）

- 義務教育課 年5回（有資格者・初任層・準ずる者・市町村担当者対象の全体研修：1回
初任層・準ずる者対象：3回 有資格者対象：1回）
- 高校教育課 連絡会議2回 研修会1回

（3）研修内容

- 義務教育課
 - ・スクールソーシャルワーカーの服務、職務内容
 - ・講義 「スクールソーシャルワーク～何を活動基盤とするか～」
講師 日本社会事業大学名誉教授 日本スクールソーシャルワーク協会名誉会長 山下 英三郎 氏
 - ・事例検討
- 高校教育課
 - ①連絡会議
 - ・県の施策やスクールソーシャルワーカーの配置・活用等に係る説明
 - ・講演 「SNS等によるトラブルの現状と対応について」
「犯罪被害者の心理と支援について」
講師 宮城県警察本部生活安全部少年課少年事件係 係長 豊島 伸晃 氏
宮城県警察本部犯罪被害者支援室 心理専門官 浅野 晴哉 氏
 - ・研究協議 「性犯罪被害想定事例をとらえてS S Wを活用した対応について考える」
 - ②自死対策研修会
 - ・講演 「チーム学校の構築～自死が起きた時の対応」
 - ・演習 「事例に基づくケーススタディ」
講師 日本教育カウンセラー協会理事 藤川 章 氏

（4）特に効果のあった研修内容

- 義務教育課
 - ・演習課題に関する実践レポートに基づいた検討は、多様な視点から意見が出されて、関係機関との連携等について学ぶ機会となり有効であった。
- 高校教育課
 - ・SNSによるトラブルの複雑化やSNSを利用した犯罪の増加、警察と連携した対応の必要性等について研修し、識見を深めた。
 - ・犯罪被害者支援における心理職の役割と被害者の心理状況、また、被害者の心理状況を踏まえた支援の重要性について研修し、識見を深めた。
 - ・生徒の自死又は自死が疑われる死亡事案が起きた時の、背景調査の在り方等について理解を深めるとともに、ケーススタディを行うことで組織的な対応について理解を深めることができた。
 - ・研究協議においては、架空の事例を通してケーススタディを行うことにより、学校担当者とS S Wが、対応に配慮又は注意すべき点を確認しながら、意見交換をすることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (有 ・ 無)

○ 活用方法

- ・ 市町村で任用しているスクールソーシャルワーカーからの相談への対応や支援
- ・ 学校、市町村教育委員会等が主催するスクールソーシャルワーカーの活用等に関する研修会の講師
- ・ スクールソーシャルワーカー及び教職員への助言及び援助
- ・ 生徒や保護者、教職員及び関係機関とのネットワークの構築

(6) 課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの経験に応じた有効な研修内容を設定していく必要がある。
- ・ 高校の場合、生徒が広範囲から入学しているので、生徒の住んでいる地域の外部資源との連携方法が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境に課題を抱える不登校生徒支援のための活用事例

(①貧困対策, ②児童虐待, ④不登校, ⑥非行・不良行為) <派遣型>

- ・ 父親からのDVにより母親が精神的に不安定な状況が続き、当該生徒は母親から罵声を浴びせられるなどの行き過ぎたしつけを受けていた。当該生徒は学校を休みがちになり、部屋にこもり、暴れる、食事を取らない、家出を繰り返す等の行動が見られた。
- ・ SSWが母親と面談を繰り返し行い、母親自身の不安を受け止めながら、外部機関からのサポートについて話し合った。
- ・ 当該生徒の家出を契機に、警察や児童相談所と連携し、父親へ介入したことにより、DVが改善し、母親の精神的な安定が図られた。
- ・ SSWが当該生徒の学級担任とともに月1回の家庭訪問を続け、当該生徒の思いを確認し、母親への橋渡しを行った。このことにより、家庭内の関わりに変化が見られ、当該生徒の生活リズムが整ったことで、学習意欲につながり、別室登校を始めるに至った。

【事例2】不登校生徒支援のための活用事例 (④不登校) <拠点校型>

- ・ 中学2年から不登校となり、進級しても登校する意欲がわかず、修学旅行にも参加できなかった。
- ・ SSWは母親と何度か面談することで信頼関係を構築し、母親から当該生徒への働き掛けによって、当該生徒と面談を行った。
- ・ SSWは面談の中で、当該生徒の学校を休むきっかけとなった際の気持ちを受け止めたり、今後の学校生活の中でやりたいことや取り組まなければならないことを引き出したりして、教育支援センターへの通所につなげた。
- ・ SSWが教育支援センターと情報を共有し、当該生徒への支援体制を整え、また学校への働き掛けにより、当該生徒と学級担任との信頼関係を築くことができた。その後、当該生徒は受験勉強にも自主的に取り組むようになった。

【事例3】ヤングケアラーの児童支援のための活用事例 (⑨ヤングケアラー) <派遣型>

- ・ 元々、要保護児童対策協議会で取り上げられるケースであったが、弟が誕生した頃から、小学6年と小学3年の女儿が母に代わって家事や弟の世話をすることが多く、「世話が終わって深夜になっても夜泣きで眠れない」と話すようになった。小学6年の女儿は「家出をしたい」と話し、中学生の兄は学校に行かずにゲームばかりするようになった。
- ・ SSWは中学校や子育て支援課等の行政機関と連絡を取り、一家が置かれている状況に関して情報共有を行い、役割分担を確認した。
- ・ 母親の子育てについては、健康福祉課の保健師が関わり、母親が「新生児を育てるのにふさわしい環境をつくりたい」と部屋の片付けを行うようになった。また、家事・育児が小学生女儿の負担にならないように、一家の家事分担の見直しを行った。
- ・ 中学校では、家庭訪問の機会を増やし、経過を見守った。(後に学校復帰)
- ・ SSWは教師と共に小学生女儿2名の面談を行い、生活の様子や困っていることを丁寧に聞き出し、喪失感をニーズに転換するような働き掛けを行った。そこで言語化された内容を、教師や子育て支援課、保健師らで共有し、子供たちのニーズを親に伝えていくという作業を繰り返し行っている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 義務教育課

委託を希望する34市町村にスクールソーシャルワーカーをのべ66人配置し、要請のあった学校に派遣した。支援対象児童生徒は2,021人、派遣日数は4,161日、学校訪問は5,814回、家庭訪問は823回であった。主な支援内容は、①不登校(942件) ②家庭環境の問題(754件) ③発達障害に関する問題(399件)で、解決・好転率は、51%であった。

○ 高校教育課

希望する36校にスクールソーシャルワーカーをのべ36人配置し、要請のあった学校にも派遣した。支援対象生徒は、486人。派遣日数は794日。家庭訪問など訪問回数は26回であった。連携した機関は①児童生徒福祉関係機関(134件)、②保健医療機関(58件)であった。主な支援内容は、①家庭環境の問題(513件)、②不登校(312件)、③心身の健康・保健(267件)であった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

イ スクールソーシャルワーカーの資質向上 ロ 関係機関と連携、協働した取組の一層の充実

<課題の原因>

- イ 子供を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、支援が難しいケースが多くなっている。
- ロ SSWの役割や活動内容についての周知が図られていない。

<解決に向け実施した取組>

- イ SSW対象の研修内容の工夫
- ロ 市町村における関係機関との合同会議やSSWを講師とした研修会の実施

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SSWの資質向上と効果的な活用

<解決に向けた取組>

- ・ SSWの経験年数に応じた研修内容の工夫
- ・ 市町村における教育相談体制づくりへの支援(教育支援センターの整備等)
- ・ SCやスクールロイヤーとの合同会議等の実施

秋田県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・高校教育課、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計５か所に配置

（３）配置人数・資格・勤務形態

＜配置人数＞ 高校教育課、総合教育センター、３教育事務所にそれぞれ２名、合計１０名

＜主な資格＞ 社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者５名、退職教員５名

＜勤務形態＞ １日６時間×９６日

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・事業内容やＳＳＷの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校等に配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ＳＣ、ＳＳＷ、各中学校の教育相談担当者等を対象とした不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会を年１回開催し、ＳＣやＳＳＷの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・県内のＳＳＷ及び生徒指導担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・年１回 適応指導教室等ネットワーク協議会

（３）研修内容

- ・教育相談体制の充実について
- ・これまでの取組及び成果と課題
- ・関係機関等との連携の在り方 等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置：無
- ・活用方法：無

（６）課題

- ・生徒指導上の諸問題に対する未然防止に向けた取組や、ＳＣと連携した対応
- ・ＳＳＷとしての力量を高めるための研修の場の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜派遣型＞

高校女子生徒は、父子家庭で、父親が経営する会社が破産状態であり、経済的に困窮しており、食料確保も困難な状態である。また、本人は大学進学を希望しているが、このままの状態では困難であり、現在は叔母が本人の世話をしているが、どうすればよいかと学校からSSWに相談があった。

SSWから学校へ市の福祉総務課に相談することを勧め、SSWからも福祉総務課へ本生徒の状況を連絡し伝えた。また、SSWが叔母及び本人に対してフードバンクの利用を勧めた。

その後、学校へ福祉総務課担当が来校し、家庭の経済状況、食事及び大学進学について相談した。経済状況については負債が本人に及ばないようにすること、食料はすでに市がフードバンクから調達できていること、大学進学に関しては主に奨学金のことについて、支援及び助言を得ることができた。その後も福祉総務課と相談しながら対応している。

【事例2】不登校、発達障害等に関する問題のための活用事例（④不登校、⑦その他）＜派遣型＞

小6男子は、小2の頃より不登校であり、自閉症スペクトラムと診断されている。家ではゲームばかりしている。排便後の処理や入浴は母の世話が必要で、思い通りにならないときには暴力を振るう。父は単身赴任である。

小5の7月に、学校からSSWに相談があった。以後、教職員や保護者との面談、家庭訪問を繰り返したり、NPO法人を紹介したりしてきた。

最近は、SSWの家庭訪問に対し、児童が自ら出迎えるなど、良好な関係を構築できている。また、以前はできなかった外出も少しずつ可能になった。中学校進学に伴い、特別支援学級に転籍することになり、小学校・中学校・保護者による面談にSSWも同席した。母親の不安を少しでも軽減すること、当該児童の社会性を育むことを目標とし、家庭訪問等を継続している。

【事例3】

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースに対応できており、関係機関との連携も機能している。
- ・生徒指導推進会議や校長会・教頭会等で周知した結果、どのようなケースでSSWを活用すればよいかにについて、学校の理解が広がってきている。
- ・多様で複雑な家庭環境を背景とする児童生徒に対し、SSWが新たな視点から学校と保護者の間をつなぐ役割を果たすことにより、状況が好転しているケースがあった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・対象児童生徒の背景にある状況等が多様化しており、SSWの専門研修やSVの配置が必要になってきていると感じている。
- ・常勤ではないため、全ての相談に即時対応することが困難である。
- ・経済的困窮を含む家庭の問題について、不登校や問題行動といった形で表面化していない児童生徒への

対応が難しい。

＜課題の原因＞

- ・ S V の未配置
- ・ S S W の配置人数及び配置時数の不足
- ・ 専門家を招いた様々な事例に対する効果的な研修の未実施

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ S S W による事例検討会及び情報交換会の実施

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ S S W と S C が連携して支援の方策を検討する必要があるが、日程調整が難しい。
- ・ 発達障害等の医療的な分野に関わる内容について、その知識や技術等を研修する場が少ない。
- ・ 学校が、問題が長引いたり、こじれたりしてから S S W を要請することが多い。

＜課題の原因＞

- ・ S S W と S C の従事時間や担当地域の違い、従事体制が異なることにより、互いの連絡調整が容易でない。
また、互いに顔を合わせる機会が少ない。（年間 2 回程度）
- ・ 発達障害のある児童生徒は、一人一人の状況等が異なるため、対応に苦慮することがある。
- ・ S S W の存在の周知は進んでいるが、どのような状態の際に派遣要請すればよいかの判断は各校でまちまちである。

＜解決に向けた取組＞

- ・ S S W と S C の情報や意見交換を主とした協議会や研修会の実施
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒への対応に関する研修会の実施
- ・ S S W の活用方法、活用事例等の学校関係者への伝達

山形県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめや不登校等を課題とする小学校にスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷという。）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実態を踏まえた支援を行うことができるようにする。
- ・ 県内４教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」にエリアスクールソーシャルワーカー（以下エリアＳＳＷという。）を構成員として含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにする。
- ・ 県内の市町村にスクールソーシャルワーク・コーディネーター（以下ＳＳＷＣという。）を派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築等の支援を行うことができるようにする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ ＳＳＷ、ＳＳＷＣの任用については、県ホームページに掲載し、公募により人材確保に努めている。
- ・ ＳＳＷ、ＳＳＷＣについては、市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定している。
- ・ エリアＳＳＷについては、特に生徒指導業務に精通している者を各教育事務所に１名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止及び適切な対応に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数： ＳＳＷ１７人（小学校１７校） エリアＳＳＷ４人（教育事務所４か所）
ＳＳＷＣ９人（９市町）
- ・ 主な資格： 社会福祉士９人、精神保健福祉士４人、教員免許１９人
- ・ 勤務形態： ＳＳＷ …原則 週２日×６時間×３５週 年間４２０時間以内
エリアＳＳＷ …原則 週３日×４時間×３５週 年間４２０時間以内
ＳＳＷＣ …原則 週３日×４時間×３５週 年間４２０時間以内

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、連携・協力体制の構築を図っている。また、県内４教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 全県及び県内４教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ＳＳＷ、エリアＳＳＷ、ＳＳＷＣ（その他、県独自事業の教育相談員、希望者）

（2）研修回数（頻度）

全県研修会：年２回 教育事務所研修会：年２回

（3）研修内容

- ・ 第１回全県研修会 講話・演習「学校・関係機関の連携による児童虐待問題への対応」、分科会
- ・ 第２回全県研修会 講話・演習「青少年の健全育成と関係機関の連携」、分科会
- ・ 教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 具体的な事例に即した研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

○活用方法 エリアＳＳＷ、ＳＳＷＣによる域内への支援・助言

（6）課題

- ・ 学校内におけるチーム体制の強化につながる研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困、不登校改善のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

生徒Aは、父親と祖母の3人暮らしで、父親が無職であることから、祖母の金銭的支援によって生活していた。父子の関係は良好だが、父親の怠慢な生活態度が生徒Aにも影響しており、不登校（1年に数回登校）の状態で、適応指導教室にも1年に数回通う程度であった。

スクールソーシャルワーカーは、福祉部局と連携して家庭訪問を行い、父親と生徒Aの状況把握を行った。その後、学校と適応指導教室を含めた関係機関とケース会議を開き、今後の対応について検討した。福祉部局は父親の就労支援、学校と適応指導教室は生徒Aの学習支援、スクールソーシャルワーカーは父子との定期的な面談を継続しながら、関係機関との連携を図り、コーディネート役として関わっていった。

継続支援の結果、これからの生活について前向きに話をするようになり、父子ともに改善が見られた。父親は就労についても前向きに考え始め、その影響が生徒Aの登校意欲にもつながり始めている。今後も引き続き関係機関と連携しながら就労支援と学習支援を継続していく。

【事例2】生活リズム改善のための活用事例（④不登校 ⑦その他）＜派遣型＞

児童Bは小児うつ病の診断を受け通院中であり、朝はなかなか起床できず、遅刻や欠席してしまうことが多かった。状況に疲弊した母親から夏休み前にスクールソーシャルワーカーへ、児童Bの起床及び服薬に関する相談があった。それを受け、児童Bの担任、特別支援教育コーディネーターとともに母親と面談し、地域の民生委員の協力も得て児童Bを見守ることになった。

2学期に入り、今後の支援につなげるために、スクールソーシャルワーカーが児童Bと面談を行った。児童Bは起立性障害であることを医師から聞き、自分の気持ちを周りの人たちに知ってもらいたいという気持ちが生まれ、カウンセリングを希望したため、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを行うことになった。母親もカウンセリングを受け、児童Bと冷静に向き合えるようになっており、学校やスクールソーシャルワーカーとの定期的な面談を重ねることで精神的に安定してきたように見受けられた。

児童B自身が自分の抱える症状の原因を理解できたことや、学校の先生やクラスメートが児童Bの状況を受け止め、理解し始めていることで、学校生活を安心して送ることができるようになってきた。今後も引き続き、児童Bに対して関係機関が連携して支援を行うとともに、母親に対してもストレスを抱え込んでしまわないように、ストレスを発散できる場や精神的な支えとなるような支援の構築を検討している。

【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例

記載できる事例はない。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・単独校型による支援は、虐待の問題、心身の健康・保健に関する問題、発達障害等に関する問題が増加している。校内でのSSW活用が図られることにより、一人当たりの支援対象児童生徒数が増加している。

※単独校型による支援対象児童生徒数（SSW一人当たり）【H30】23.3人 → 【R01】26.2人

- ・派遣型であるエリアSSW、SSWCの周知・活用が進み、要請により対応した学校が増えたことによって、一人当たりの支援対象児童生徒数が増加している。（中核市は除く）

※派遣型による支援対象児童生徒数（SSW一人当たり）【H30】14.7人 → 【R01】16.6人

- ・派遣型による支援において、継続支援の対象になっている児童生徒が抱える問題は複雑化しており、学校だけでは解決が困難な多様な事案に対応している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・有資格者の人材確保
- ・SSWの資質向上と支援の充実

＜課題の原因＞

- ・雇用形態（非常勤）によるもの
- ・市町村独自予算による任用

＜解決に向け実施した取組＞

- ・県ホームページにおいての公募
- ・資質向上や支援の充実のため、全県や県内4教育事務所における研修会の実施及び研修内容の充実

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・有資格者の人材確保
- ・SSWの資質向上と支援の充実

＜課題の原因＞

- ・雇用形態（会計年度任用職員）によるもの
- ・市町村独自予算による任用

＜解決に向けた取組＞

- ・県ホームページにおいての公募
- ・社会福祉協議会及びSSW養成の大学との連携、情報交換
- ・資質向上や支援の充実のため、全県や県内4教育事務所における研修会の実施及び研修内容の充実

福島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害の大きかった市町村や多くの児童生徒を受け入れている市町村や学校へＳＳＷを派遣し、当該児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにする。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成３０年度から継続採用となるＳＳＷについては、児童生徒・保護者のみならず、教職員との関係構築のためにも原則同一地区（市町村）配置としており、新規採用者については居住地区等も考慮した上で、助言・援助が効率的にできるような配置を工夫している。

採用計画上においては、志願書類を精査するとともに、ＳＣ担当指導主事や高校教育課生徒指導担当指導主事、さらに高校教育課主任指導主事及び義務教育課主任指導主事が面接官となり、ＳＳＷとしての資質・能力に加え、人物面でもしっかり評価できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は７つの教育事務所に２２名、３１市町村に３４名、のべ５６名を配置している。

【主な資格】社会福祉士（２０名）、精神保健福祉士（１０名）、教員免許状（１４名）、その他

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」を平成２６年４月に発行し、県ホームページにも掲載している。本ガイドブックは、福島スクールソーシャルワーカー協会はじめ、大学教授等の有識者より助言をいただき、取りまとめた。（平成３０年度一部改訂）

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカー自らが講師として、依頼のあった学校において研修会を開催した取組や、ソーシャルワーカー通信を定期的に発行する取組もあった。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○ＳＳＷ ○ＳＳＷ担当指導主事（教育事務所・市町村教委） ○ＳＳＷスーパーバイザー（ＳＶ）

（2）研修回数（頻度）

- 推進協議会（年２回）・・・全ＳＳＷ、ＳＶ等
- 代表者打合せ会（年１回）・・・各教育事務所配置ＳＳＷの代表者及びＳＶ
- ＳＳＷ研修会（年１回）・・・全ＳＳＷ、ＳＶ、指導主事
- 域別研修会（年４回程度）・・・各教育事務所主催の研修会。年４回～６回開催

（3）研修内容

○事例研修会 ○ＳＶによるスーパービジョン ○講師による講演 ○年間計画と活動のまとめ

（4）特に効果のあった研修内容

様々な困難さを抱えた児童生徒に関わる機会の多いＳＳＷに、特別支援教育の視点から研修を深めるために講師にお招きし、「発達障がいのある児童生徒の理解と教職員への支援」という演題のもと、基本的な内容や具体的な事例を基に御講演をいただく機会があった。他にも全体研修の場においては、本県ＳＳＷスーパーバイザーから支援体制の充実とＳＳＷに必要な資質を高めることができるような講話をいただいた。

また、各域別研修会においては、普段個人での活動が多くなるＳＳＷ同士が情報を共有することを通して、より効果的な支援方法や関係機関との連携方法などを学んだ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （有） ・ 無 ）

○活用方法

各教育事務所や市町村教育委員会等の要請に応じ、ＳＳＷに直接指導助言を行っている。

（6）課題

○本県の子どもたち、その子どもたちを取り巻く家庭環境等に直接的に援助を行うＳＳＷに対する期待感やニーズは年々高まっている。同時に、児童生徒を取り巻く問題や困難さは複雑化している。ＳＳＷは「チーム学校の一員」であるという認識を現場の教職員に浸透させ、各学校においてＳＳＷを効果的に活用する在り方を検討させるとともに、ＳＳＷは多様なニーズに対応できる資質・能力の向上が必須である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困を背景に持つ成績不振のための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

－状況－

高校生。成績不振のため留年か転学を勧められた。親は精神疾患のため長期間就労できず、家賃滞納によりライフラインを止められ生活困窮。祖母が本児を預かっているが、祖母は限界を感じていた。当該生徒は喫煙、無断外泊、パチンコ店出入り等の問題行動もある。家出をしたこともある。

－対応－

祖母を交えた校内支援チーム会議を開催。親の生活再建を最優先とし、親子と一緒に生活できることを目標にするとともに、卒業中学校からの情報収集と親との面談を実施し、実態確認を行った。その後、親に対しては心療内科受診同行、自立支援窓口での就労支援とフードバンク利用手続き同行、児童扶養手当手続きと短期被保険者証更新手続き同行、廃車手続きや部屋のゴミ撤去の費用交渉等を行った。

当該生徒の家出の際は、祖母と一緒に捜索。その後、警察署に捜索願いを出すために祖母に同行し、情報提供。発見後、当該生徒は祖母宅に戻りたくない意思を示したため、児童相談所に一時保護。退所に向け、児童福祉司や心理士と協働し、親子面談を実施。両者の意向確認。その後、当該生徒の転学手続きに同行した。

－成果と課題－

祖母からの金銭的援助、高校担当指導主事の協力等があったことで、親は正規採用で就労し生活再建をすることができ、親子と一緒に生活することができている。滞納していた家賃も分割で支払い、社会的責任を果たしている。当該生徒は通信制高校に転学し、アルバイトを始めた。転学前の学校の福祉に対する認識不足が課題として残った。

【事例2】不登校のための活用事例（①家庭環境の問題、②児童虐待（未然防止）④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

－状況－

学校は家庭訪問や家庭との話し合い、SCとも連携していた。小学6年時にSSWを要請。母親との面談で、教師への不信感とプレッシャーから本児を強く叱責し、手をあげることが判明。また夫との関係、障がいを持つ本児のきょうだいの世話など、母親の負担とストレスが判明。SSWが本児と面談すると、学校への不安、母親への恐怖、きょうだいとの対応の違いへの不満を話した。

－対応－

ケース会議を開催し、家庭環境や本児の特性など、本児が持つ困難さを共有し役割分担を決めた。担任は本児との関係と校内での居場所作り、養護教諭は本児の登校サポートと母親ケア、SSWは母親の叱責等に対する警告と受容、登校のきっかけ作り、学校全体で母親や本児への声かけや温かい雰囲気作りをすることとした。その後、母親からの叱責はなくなり登校できたが、数か月後また登校が滞る。本児のきょうだいの生活リズムや行動の影響があることがわかり、きょうだいの担任・通級担当教諭も加わったケース会議を開催。会議では今までの成果ときょうだいへの働きかけを確認した。その後も定期的にチームで情報を共有することで、今まで見えなかった新たな要因が明らかになり、その都度対応した。

－成果と課題－

学校とSSWが本児の困難さや家庭環境など、不登校の背景を探ったことで支援の方向性が見え、具体的に何をするかを明確にした。定期的なケース会議を重ねることで、それぞれが役割をしっかりと果たし、必要な時に支援の軌道修正ができた。また会議を開催することで教師のエンパワーメントが発揮され、学校のチーム力があがった。課題は、中学卒業後の進路と本児のサポートをどうしていくかである。また母親への支援は卒業後も必要であり、課題である。

【事例3】ヤングケアラーに関する活用事例：なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWについてのアンケート調査の結果、「信頼関係を構築し、協力的に活動できているか」という問いに100%のSSWが「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答した。同様の質問に対する学校現場の回答も94%に上り、SSW活動に満足感と効果を感じていることがわかる。また、「関係機関との連携を図っているか」という問いに対して、SSWは95%が、学校は78%が「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答し、組織的な対応ができている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

SSWが「チーム学校」の一員として、組織的な対応が十分ではない。

＜課題の原因＞

SCと比較し、SSWの役割についての十分な理解が進んでいない。

＜解決に向け実施した取組＞

SSWとSCとの連携を図る。研修会等で「チーム学校」の一員たるSSWについての理解を深める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

SSWに対するニーズは年々高まっており、SSWに対する認識も広がっている。一方で、SSWに問題事案等を一任してしまい、チームとしての組織的対応が不十分である事例も見られた。

＜課題の原因＞

SSWへの理解が進んだことにより、「SSWが何とかしてくれる」という認識や、SSW自身も一人でケースを抱え込んでしまうことが原因である。

＜解決に向けた取組＞

教職員への理解促進のため、SSWが主となって関わっている学校においてコンサルテーションを行えるよう、SSW研修会等においてスーパーバイザーからの指導助言及び研修の機会を増やす。

茨城県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を、支援を必要としている市町村立学校、県立学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会又は県立学校からの派遣要請に応じて、ＳＳＷを派遣
- ・経験豊富なＳＳＷをスーパーバイザー（以下「ＳＶ」）として派遣し、ＳＳＷの資質の向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・ＳＳＷを採用する際には、一般公募にて広く人材を募っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 派遣人数：24名（26名採用）
- ② 資格：社会福祉士20名、精神保健福祉士10名、教員免許保有者10名（重複有り）
- ③ 勤務形態：【派遣型】小・中学校等：1回4時間（派遣回数は原則5回又は12回）
県立学校：1回2時間
※実態に応じて、派遣回数等を変更可能

（4）ＳＳＷに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【主な内容】ＳＳＷ活用事業の、①目的、②派遣方式、③勤務形態、④実施方法、⑤事業実施に当たっての配慮事項、⑥活動のイメージ、⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】上記資料を、各市町村教育委員会、各県立学校に配付するとともに、指導主事等研究協議会、ＳＳＷ派遣事業説明会において活用方法等を周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ＳＳＷ派遣事業説明会で担当教職員に対して研修を実施。ＳＳＷが派遣された学校においては全職員にＳＳＷの活動が理解されるよう、ＳＳＷが周知チラシを作成し配付する取組事例も見られた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ＳＳＷ

（2）研修回数（頻度）

- 年2回（4月、2月）

（3）研修内容

- 「令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る組織及び連絡体制づくり、活動の方向性についての共通理解
- いじめや不登校等の問題行動を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援についての講話
- 個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携

（4）特に効果のあった研修内容

- 講話「いじめ問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方」
講師 公益社団法人日本社会福祉士会 アドバイザー 愛沢 隆一
- 講話「スクールソーシャルワーカーの現在地 ～資質・力量向上を目指して～」
講師 日本社会事業大学 客員准教授 土屋 佳子
- 個別のケース検討では、事例を基に対応を協議し、その後の実践に結びつく研修となった。

（5）ＳＶの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置：有
- 活用方法：ＳＳＷが行う支援に対する指導及び助言
派遣校での教職員研修等への指導及び助言
その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

（6）課題

- ＳＳＷの人材育成、資質向上を図る取組の充実
- 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解の深化

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境や養育態度（ネグレクト）改善のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）＜派遣型＞

小学生A、B、Cの兄弟が同じ小学校に在学。兄弟が多く、うち2名が未就学児。両親ともにネグレクト傾向が強く、衣食住の面倒を十分に見てもらえないことが多い。父親は他に住居があり、週末に自宅に帰ってくる。母親は深夜の仕事で、夜は子どもだけで過ごすことが多い。学校からの要請により、SSWを派遣。特に遅刻が多いA、Cを中心に、担任、民生委員とSSWが協力して家庭訪問での声かけや話し合いを進めるとともに、市子ども課を含めたケース会議を実施し、家庭環境や養育態度の改善を図ってきた。その後、A、Cの欠席は大幅に減少し、自力での登校もできるようになったが、子どもが多いためネグレクト傾向は続いており、今後もSSW及び関係機関の継続した関わりが必要である。

【事例2】周囲との関わり方を身に付けるための活用事例（⑦その他（発達障害等に関する問題））＜派遣型＞

高校生D。精神的に不安定になりやすく、学校、市の福祉課、病院、警察、児童相談所、発達障害者支援センターと連携を取りつつ生活を見守っていたが、感情のコントロールができず、家庭内暴力や自殺へと発展することも危惧されたため、学校にSSWを派遣し、関係者の連携の中心的役割を担った。また、Dへの関わりとしてSSWが教職員と家庭訪問し、生活リズムの調整や通院、登校を促す等、信頼関係を築くとともに、母親に対しては市の福祉課や発達障害者支援センター、病院への対応も一緒にいき、Dの気持ちに寄り添いながら落ち着いた生活が継続できるよう支援してきた。

【事例3】不登校解消のための活用事例（④不登校、⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

中学生E。弟妹4人と本人、母親の6人家族。母親が前夫からDV被害を受けたことで転居してきた。母親は交際の男性との子を出産予定。本人は、転校等、環境の変化から登校しぶりが見られたが、3歳の妹の面倒をみるために学校を休むこともあった。本人は学習や家庭生活に対する不安から心療内科も受診していた。学校からの要請により、SSWを派遣。少しずつ本人との信頼関係を築くことに努めるとともに、市役所の保健士や小学校の教員等とも連携し、母親が安心して相談できるネットワークを形成した。家庭への支援が安定した頃から、本人から進路やライフプランについての相談も増えていった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 平成23年度の事業スタートから9年目を迎え、SSWの取組が充実

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	9名	11名	13名	17名	24名
派遣校	24校	55校	87校	112校	133校
市町村立学校	24校（173名）	38校（201名）	60校（396名）	78校（587名）	95校（767名）
県立学校	—	17校（53名）	27校（77名）	34校（115名）	38校（116名）
派遣回数	230回	494回	608回	695回	979回

※（ ）内は、支援の対象となった児童生徒数

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 1 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解
- 2 派遣回数・派遣時間の検討（学校のニーズに応じた対応）

＜課題の原因＞

- 1 資料等による周知により、SSWの存在は広く認知されてきているが、学校へのSSW派遣の有無により、実際の事案に関わるSSWの活動の様子を見る（関わる）か否かで、理解の深まりが変わってくる。

＜解決に向け実施した取組＞

- 2 派遣回数を原則5回または12回としているが、市町村教育委員会、教育事務所と相談のうえ、学校のニーズ・事案の内容に応じて、派遣回数を増減させて対応している。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 1 SSWの人材確保と人材育成
- 2 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解の深化

＜課題の原因＞

- 1 SSWの認知、理解の深まりとともに、学校におけるSSWの需要も増加している。事案の対応に当たるSSWに対し、学校が派遣を求める要素として、適切に関係機関へつないでいく経験・スキルや、継続した関わりにより構築された信頼関係等が挙げられるため、新規SSWの派遣は歓迎されない雰囲気がある。

＜解決に向けた取組＞

- 1 新規事案の学校に対し、新規採用SSWを派遣し、実践経験を積んでもらう。また、経験豊富なSSWから助言・指導を受ける機会を増やす。（研修会の実施、SVの申請・派遣）

栃木県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 貧困など福祉の支援が必要な家庭に対し、保健福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
- ・ 学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所（7カ所）に1～2名を配置し、保健福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、それぞれの専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わることができるようにした。また、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多くあることから、2名の健全育成担当スクールソーシャルワーカーと8名の福祉的支援担当スクールソーシャルワーカーが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：10名
- ・ 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許、養護教諭免許、産業カウンセラー
- ・ 勤務形態：1日当たり6時間、年間勤務日数105日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱要綱（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）」を策定し、文書、学校訪問及び県教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を学校等へ配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 県内スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、各市町教育委員会担当指導主事 等

（2）研修回数（頻度）

- ・ 研修会2回、連絡会議3回

（3）研修内容

- ・ 研修会：有識者を招いての講話及び班別研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「RJサークル」というワークショップ形式の演習において、一人一人の参加者が意見を発表した。
- ・ 「災害とソーシャルワーク」と題し、災害の被害に遭った家庭に対する支援に関する講義を実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（**有**・無）

○活用方法：対応策の決定や対応が困難なケースについて、スーパーバイザーからの助言を受ける。

（6）課題

- ・ 適切なケース対応の参考になる事例検討会等の実施に向け、スクールソーシャルワーカーのニーズを把握する必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーが今日的な課題に適切に対応することができるよう、学校現場の実態等を踏まえた研修内容を企画する必要がある。
- ・ 関係機関、教育委員会等の担当者の連携や相互理解を深めることができるよう、研究協議の方法等を工夫する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母親から暴力を受けていると訴えている生徒への活用事例（②児童虐待）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

- （1） 該当生徒：高校2年生 女子生徒（現在3年生）〔以下A〕。
 - （2） 家庭の状況：母子家庭（母親は外国籍）〔以下B〕。
 - （3） 経過：「Bから暴力を受けるので家に帰りたくない。」と担任に相談があった。
- Aは、学校への行き渋りがあり、遅刻、欠席が多い。
 - Aが「中学生の時に児相が関わっていた」と話していたため、学校は児相に相談したところ、児相は「Bからの承諾がないとAについての関わりを話すことができない」との対応であった。
 - 学校所在地とAの居住地が異なるため、学校は、各地区の教育事務所に相談し、SSWの派遣を要請した。それぞれの教育事務所のSSWが連携して対応することになった。
 - SSWがAと面談したところ、Aは「Bから暴力を受けている。宗教を強要されている。Bが不安定なのでBの話を聞いてあげて欲しい。」と話した。
 - SSWがBと面談したところ、「Aが中学生の頃から、気にいらないことがあると暴力を振るわれている」と打ち明けられるとともに「Aの自傷行為や不安定さにどうしてよいかわからない」と悩んでいた。
 - SSWはBからAの自傷行為や気分変動等の話を聞き、Bを精神保健福祉センターに繋いだ。
 - Bは、精神保健福祉センターの臨床心理士と面談したところ、臨床心理士からAに対する関わり方などについて助言を得た。
 - 臨床心理士は、Bから関係機関との情報共有の許可をもらい、臨床心理士から児相に情報提供をし、学校、精神保健福祉センター、児相、SSWでケース会議を開催した。
 - トラブルの原因は、Bの宗教観、母子間での言語コミュニケーションの難しさなどにあった。また、臨床心理士からは、Aの発達の問題の指摘があり、さらに進路に向けてWISCの検査も検討した方がよいとの助言があった。
 - Aの不安定さの軽減や家庭への経済的な支援に向け、引き続き関係機関が連携を図ることとなった。
 - Aは次第に落ち着き、遅刻、欠席もほとんどなくなった。進路について前向きになり、勉学に励んでいる。

【事例2】不登校で家庭訪問をしても本人に会えない状況改善のための活用事例（④不登校）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

- （1） 該当生徒：中学生（以下C）
 - （2） 家庭の状況
 - ・ 母子家庭であり、母親が家計を支えている。母親は仕事を優先し、残業のため帰りが遅いため、Cとの時間が取りにくい状況にある。
 - ・ 学校経費の納入に遅れはないものの、経済的には厳しい状況である。
 - （3） 経過：Cは小学校から不登校傾向で中学校入学後、友人とのSNSでのトラブルにより不登校になりリストカットに至った。学校場面での回避行動として家に引きこもっている。
- 学校は、Cの状況改善のためSSWに支援を要請し、その後、校長、生徒指導主事、学年主任、担任、SSWによるケース会議を開催し、今後の対応を検討し、家庭訪問を実施することになった。
 - 家庭訪問を実施する前にケース会議を開催し、Cに関する最新の状況や家庭訪問の方針などについて共通理解を図り、SSWと担任が家庭訪問を実施した。
 - SSWと母親との面談において、Cが幼少時に父から母子共にDV・虐待を受けていたことが判明した。また、母親の話を傾聴を続けた結果、学校に対する不満や不信感が軽減された。
 - SSWは、母子共に市教委の臨床心理士との面談へと繋ぎ、Cの心理検査を実施することができた。
 - その結果を踏まえ、Cの特性に応じた対応について検討していくことになった。また、居場所作りとして適応指導教室について情報を提供し、これまで数回通室を体験し活動をした。
 - Cの学習の遅れが目立ったため、市委託の学習教室を紹介した結果、現在無欠席で通っている。
 - また、SSWは市児童福祉主管課に繋ぎ、Cの家庭はフードバンクが活用できるようになった。
 - 母親は、日によっては朝起きられるようになり朝食を作るようになった。
 - 現在もSSWの定期的な訪問を継続している。

【事例3】「性的な被害」または、「ヤングケアラー」についての活用事例

令和元年度における活用事例はない。

【４】成果と今後の課題等

（１） スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 対応回数：延べ 1,032 回

- 【内訳】・学校訪問：358 回（個別事案や指導体制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等）
- ・ケース会議：62 回（学校、関係機関が開催するケース会議への出席）
 - ・家庭訪問：107 回
 - ・関係機関訪問：118 回（市町教委、適応指導教室、病院、警察等学校以外の施設等への訪問）
 - ・電話来所相談：369 回（電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等）
 - ・研修会講師：18 回（学校等が開催する研修会の講師）

イ 成果

- 「エリアスーパーバイザー制度」により、勤務時間外の対応や支援に従事することができるようになった。
- スーパーバイザーの配置により、対応が困難なケースが発生した際、スーパーバイザーの助言を得ながらスクールソーシャルワーカーや担当指導主事が効果的な支援活動を実施できるようになった。
- スクールソーシャルワーカーの介入により、学校と市町福祉部局等の関係機関が共通理解を図り、連携・協力して児童生徒、保護者の支援に取り組むことができるようになった。

（２） 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 複雑化するケースへの迅速かつ適切な対応に向け、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善や人材確保が必要である。
- 県や市町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事が積極的に連携できる体制を整備する必要がある。

<課題の原因>

- 複雑な問題を抱えた児童生徒が増加する状況において、適切に対応できるスクールソーシャルワーカーが十分に確保できていない。
- 市町スクールソーシャルワーカーと県スクールソーシャルワーカーの連携による支援活動が十分に行われていない。
- 県のスクールソーシャルワーカー活用事業の周知が不十分である。

<解決に向け実施した取組>

- 勤務条件を改善（時間外勤務に対する手当の支給等）した。
- スクールソーシャルワーカー地区別連絡会議を開催した。
- 市町福祉部局職員に対して県スクールソーシャルワーカー活用事業を説明した

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 支援要請の増加により、教育事務所に配置された派遣型スクールソーシャルワーカーが速やかに対応することができない。
- スクールソーシャルワーカーと担当指導主事との連携した支援の実施及びスクールソーシャルワーカーへの支援の充実に向け、担当指導主事対象の研修を実施する必要がある。

<課題の原因>

- スクールソーシャルワーカーの人数や勤務形態により、派遣要請から派遣までに時間を要している。
- 多くのスクールソーシャルワーカーが、適切なケース対応に向け、担当指導主事等とケース回答を実施する必要性を感じている。

<解決に向けた取組>

- 「学校訪問型スクールソーシャルワーカーの活用に向けた調査研究事業」を実施し、定期的な訪問を通じた効果的な活用方法等について調査研究を実施する。
- スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事を対象とした研修会において、チーム支援の在り方やスクールソーシャルワーカーへの支援の必要性等に関する内容を取り上げる。

群馬県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うＳＳＷを配置した教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

ＳＳＷ５名を派遣型として県内３つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。さらに、ＳＳＷ１４名を巡回型として県内３６指定中学校区に配置し、定期的（２週間に１日）に対象中学校区を巡回し、迅速かつ継続的な支援ができるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

<配置人数>

派遣型：５名（県内３教育事務所に配置）

・資格：社会福祉士の資格を有する者　５名（うち精神保健福祉士の資格を有する者４名）

巡回型：１４名（県内３６指定中学校区に配置）

・資格：社会福祉士の資格を有する者　１０名（うち精神保健福祉士の資格を有する者６名）

精神保健福祉士の資格のみ有する者２名

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会に、ＳＳＷの配置・活用について通知するとともに、活用事例集「みんなの力で解決～ＳＳＷを活用しませんか？～」を電子媒体で送付した。

※主な内容：ＳＳＷとＳＣの違い、連携可能な関係機関、ケース会議とは　等

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 ※チーム学校づくり推進協議会参加者

・県ＳＳＷ、県ＳＣＳＶ、県生徒指導担当嘱託員、教育事務所生徒指導担当、市町村教育委員会担当

（2）研修回数（頻度）　年間１回（１１月）

（3）研修内容

・学校が心理や福祉に関する専門家や警察等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが求められている中、効果的な連携や協働についての協議を行い「チームとしての学校」の体制を充実させることを目的とする。

（4）特に効果のあった研修内容

・学級での人間関係のトラブルをきっかけに不登校傾向となっている生徒の対応事例の検討を行い、生徒指導に関わる専門スタッフとして様々な視点から課題の解決や支援の方法等について協議を行った。子供たちが置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら支援を行うＳＳＷにとって、生徒指導に関わるチーム体制の中でのそれぞれの役割や支援方法について考えることが特に有効であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・ＳＶの設置　あり

派遣型ＳＳＷが巡回型ＳＳＷへ指導・助言を行うなど、ＳＶとしての役割を果たしている。

（6）課題

- ・学校が福祉機関等と連携して支援するためにＳＳＷを有効活用し、福祉機関等をスムーズにつないだりするために、ＳＳＷの役割や有効性を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- ・地域や学校ごとにＳＳＷの活用方法等に差があるため、ＳＳＷ自身だけでなく活用する学校の職員に対してもＳＳＷ活用に関する方針を伝えていく必要がある。
- ・教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保する。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境により不登校となっている児童の支援のための事例（①家庭環境、④不登校）<派遣型>

○概要

小３女子。２学期から欠席が増え、登校できても教室には行けない。兄と母親と３人暮らし。母親は夜間に仕事をしており、２学期までは夜間は祖母の協力を得られていたが、祖母の病気により預けられなくなり、子供だけで過ごすことが増えてしまった。

○ＳＳＷの活用

- ・ＳＳＷが市の福祉課の担当職員と連絡を取り、学校で母親を交えたケース会議を実施した。
- ・ＳＳＷが担任や管理職とともに家庭訪問し、母親に対して子供の学校での様子を伝え、母親の思いに寄り添いながら、福祉制度の活用を提案したり、夜間の託児所を紹介したりした。

○経過等

- ・税金が未納のため、市の職員とのかかわりを避けていた母親であったが、ＳＳＷと市の担当からの提案を前向きに考えられるようになった。
- ・母親は夜の仕事はやめ、家庭で娘との時間を長くとれるようになり、登校できる日が増えてきた。

【事例2】父親からの虐待のおそれがある生徒の支援のための事例（②児童虐待）＜派遣型＞

○概要

中2女子。父親から同居の親族への暴力や暴言が激しく、児相も介入している。兄が大学進学で県外へ引っ越すにあたり、本人への虐待が激しくなるおそれがある。

○SSWの活用

- ・児相、警察、市の子ども課、民生、児童委員も含めたケース会議を開催。
- ・SSWが生徒との面談を実施。
- ・児相での保護は本人や家族が希望しないため、本人の安全が確保される場所での生活を調整する。

○経過等

- ・親戚の家で保護されることが決まり、自らの進路に向けて意欲的に生活している。

【事例3】病気の父親を持つ生徒支援のための事例（⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

○概要

中3女子。父子家庭、兄と父親の3人暮らし（母親は病死）。集金や給食費を滞納しており、家の中はごみ屋敷状態。父親は心臓疾患を持ち、父親の看病を理由に欠席が増えている。

○SSWの活用

- ・ケース会議を開催（学校、市子育て課）し、進路決定までと卒業後の支援について確認をする。
- 学校は進路決定に向けて情報提供をする。市の子育て課は父親の困り感に寄り添いながら家庭訪問し、支援を継続する。また、本人が中学校を卒業した後のSOSの発信先や発信方法を伝える。

○経過等

- ・定時制高校への進学が決定した。卒業式にも参加し、高校への入学手続きもできた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 支援状況

- ・支援件数 延べ912件（問題が解決または好転273件）
- ・主な支援内容 不登校、家庭環境の問題、心身の健康・保健に関する問題、発達障害等に関する問題等

② 成果

- ・ケース会議では、学校、市町村の福祉課、教育委員会等の各機関が持つ情報を整理するとともに、その情報からケースの見立てと今後の支援計画を作成し、支援方針を関係者で共有することができた。
- ・不登校児童生徒への対応や、外国籍家庭への家庭訪問など、継続的な支援が行われることで、保護者との信頼関係が構築でき、学校の教員による支援がしやすくなった。
- ・SSWが、教職員と一緒に具体的な事案について協議を重ねることによって、福祉的な視点からの支援の重要性について、教職員の意識を高めることができた。
- ・巡回型SSWが運用されて2年が経過し、配置校ではSSWの活用方法や効果を実感することが増えてきている。
- ・巡回型SSWが配置された学校では、同じ中学校区内の小学校の事案にも対応することができ、早い段階での支援が可能になってきている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①平成30年度の課題、原因、解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの見立てや支援計画が他の専門人材（SC等）や学校の方針と異なる場合があり、学校を中心としたチーム支援の妨げとなる場合があった。

＜課題の原因＞

- ・生徒指導に関わる他の専門人材（SC等）との役割分担が明確になっておらず、共通理解が図れていないことが原因だと考えられる。

＜解決に向けた取組＞

- ・SSW対象の研修会を「チーム学校づくり推進協議会」と題し、生徒指導に関わる専門人材同士が様々な視点から課題の解決や支援の方法等について協議を行うことを通して、チーム学校の一員であることを意識できるようにした。

②今後の課題と解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・巡回型SSWの配置校されていない学校においては、心理面以外の問題を抱える子供でも、SCに対応を任せてしまうなど、福祉的な支援の視点に欠けることがある。

＜課題の原因＞

- ・SSWを活用する方法や効果等について、配置校以外への周知が不足していることが原因だと考えられる。

＜解決に向けた取組＞

- ・様々な学校に活用の効果を実感してもらえるように、配置校を固定せず、新たに配置する学校を設定する。また、配置されない学校に対しては派遣型SSWの活用を周知する。

埼玉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校対応のＳＳＷについては、配置を希望する市町村教育委員会から配置申請書を県に提出する。県教育委員会は、申請書と市町村教育委員会の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内のバランス等を考えて配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：５９市町村教育委員会に７８人（政令指定都市、中核市を除く県内全市町村）

教育事務所４か所、拠点校となる定時制高校８校に １４人

ＳＶ（名称はスクールソーシャルワーカー指導員）２人 計 ９４人

主な資格：社会福祉士 ２９人 精神保健福祉士 １７人 その他社会福祉に関する資格 １９人

教員免許状 ６７人 心理に関する資格 １５人

その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格 ６人

勤務形態：１日６時間、週２日、年間９０日（事務所及び高校のうち６か所は週３日、年間１３５日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配付し、活用を図っている。また、市町村教育委員会に対して、連絡協議会で各学校への周知依頼を行っている。ＳＳＷに対しては、年度当初に実施した連絡協議会で説明し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年次研修や生徒指導や教育相談に関する研修でＳＳＷの活用について扱っている。また、各学校での活用を目的としたスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市町村教育委員会、教育事務所、定時制高校配置のＳＳＷ及び配置市町村教育委員会の担当職員

（2）研修回数（頻度）

- ・全員対象：３回（４月、７月、１月に実施）
- ・市町村教育委員会配置対象：２回（５～６月、１０月～１１月） ※市町村配置は地区別研修
- ・県立学校・事務所配置対象：２回（６月、１１月）

（3）研修内容

第１回（４月）：講義・演習（日本社会事業大学 客員准教授 土屋佳子 氏）、事業概要説明

第２回（７月）：講義（埼玉県立大学 教授 市村彰英 氏）、分科会による協議（ＳＣとの合同研修会）

第３回（１月）：講演（埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 指導主事）

事例検討・グループ協議

市町村配置地区研修：近隣市町村のＳＳＷによる事例研修、ＳＶによる助言、情報交換

県立学校・事務所配置研修：ＳＳＷによる事例研修、情報交換

第１回指導者：日本社会事業大学専門職大学院 教授 宮島清 氏

第２回第３回指導者：日本社会事業大学 准教授 土屋佳子 氏

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＳＷの資質向上、ＳＳＷ同士の連携推進を図るため、地区別に少人数で、事例研修や情報交換をした。
- ・ＳＳＷとＳＣの連携を図るため、合同研修を開催し、児童虐待への効果的な支援について協議した。
- ・児童生徒理解についての資質向上を図るため、発達障害についての講義を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （有） ・ 無 ）

○活用方法

- ・ＳＳＷへの助言 ・研修の企画立案、講師 ・ケース会議への参加

（6）課題

- ・ＳＳＷの資質向上 ・ＳＣとＳＳＷの効果的な連携

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

本世帯は、母子家庭であり、母親と本人の2人家族である。また、離婚後に生活保護を受給している。母親の体調不良をきっかけに、本人が欠席するようになり、学校から教育委員会のS S Wへ派遣の要請があった。S S Wは、母親、学校及び支援機関から情報を収集し、現在の状況を確認した。その後、母親、学校及び支援機関でケース会議を開催し、現状を整理し支援方針を決定した。本人の障害や処方薬について、母親が理解していなかったため、学校が医療機関と連携する際に必要に応じてS S Wが母親との調整を行った。また、母親が養育等の相談が継続的にできるよう相談窓口につないだ。

【事例2】不登校対策のための活用事例（④不登校、⑤暴力行為）＜S S Wの配置形態：巡回型＞

本世帯は、父親、母親、本人、弟の4人家族である。また、家族全員が外国籍である。巡回訪問の際に不登校や暴力行為について学校から相談があり、S S Wが関わることとなった。S S Wは、学校の管理職、学年主任、担任、相談員から情報を収集し、現在の状況を確認した。その後、両親、管理職、学年主任、担任、養護教諭、S S W、S Cが参加したケース会議で両親からこれまでの経緯を聞き取るとともに、学校全体で支援し、本人を通級指導教室で指導していくことを伝えた。また、S Cから本人へのかかわり方についてアドバイスを受けた。両親ともに日本語が不十分なため、面談や支援機関での様々な手続きの際にはS S Wが同席するとともに国際交流協会に通訳を依頼した。

【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

本世帯は、母子家庭であり、母親、兄2人、本人、弟2人の6人家族である。本人は入学後ほとんど登校しておらず、今年度も欠席が続き、電話もつながらなくなったため、学校から教育委員会のS S Wへ派遣要請があった。S S Wは管理職や担任と協議し、担任とともに曜日や時間を変えて家庭訪問を繰り返した。その結果、生徒の母親、本人、兄弟にも会うことができ、安否確認ができた。本人や母親との面談から、末弟の面倒を見るために学校を欠席していることがわかった。S S Wは、家庭環境を安定させ、本人が登校できるようにするために、福祉部局と連携して、末弟が保育所に入所できるようにした。また、本人が学校に登校した際の支援チームの調整を行った。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ S S Wが支援した件数のうち「問題が解決した件数」又は「支援中であるが好転した件数」が平成30年度と比べ、211件増加（H30：587件→R1：798件）した。
- ・ S S Wが参加したケース会議で扱ったのべ件数が平成30年度と比べ、179件増加（H30：3, 871件→R1：4, 050件）していることから、学校や関係機関とで支援計画等の共有が進んでいると推測される。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ S Cとの積極的な連携による、児童生徒への支援を充実させる必要がある。
- ・ ケースが深刻化してからの対応が多く、一つのケースに対応する期間が長いことがある。
- ・ S S Wのさらなる資質向上が求められる。

＜課題の原因＞

- ・ 配置の形態により、通常の勤務時間内だと、勤務条件等の関係で連携する時間がとれない。
- ・ 課題を抱える児童生徒の早期発見、早期対応が進んでいない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ S C・S S Wの合同研修会を実施し、連携の方法等について協議を行った。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用指針を周知した。
- ・ 学校での活用を目的としたスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ 「問題が解決した件数」又は「支援中であるが好転した件数」をさらに増加させる。

＜課題の原因＞

- ・ 早期発見、早期対応での活用やS Cとの連携が進んでいない。
- ・ S S Wの資質向上。

＜解決に向けた取組＞

- ・ S S Wが、学校等で教職員向けに研修が行えるように資料を作成する。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを各種研修会等で活用する。
- ・ S C・S S Wの合同研修会を実施し、連携について協議する。

段階	取組内容及びS S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	中学生の男子生徒（以下本事例において「生徒」という）は、前年度は3日ほど出席、年度が変わってから欠席が続き、やがて電話もつながらなくなった。そして、担任が家庭訪問しても応答がなく、安否確認が取れない状況となった。 そのため、<u>同校の管理職が教育委員会に対して、SSWの派遣要請を行った。</u>
② 学校内での方針の検討	派遣されたSSWは中学校の管理職及び担任からケースの概要を聴取した。入学して以来、ほとんど登校していなかった生徒であるため、生徒自身に関する情報は少なく、まず早急に生徒の安否確認と、生徒と生徒を取り巻く家庭の状況の把握が必要であることを確認した。 そして、<u>SSWは管理職及び担任と協議し、担任と共に何度か曜日や時間を変えて家庭訪問を繰り返した。</u>その結果、生徒と母親、生徒の兄弟と会うことができ、生徒の安否確認ができた。<u>SSWはその後何度か家庭訪問を行い、生徒と面談して、生徒と生徒の家庭のアセスメントを行った。</u>その結果、以下のような課題が明確になった。 （課題の明確化） ①家庭の状況 ・一人親（母子）家庭で、生徒は5人兄弟の3番目。兄2人は成人している。小学生と未就学の弟がいる。全員同居である。生徒は小学校の時から不登校の傾向があった。 ・SSWが家庭訪問すると、母親と2人の兄は仕事のため不在で、いつも生徒と末弟のみであった。面談する中で生徒は「弟を見るのは自分しかいないから学校に行けない」と言い、朝から夜7時過ぎまで末弟の世話をする、ヤングケアラーの状態であることがわかった。 ②問題の背景 ・母親は過去の何らかの経験に起因すると思われるが、学校からの家庭訪問には拒否的で、会っても面談しようとはしない。また、携帯電話への連絡にも応答しない。 ・母親は就学支援金の申請などにも積極的でなく、支援や支援機関の利用に対しても拒否的である。 生徒と生徒の家庭の課題が明確化したことから、管理職及び担任はSSWと支援内容の検討を行い、以下のような、目標の策定及びプランニングを行った。 （支援内容の検討） ①目標 ・家庭環境を安定させ、生徒の登校を可能にすること。そのために、母親に対して支援や支援機関の利用を受け入れてもらうこと。 ②プランニング ・<u>SSWが家庭を支援する関係機関の協力体制を作る。</u> ・家庭訪問が可能である<u>SSWが孤立している家庭と支援機関の接点を探す。</u> ・生徒が登校してきた場合を想定して、登校を安定させるため、管理職、担任、SSWの他、SCや特別支援コーディネーター、養護教諭からなる支援チームを調整する。
③ 支援の実施	①<u>SSWは子育て支援課に連絡。保育課、保健師とも連携し、</u>生徒の末弟の保育所入所が可能となった。 ②<u>SSWは家庭訪問を続け、生徒の兄と面談ができた。</u>兄は事情を理解してくれ、末弟の保育所入所について、母親の了解を取ることと、子育て支援課との連絡の窓口になることを引き受けてくれた。これによって、生徒の登校に向けての支援体制を整えることができた。
④ 経過観察	①今後、母親との信頼関係を、時間をかけて築いていく必要がある。学校や支援機関が、子育ての助けになることを実感してもらうことによって、母親にも子供たちにも適した家庭環境の実現につながると思われる。 ②不登校の期間が非常に長い生徒であるので、登校にあたって必要な配慮や登校の形態の選択肢について話し合いが、学校で行われた。 ③弟が通学する小学校とも連携して、家庭への支援を行い、家庭環境を整えていく。

千葉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

様々な困難を抱える児童生徒の状況について、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

地区不登校等児童生徒支援拠点校（公立小中学校）12校を含む18校に配置し、教育事務所管内の公立小中学校、義務教育学校の事案に対応。県立高等学校定時制併設校17校すべてに配置し、公立高等学校の事案に対応。

地域の教育力を活用しながら、自立した社会人を育てる学校として、千葉県が独自に設置している地域連携アクティブスクール（県立高等学校）4校に配置し、校内の事案に対応。

各教育事務所5カ所に配置し、虐待等、児童生徒を取り巻く緊急・困難事案に迅速に対応。また、事案への対応に加え、各学校を訪問し、虐待への対応について教職員研修の実施。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：小中学校18名、高等学校17名、地域連携アクティブスクール4名、教育事務所5名
- ・資格等：社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許 保育士 養護教諭免許 等
- ・勤務形態：年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）

※アクティブスクールは、年間624時間（週2日35週、週31時間以内）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢を明記した「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。また、取扱要綱を策定し、配置校に配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

不登校や児童虐待等の研修で、スクールソーシャルワーカーの活用について各学校の管理職及び生徒指導主事等に周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

44名

（2）研修回数（頻度）

7回（スクールカウンセラーと合同3回、訪問相談担当教員と合同3回、地区別研修協議会1回）

（3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（全体会・地区別）においても、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

（4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える問題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応方法が学べ、今後のケース対応をしていく上で有効であった。また、活動全般について助言しあうことで、より効果的な取組となった。スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との合同研修会の中で、それぞれの役割の確認や、連携に向けた情報交換を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有り

○活用方法 S S Wに対する助言及び校内研修等の講師。

（6）課題

各スクールソーシャルワーカーの経験年数によって活動に差が生じることがないように、一定基準の資質を確保できるような研修を検討したい。また地区ごとの研修会では、新規採用のスクールソーシャルワーカーについては、メンターとなるスクールソーシャルワーカーを選定し、スクールソーシャルワーカーの資質能力の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦その他（発達障害等に関する問題））＜拠点校型＞

ネグレクト事案に対して、生活保護ケースワーカー、児童家庭支援センター等と連携し、対応にあたった。ケース会議や電話相談を通して学校職員への助言をした。児童の養育費負担軽減も考え、放課後デイサービスも紹介し、手続き等については児童家庭支援センターと連携して支援を継続している。

【事例2】発達障害等に関する問題のための活用事例（⑦その他（発達障害等に関する問題））＜拠点校型＞

特別な支援を必要とする児童について、放課後デイサービスへの通所が望まれていたが、母は多忙で申請が滞ったままだった。母が休める午後の半日に、受給者証申請と事業所の見学登録が全て済むようにコーディネートし、通所できるようになった。市の障害福祉課と連携し、申請受理、添付書類の簡略化等配慮していただいた。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー、②児童虐待）＜拠点校型＞

母親から食事を与えられなかったり、小さな兄弟の世話をさせられたりするなどの虐待を受けていた生徒の事案。児童相談所や中核支援センターなどに繋ぎ、面談を重ね、生徒の思いや希望を丁寧に整理して、学校と保護者代理の親戚での伴走型の支援が育っていった。現状を踏まえた上で、ヤングケアラーの相談機関に定期的に情報提供を行っている。母親から安全に自立することを第一に、学校と関係機関と連携を密に支援の継続をしている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の活動状況報告から、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」をみると、延べ件数は2,437件で、平成30年度の約1.7倍となり、そのうち「問題が解決」「支援中であるが好転」は745件、支援中1,368件、その他324件だった。また、「支援対象となった児童生徒数」も1,464人と、平成30年度の約1.5倍に増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組＜課題の概要＞

母子家庭で、児童虐待があるとして、近所から児童相談所に通報があり、児童相談所が介入した。スクールソーシャルワーカーが母親に指導・助言及び、生活が困窮していたため、生活困窮者相談窓口の生活自立・仕事相談センターにつないだ。

＜課題の原因＞

母親が仕事と育児の両方を抱え込んでしまったことが考えられ、家庭の状況について、悩みを相談できる機関に早期につなげる必要があった。

＜解決に向け実施した取組＞

虐待等、児童生徒を取り巻く緊急・困難事案に迅速に対応できるように、年度の途中から各教育事務所5カ所にスクールソーシャルワーカーを配置。また、千葉県では、学校における見守り体制の強化を図るために、児童虐待の早期発見、早期対応等に資する啓発リーフレットを作成し、スクールソーシャルワーカーはリーフレットの活用の周知及び、学校との連携強化に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

スクールソーシャルワーカーのニーズは年々高まっており、独自にスクールソーシャルワーカーを雇用する自治体も増えてきている。県で配置しているスクールソーシャルワーカーと自治体独自に雇用しているスクールソーシャルワーカーの適切な連携が求められる。

＜課題の原因＞

各自治体で雇用しているスクールソーシャルワーカーと、活動について協議する場が少ないので、活用にあたって共通理解が図られていないことが考えられる。

＜解決に向けた取組＞

スクールソーシャルワーカーの配置状況を見直し、より効果的に家庭への支援ができる体制を整える。

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門知識や技術を有するユースソーシャルワーカー（以下「Y S W」という。）、高度な専門知識や豊かな実務経験に基づき困難なケースの課題解決を担うユースソーシャルワーカー（主任）（以下「Y S W(主任)」という。）及び統括・マネジメント役を担うユースアドバイザー（以下「Y A」という。）からなる「自立支援チーム」を東京都教育委員会に設置し、都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

継続派遣校には定期的に、要請派遣校については状況に応じてY S Wを派遣。担当学校については、自宅との距離を考慮し決定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置・勤務 5 1 人・月 1 6 日勤務
- 対応校数 全都立学校
- 資格 ① 社会福祉士〔1 8 人〕 ② 精神保健福祉士〔1 9 人〕
※複数回答 ③ その他社会福祉に関する資格〔1 2 人〕 ④ 教員免許〔1 4 人〕
⑤ 心理に関する資格〔6 人〕 ⑥ その他職務に関する技能の資格〔1 3 人〕

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 策定状況 都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制、都立学校への派遣等に関して必要な事項を定め、もって支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、その社会的・職業的自立を促進することを目的とした「平成 3 1 年度都立学校における不登校・中途退学対策（都立学校「自立支援チーム」派遣事業）実施要綱」を策定した。
- 周知方法 Y S Wを含めた全職員に周知するとともに、各都立学校に通知し、周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

自立支援担当教員連絡会で事業説明を実施し、「これまでの成果と今年度の新たな取組について」「今年度の課題と次年度に向けた取組の充実について」をテーマに協議をした。

また、都立高校生進路支援連絡協議会で事業説明を行い、「不登校等の学校生活に課題を抱えている生徒や中途退学者を都立高校と当課の委託事業である学びのセーフティネット事業との連携により、学習支援や居場所支援につなげ、学校復帰や高校卒業を目指す支援の在り方」「事例報告等を通じた中高連携の在り方」について協議をした。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

Y S W、Y S W(主任)及びY A 全 5 1 名

（2）研修回数（頻度）

4 2 回（頻度：月 2 ～ 3 回程度に加え、夏季と冬季に計 1 0 回程度の集中的な研修を実施）

（3）研修内容

希死念慮のある生徒及び自傷行為を繰り返す生徒への対応／高校生の性をめぐる課題の理解／児童虐待をめぐる現状と行政及び教育機関等の役割／外国にルーツをもつ生徒の支援／

生きづらさを抱える若者への支援（児童自立支援施設に所在している児童・生徒の課題及び非行傾向のある若者への支援等）／学校アセスメント／精神保健福祉制度の理解／発達障害の理解と対応
都立高校の進路指導と就労支援／高校生にとっての「居場所」を考える 等

（４）特に効果のあった研修内容

Y S Wが経験した支援事例を発表し、Y S W間で意見交換を行うチーム研修

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有

○活用方法 ①Y A、Y S W及びY S W(主任)に対するスーパーバイズ

②その他、都立学校へのY S W派遣事業を実施する上で教育委員会が必要と認める事業

（６）課題

各Y S Wの技量・経験に応じた研修内容及び研修形態の設定

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】感情コントロールに課題を抱える生徒のための活用事例（⑤暴力行為⑦その他（心身の健康に関する問題）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

当該生徒（女子）は母親と兄と本人の３人家族であるが、母親が海外で会社経営をしており、数か月間日本に帰らないこともあった。さらに兄も海外留学したため、未成年であるにも関わらず一人暮らしをしていた。そのような中、校内で男子生徒とトラブルになり、学校用品であるカッターを持ち出し、男子生徒を脅した。そのため特別指導となったが、衝動性が高く、感情コントロールに課題がある当該生徒の対応方法について学校が苦慮し、Y S Wの支援依頼につながった。

Y S Wは家庭環境の安定が最も本人の安心材料になると考え、学校側から母親に未成年を一人にすることのリスクを伝えてもらい、今後は母親が長期不在とならないようにし、万が一母親が不在となるのであれば代替りの保護者をお願いするよう伝えた。次に、当該生徒の相談場所や感情が高ぶった時の逃げ場所として、スクールカウンセラーに繋げるよう学校に助言した。その結果、母親が日本に帰ってきたこともあり、校内で問題行動を起こすことなく、登校を継続することができた。

【事例２】家庭環境に課題を抱える生徒のための活用事例（①貧困対策②児童虐待⑦その他（発達障害等に関する問題）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

当該生徒（女子）は父子家庭であり、両親の離婚後に経済状況が困窮し、親戚の家を転々としていた。父親は、収入はあるがギャンブルや飲酒、女性関係にお金を使ってしまい、学納金や積立金が未払いであった。当該生徒は毎月のアルバイトの給料を家賃として父親に渡しており、自由になるお金は無い状態であった。また、父親から暴力的な言葉や女性関係の性的な話をされることによる精神的な負担が大きく、当該生徒から担任に対し「逃げ場がない」「なんの為に生きているかわからない」等の発言があったため、学校からY S Wの支援依頼につながった。

Y S Wは当該生徒との面談を実施して「家を出て父と離れて暮らしたい」という意向を確認し、児童相談所へ相談した。その結果、当該生徒は自立援助ホームへ入所し、アルバイトをしながら通学することが決まった。また、入所にあたり発達検査を受け、療育手帳を利用した就労も視野に入れた進路支援を学校、児童相談所、自立援助ホームが連携しながら行っていく方針となった。課題のあった生活環境に改善が見られたこと、安定した生活と相談できる環境の確保により、当該生徒は精神的に落ち着くことができた。

【事例３】ヤングケアラーの生徒のための活用事例（①貧困対策④不登校⑨ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

当該生徒（女子）は母子家庭で８人兄弟であり、働いている上の兄弟にかわり下の兄弟の面倒や家事の手伝いに追われていた。多忙による疲労やストレスから欠席が続き卒業の見通しが立たなくなる状況であったため、学校の要請からY S Wの支援につながった。

Y S Wは当該生徒と定期的に面接を実施して高校継続と就労意欲があることを確認し、学校や区の福祉機関と情報共有をしながら支援していくこととした。その結果、学校での三者（学校、母、当該生徒）面談や区の生活福祉課ケースワーカーの家庭訪問等を経て、当該生徒の家事負担を減らすことができ、母も当該生徒の登校を促すようになった。その後、当該生徒は就職先が決定し、無事に高校を卒業することができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成３１年度（令和元年度）にＹＳＷが支援した生徒数は、３，０２０人となっている。
- うち、継続派遣校３９校にて支援した生徒数は２，６９６人であった。
- 継続派遣校以外の学校については、４１校の学校から支援の要請があり、３２４人の生徒の支援を行った。
- 平成３１年度（令和元年度）にＹＳＷが支援した３，０２０人のうち７９．６％（２，４０３人）の生徒が、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びつき、支援が終結した。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

- ＹＳＷの資質向上と継続的な確保及び事業実施の体制や報酬額の適切な見直しを検討する必要がある。
- 学校や関係機関との連絡体制を見直すとともに、ＹＳＷ間での情報共有を行う等、チームで対応する力を向上させる必要がある。
- 都立高校生進路支援連絡協議会等を充実させ、外部の関係機関との連携を強化する必要がある。

＜課題の原因＞

- 多様化・複雑化・困難化した案件が増加している。

＜解決に向け実施した取組＞

- 高度な専門的知識と豊かな支援経験を有するＹＳＷ（主任）の定数を４人から８人に拡大した。
- ＹＳＷ同士の事例研究の場を設定し、ＹＳＷ（主任）やＹＡが様々なフォローすることにより、ＹＳＷが一人で案件を抱え込むことがないようにした。
- 都立高校生進路支援連絡協議会で自立支援担当教員と区市ＳＳＷの交流機会を設定した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 発達障害の疑われる生徒や外国籍生徒への支援の充実を図るため、ＹＳＷの資質向上やそれぞれの分野における専門知識と豊かな支援経験を有する人材の確保が必要となっている。

＜課題の原因＞

- 発達障害が疑われる生徒の都立高校への入学や外国籍生徒の増加など、学校だけでは対応の難しい生徒が増えている。

＜解決に向けた取組＞

- 高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するＹＳＷ（主任）のさらなる配置拡大を目指す。
- 専門家を招いた研修会の実施や、ＹＳＷ同士の事例研究の場の設定により、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上を図る。また、ＹＳＷに専門機関等が実施する研究会、講習会等への積極的な参加を促す。
- 外国籍の生徒専門に対応するチームを編成する。

東京都教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（２）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 265 人
 - 実施地区 49 区市町
 - 資 格
 - i) 社会福祉士〔153 人〕
 - ii) 精神保健福祉士〔110 人〕
 - iii) その他社会福祉に関する資格〔28 人〕
 - iv) 教員免許〔71 人〕
 - v) 心理に関する資格〔59 人〕
 - vi) その他 S S W の職務に関する技能の資格〔25 人〕
- ※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

- 勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 策 定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。
- 主要内容 「S S W とは」、「S S W の採用」、「S S W による対象となる事例」、「S S W による支援」、「S S W の配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「S S W の活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等
- 周知方法 生活指導担当の指導主事を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

都内全公立学校の生活指導を担う教員を集める連絡会において、東京都の不登校の現状及び教師用指導資料「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」について周知するとともに、「S O S の出し方に関する教育の推進」について講義を行い、児童・生徒の自殺をめぐる現状やスクールソーシャルワーカー等関係諸機関の専門性の高い人材との連携が重要であること等の共通理解を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

都教育委員会は、令和元年度に次のとおりスクールソーシャルワーカー連絡会を開催した。

（1）研修対象

各区市町村教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーのうち、参加を希望する者

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

- ・講義「スクールソーシャルワーカーに期待される役割とその実際 ―事例研究から考える」
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

S S W同士の情報交換による、各自治体の取組に係る情報の共有化

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置及び活用方法は、実施主体である区市町村教育委員会の方針及び運用による。

（6）課題

引き続き、スクールソーシャルワーカーの情報共有の場や資質向上を図る機会を充実する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】精神的な安定のための活用事例（②児童虐待）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

保護者が過剰な叱責をする傾向のある家庭に対して、スクールソーシャルワーカーが面接等で支援を重ねた事例である。学校は管理職、担任、同学年教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターでケース会議を開き、当該生徒の了解を得た上でスクールソーシャルワーカーに支援を依頼することにした。スクールソーシャルワーカーは毎週当該生徒と面接を行い、安全の確認を行うなど、支援を継続したところ、当該生徒の表情が良くなり、安心する様子が見られた。また、当該生徒は、保護者の行動の特徴を客観的に捉えたり、保護者が感情的になったときは、その場から逃れるようにしたりするなど、対応の方法を学び、自ら行動できるようになった。

【事例2】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

長年闘病中だった保護者の死後、不登校傾向になった児童に対し、登校支援を重ねた事例である。児童が6年生のときは、スクールソーシャルワーカーが付き添い、放課後に登校していた。中学校に入学し、数か月後に欠席が続いたため、登校時間をずらし、スクールソーシャルワーカーが付き添うなどの支援を再開した。登校支援と並行して、自分の考えを表現できるよう支援を行った結果、感謝の気持ちを言語化したり、自分ができないことを素直に話せるようになった。

【事例3】親子間の理解促進のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

ネグレクト傾向のある家庭の生徒とその保護者に支援を重ねた事例である。

当該生徒は不登校傾向である。家族のことでストレスが溜まっており、愚痴をこぼすことが多く、情緒不安定であった。保護者は当該生徒と積極的に関わらず、夜も出歩いていることが多く、当該生徒に自身のきょうだいの子供の世話を任せていた。当該生徒は、担任や養護教諭、スクールカウンセラーとの面談等を通して、自分の気持ちを整理し、自身を客観的に見る視点をもてるようになった。保護者に対しては、定期的に学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと四者で面談を行い、保護者の困り感や当該生徒の様子を共有した。両者共にそれぞれ面談を重ねていくうちに、お互いの理解が徐々に進み、関わり方が変化し、一緒に家で過ごすことができる時間が増えていった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和元年度の実施地区は、前年度よりも１地区少ない４９地区であったが、支援対象児童・生徒数は１５０１人増加している。
- 令和元年度、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は１２,５３５件であった。令和元年度に扱った総件数のうち、不登校への支援が一番多く、３,６８１件であった。スクールソーシャルワーカー活用事業の浸透とその需要が増加傾向にあることが分かる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施については、さらなる充実を希望する区市町村教育委員会が多いことから、事業充実に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高める必要がある。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ることが求められる。

<課題の原因>

- 児童・生徒の問題行動等の背景が複雑化、多様化する中で、学校が迅速かつ的確に解決できるようにするためには、スクールソーシャルワーカー等の外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応できるようにすることが必要である。

<解決に向け実施した取組>

- スクールソーシャルワーカー連絡会において、次の点について周知を行うことを通して、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。
 - ・東京都の不登校の現状
 - ・教師用指導資料「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」を活用した不登校対策のポイント

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 引き続きスクールソーシャルワーカーの資質・能力を高める必要がある。さらに、保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実を図る必要がある。

<課題の原因>

- 今般の長期にわたる学校の休業により、様々な不安やストレスを抱える児童・生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童・生徒が増加している。特に、配慮が必要な児童・生徒（不登校傾向、児童虐待等）については、スクールソーシャルワーカー等や関係機関と連携し、福祉的な支援につなぐことが一層求められている。

<解決に向けた取組>

- 不登校（傾向）の児童・生徒、児童虐待等への対応等、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、より一層の対応が必要となった区市町村教育委員会に対し、事業経費の追加補助を行う。
- 各学校や区市町村教育委員会の生活指導担当者を対象とした連絡会等において、学校サポートチームの魅力や効果的な活用について周知するなどして、学校等が学校サポートチームへの意義を理解し、より効果的に活用することができるようにする。

神奈川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

課題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷとする）として学校等へ派遣している。

（2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたＳＳＷは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

県立高等学校においては、県内 30 校の拠点校に各 1 名のＳＳＷを配置し、地区内の拠点校以外の学校（県立の中等教育学校、特別支援学校を含む）から派遣要請があった場合には、拠点校からＳＳＷを派遣する体制を構築している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、ＳＳＷを 4 教育事務所に 44 名配置し、勤務形態については、年間 245 時間（1 日 7 時間、年間 35 回）である。

県立高等学校においては、拠点校型 30 名配置し、勤務形態については、年間 490 時間（1 日 7 時間、年間 70 回）である。

小・中・高等学校ともに、ＳＳＷが保有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

県ホームページに掲載している「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携モデル」により、ＳＳＷの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ＳＳＷが各学校（拠点校）等において、職員会議などを通じてＳＳＷの理解促進に向けた情報発信や教員向け研修を行っている（学校の実情に応じて実施）。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村のSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

（2）研修回数（頻度）

○小・中学校のSSW・・・連絡協議会年2回、連絡会年2回（※）

○県立学校（高等学校）のSSW・・・新規採用研修会2回、連絡協議会3回（※）

※うち1回は小・中学校、県立学校（高等学校）のSSWと合同開催。

（3）研修内容

【新規採用研修会】公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに、事故・不祥事防止や、ソーシャルワーク業務力向上を図るための研修を行った。

【連絡協議会】平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査の調査結果概要について情報提供した。「ヤングケアラーの現状と実際」についての講義の後、「情報共有のために工夫していることや課題となっていること、外部機関との連携で課題となっていること」等についてグループ協議を実施した。

【連絡会】年2回開催。第1回は、チーム学校SSWの役割の講義、配置先の各教育事務所担当指導主事と各SSWでグループ協議を開催。第2回は、小・中・県立学校（高等学校）のSSWの合同開催で、虐待対応における学校と福祉の連携についての講義、平成30年度の神奈川県問題行動等調査の概要、学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き、SSW活用事業に係る活動記録、外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査の実施及び調査結果について情報提供をした。グループ協議では、児童虐待における関係機関との連携について協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

小・中学校と高等学校のSSWの合同研修や教育相談機関等との連絡協議会では、互いに顔が見える関係となり、今後連携していくにあたり大変有意義であった。講義内容は、学校での虐待対応、関係機関との連携、保護者対応の基本的視点等、SSWの実務に関する内容が含まれており、今後の活動に活かせるものであった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（☒有・無）

SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、年357時間（1日7時間、年間51回）である。

○活用方法

SSWに指導・助言を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。また、研修会及び連絡協議会での指導・助言、県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討に関わる。

（6）課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】その他（心身の健康・保健に関する問題等）のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

高等学校に通う心理的な不安のあるAは、経済的困難を抱える母子世帯で不登校傾向がある。そのような中、担任を通じSSWにつながった。SSWから、保護者に福祉サービス制度等の案内を行いつつ、Aの心理的な不安に対してスクールカウンセラーと連携しながら医療機関を紹介し、Aは医療機関を受診することができた。また、医療面からの情報や支援を受けることができたことにより、学校としての支援の方向性も見えてきた。その後、Aは徐々に登校できるようになってきた。

【事例2】関係機関との連携のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学校児童A、中学校生徒Bの不登校のきょうだいのケース。過去に児相や子ども家庭課が介入した履歴はあるが、現在はどこにもつながっていない。学校は家庭訪問をしてA・Bの様子を確認している。この事案の課題として、保護者の養育力、ネグレクト、A・Bの社会性の低さがあった。SSWの活用により関係機関によるケース会議を2回実施した。1回目は、事案の課題と支援方針と役割分担、2回目は、進捗状況の確認と今後の展開を共有した。

ケース会議を実施することで各機関と顔が見える関係ができ、それぞれの役割が明確になった。各機関が連携して動くことで、学校が支援に関われるようになった。また、小・中の連携ができるようになった。

【事例3】支援体制構築のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学校児童A。学校生活に影響が出ている異変に気付いた担任から教育相談コーディネーターを通して、SSWに報告。課題として、Aが未就学のきょうだいの世話を担っていること、保護者のケアが必要であること、生活環境の悪化があった。SSWの対応は、担任と養護教諭からの情報収集、児童の観察、保護者対応についてのコンサルテーション、関係機関と繋ぐ働きかけ、学校との協議を行った。

SSWの対応後の変化は、校内支援者の事案や要対協の理解が深まったこと、当該児童の在籍校でのSSWの活用が推進されてきたこと、教育相談コーディネーターと保護者の連携により、家庭の様子が見えてきたことである。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の支援対象児童生徒数は、小学校796名、中学校707名、高等学校1,505名、特別支援学校16名、計3,024名で、うち継続者数は、小学校600名、中学校540名、高等学校700名、特別支援学校2名、計1,842名であった。また、継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」814件、「不登校」585件、「発達障害等に関する問題」489件で、全件数の合計は3,472件となっている。

SSWの相談件数は、平成30年度と比較すると263件増加しており、SSWの活用は定着しつつあるものと考えられる。学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つSSWが他機関とつなぐことで課題の解決につながっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

多方面との連携が必要な事案が多く、SSWの配置等、効果的に活用できる体制づくりが課題である。

＜課題の原因＞

子どもを取り巻く社会環境の変化や発達課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。

＜解決に向け実施した取組＞

連絡協議会や研修の機会を捉えて、外部機関との連携を含んだ講演を行ったり、グループ協議を行ったりした。また、「ヤングケアラー」、「児童虐待」などをテーマとした講演やグループ協議を行い、子どもを取り巻く環境について知るための連絡協議会や研修を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

多方面との連携が必要な事案が多く、ＳＳＷの配置等、効果的に活用できる体制づくりが課題である。

＜課題の原因＞

子どもを取り巻く社会環境の変化や発達課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。また、県ＳＳＷと市町村ＳＳＷの連携・協働による支援システムを構築することが必要である。

＜解決に向けた取組＞

指導主事等とＳＳＷＳＶで各拠点校、教育事務所を訪問し、具体的な事例についてのスーパービジョンを行い、ＳＳＷの資質向上に努めている。

配置計画を教育事務所ごとに再検討していく。

臨時休業中及び教育活動再開後において、ＳＳＷの活動について調査し、児童・生徒の心理的課題の把握やＳＳＷの対応について事例集をまとめ、各学校に情報提供することで、ＳＳＷをより一層活用するよう図っていく。

新潟県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ①スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を核とした市町村サポートチーム、スクールカウンセラー等との緊密なネットワークを構築
- ②学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

（2）配置・採用計画上の工夫

- ①市町村立小中学校、特別支援学校に対応するＳＳＷを県内３ヶ所の教育事務所に７人（上越２人、中越３人、下越２人）、県立高校や中等教育学校に対応するＳＳＷを本庁（生徒指導課）に４人配置している。
- ②下記のような業務を円滑に推進できるように、社会福祉士等の専門的な資格を有する者を採用している。また、一定の要件を満たせば資格を有していなくても準ずる者として採用する場合もある。
 - ・問題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ
 - ・関係機関等のネットワークの構築、連携・調整
 - ・当該保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供など
 - ・校内体制への支援及び教職員等への研修活動
- ③学校や市町村教育委員会からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携する「連携派遣型」の支援がある。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数と資格
 - ・１１人〔有資格者：社会福祉士８人、精神保健福祉士３人、公認心理師１人、臨床心理士１人〕
- ②勤務形態
 - ・身分は、非常勤嘱託員
 - ・県内３ヶ所の教育事務所配置のＳＳＷは、１日７.５時間、週４日（週３０時間）
 - ・生徒指導課配置のＳＳＷは、１日５.８３時間、週５日（週２９時間）
 - ・勤務日、勤務の割り振りは、配置教育事務所や担当課の実情に合わせて決める。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ・「スクールソーシャルワーカー取扱要領」に則り、事業を行っている。また、「事業の概要」や「派遣要請の手続きや留意点」について説明したパンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」を各教育事務所から市町村教育委員会を通して、小・中・特別支援学校にメールで配信している。
 - ・同様に、県立高校や中等教育学校は、本庁（生徒指導課）が窓口となり対応している。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・市町村教育委員会主催の校長研修等でＳＳＷの役割や活用方法について周知している。
 - ・高等学校研究協議会生徒指導部会等でＳＳＷを講師とした講演を実施し、事例をもとにＳＳＷの役割や活用方法について周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

各教育事務所や生徒指導課に配置したＳＳＷ、ＳＶとして県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事が参加

（2）研修回数（頻度）

- ・生徒指導担当指導主事会議（年２回）
- ・運営協議会（年１回）
- ・事例検討会（年３回）
- ・全県サポートチーム連絡協議会（年１回）
- ・施設訪問研修（年１回）

（３）研修内容

- ・生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有
- ・運営協議会：文部科学省の教育相談体制充実に係る連絡協議会の伝達講習等
- ・事例検討会：事例を持ち寄っての検討と、活動状況に関する情報交換
- ・全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び研修
- ・施設訪問研修：医療機関や福祉施設等の訪問による現地研修

（４）特に効果のあった研修内容

- ・施設訪問研修で、福祉相談センター（児童相談所）の所員から対応中の事例や課題等の説明を受け、連携した支援についての留意点を研修したこと

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（**有**・無）：本庁（生徒指導課）に臨床心理士１人常駐

○活用方法：事例検討会等におけるケースに対する助言・指導

（６）課題

- ・課題が複雑化、深刻化することに伴い、ＳＳＷの資質向上や人材育成・確保を一層図る必要がある。
- ・アセスメントに必要な県や市町村の福祉・医療等の関係機関との連携について理解を深め、専門的知識や技術のより一層の向上を図る必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】学級不適応生徒への活用事例（④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：単独派遣型＞

当該生徒（中２男子）は、中１時に一時不登校の時期があり、その後登校できるようになったが、中２になると人間関係のトラブル、学習不振、両親の関係悪化など様々なことを訴えて再び不登校になった。保護者は当該生徒の不登校は学校に原因があるとして、当該生徒や保護者自身の課題に目を向けようとしなかった。

→ＳＳＷが保護者、学校と当該生徒への対応について面談を繰り返すことで、保護者が当該生徒とのかかわり方に目を向けるようになり、学校の対応や対応方針を理解することができるようになったことで、家庭と学校が連携できる状態を構築できた。それにより、当該生徒は適応指導教室に登校できるようになった。

【事例２】中途障害を負った生徒への活用事例（⑥非行・不良行為、⑦その他）＜ＳＳＷの配置形態：単独派遣型＞

当該生徒（高３女子）は、事故による後遺症の影響で、それ以降さまざまな対人トラブルを起こすようになり、時には警察の介入が必要な時もあった。日常生活、学校生活、進路決定にも支障を来しており、当該生徒や両親との思いがすれ違っていた。

→当該生徒が望む選択ができるように、ＳＳＷが学校や保護者とだけでなく、医療機関や地域の福祉関係者、少年サポートセンター、進学希望先などとの連携を図ったり、卒業後に向けて、主支援者を学校から地域へと移行するための働き掛けを行ったりすることで、移行支援体制を構築できた。当該生徒は相談できる機会が増え、不適切な行動を抑えることができるようになった。また、親子の関係も改善してきた。

【事例３】家庭での生活困難な家庭環境にある生徒への活用事例（⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：単独派遣型＞

当該生徒（高２女子）は、母親と専門学校生の姉、小学生の弟２人の５人暮らしである。母親が交際相手宅に夜間毎日行き来しているため、家事や小学生の弟の世話をし、経済的に余裕がないためアルバイトをしながら学業に励んでいた。家事や弟の世話の負担を母親に訴えても「自分はこれだけの事をしている」と言い返され、子どもより交際相手を優先する母親への嫌悪感が募り、次第に心身の疲労が重なり不登校状態に陥った。

→ＳＳＷと母親の面談を行うことで、当該生徒を医療機関につなげた。学校と医療機関が当該生徒の思いを受け止める環境となったことや、母親が当該生徒を認めたり、褒めたりするなどかかわり方を考えるようになったことで当該生徒の精神的負担が緩和された。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ＳＳＷの対応件数は前年度より減少（Ｈ30：1,602件→Ｒ1：1,543件）となったが、スクールカウンセラーの活用件数が増加（Ｈ30：37,299件→Ｒ1：39,798件）していることから、各学校がＳＳＷ、ＳＣそれぞれの専門性を踏まえた適切な活用を行っていることがうかがえる。
- 小・中学校においては家庭への訪問支援が増加し、高校等においては医療福祉機関との連携が増加した。それぞれのケースのニーズに応じて、適切な支援の方法を検討し、問題の解決にあたっていることがうかがえる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

- 今後も、子どもの虐待・貧困対策等、多方面との連携を求められる事案や、自殺未遂などの緊急的な支援を要する事案、いじめ等のトラブルをきっかけとした問題等、複雑化、多様化した事案への支援が求められていることから、研修を通して専門性を高めていく必要がある。
- 不登校支援など、問題解消に向けて継続的かつ長期にわたる支援が増加しており、人材確保が難しくなっている。

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 「問題対応型」の生徒指導への活用から、「未然防止型」の生徒指導で活用を進めること

<課題の原因>

- 学校が、ＳＳＷを活用できるケースやＳＳＷを活用するタイミングの理解が不十分である。
- ＳＳＷの支援要請の時点では、問題が深刻化、複雑化、長期化していることが多い。

<解決に向け実施した取組>

- 学校から生徒指導事案の報告があった際に、必要に応じてＳＳＷの活用を勧めた。
- 事案が深刻化しないように早い段階での活用を促した。
- ＳＳＷが研修での講師を務めるなど、未然防止につながるための教職員の意識啓発を図った。
- 学校や市町村教育委員会主催で行ったケース会議へ参加し、事案対応への助言を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 児童生徒が抱える問題が多様化、複雑化しており、ＳＳＷ活用のニーズが増えているが、地域の支援機関と連携した対応が難しいケースが見られる。
- ＳＳＷの活用を学校が働きかけても、当該児童生徒や保護者が拒否するケースがある。

<課題の原因>

- 地域に支援機関等が存在しないなど、連携したくてもできない状況がある。
- 学校への周知は進んでいるが、児童生徒や保護者への周知が十分ではない。

<解決に向けた取組>

- 全県的な視点から、適切な支援機関等への接続を図るようにする。
- ＳＳＷの存在や役割を児童生徒や保護者等へ伝える方策を検討し、周知を図る。

富山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 県内全ての公立中学校区（中核市として単独実施の富山市を除く 53 校区）に派遣し、各中学校区において、小・中学校のスクールソーシャルワーカーの活用時間等を調整している。
- 市町村教育委員会へ派遣し、学校の要望に応じてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整えている。
- 県立高等学校（定時制）4 校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて、支援している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 33 人
- 資格 社会福祉士 15 人 精神保健福祉士 7 人 その他社会福祉に関する資格 12 人
教員免許 15 人 心理に関する資格 2 人 資格を有していない 5 人
- 勤務形態 市町村教育委員会の要望及び、中学校区の実態に応じて、週 2 時間～週 6 時間派遣
市町村教育委員会へ、要望に応じて、週 1 時間～週 4 時間派遣（原則年間 35 週）
高等学校へは、週 4 時間程度、年間 35 週分派遣

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① リーフレット「SC&SSW とのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。
- ② スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者（1 回目のみ）、中学校事業担当者（1 回目のみ）、高等学校事業担当者（1 回目のみ）

（2）研修回数（頻度）

- 年 3 回

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討等

（4）特に効果のあった研修内容

- 講師による実践的な内容の講演（スクールソーシャルワーカーの役割、学校との連携等）
- 事例検討（スーパーバイザーからの具体的な事例に対する助言）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SV の設置：有
- 活用方法：他のスクールソーシャルワーカーの資質向上のため、アセスメントの妥当性や SSW の在り方について助言等ができる経験豊富なスクールソーシャルワーカーをいじめ対策ソーシャルワーカーに任命し、スーパーバイザーと兼ねて活用している。

（6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題（貧困）に取り組んだ活用事例（①貧困対策＜拠点校型＞）

○ 対象生徒

- ・ 兄：中学生 A男 妹：小学生 B女

○ 概要

- ・ A児は、中学校では元気に振舞っているが、しばしば体調不良を訴え、保健室へ行くことがある。
- ・ 養護教諭のA男への聞き取りから、A男の両親の健康状態が悪く、安定して働くことができない状況を心配し、心理的に不安定な状況であることが判明する。

○ 具体的な指導支援

- ・ 学校はケース会議を開き、現状の共通理解と、今後の対応と方針について話し合った。
- ・ 学校は、A男の精神的な安定を図るため、養護教諭やスクールカウンセラーによる定期的な面談を進めた。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、保護者を行政の福祉課につなぐことで、家庭環境の改善を図った。また、スクールソーシャルワーカーは、中学校区に派遣されていることから、小学生の妹B子の学校での様子等の状況を把握することができ、小学校と中学校の円滑な連携を進めた。
- ・ その結果、A男は、明るい表情で学校生活を過ごすようになった。

【事例2】児童虐待の問題（DV）に取り組んだ活用事例（②児童虐待①貧困対策＜拠点校型＞）

○ 対象児童

中学生 C男

○ 概要

- ・ 担任が朝の登校指導を行っている際、C男の頭部にある傷を見付けた。別室で確認したところ、「昨夜父親に殴られた。今までも何度も殴られたことがある。」という旨の発言があったため、児童虐待があったことが判明する。

○ 具体的な指導支援

- ・ 学校は、日常的な虐待が行われている疑いがあるとして、市の虐待対応担当課に相談した。学校、市の虐待対応担当課によるケース会議が開かれ、現状の共通理解と今後の対応と方針について話し合った。
- ・ 市の虐待対応担当課との面談の中で、父親、母親からは、最近、職を転々としており収入が少ない状態が続いていることで、日々の食費に困る状況になることもあり、父親はその現状に対する苛立ちから、悪いとは分かっていたが子供への躰として暴力をふるうことがあると話された。
- ・ 学校では、市の虐待対応担当課とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが父親、母親との面談機会をもち、家庭環境の改善や精神面でのケアを図るための方策について話し合いが行われた。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、市の福祉課を紹介し、就労支援等の相談部局をつなぐことで、家庭環境の改善を図った。さらに、ケース会議の中で、過去の経過から、今後も定期的な確認と支援が必要であると判断し、引き続き継続的に支援を続けた。

【事例3】

○ 該当事例なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 中学校区に派遣することで、中学校と小学校間で、児童生徒に関する情報の共有を円滑に行うことができた。
- スクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築できたことで、医療機関等の関係機関や、学校に派遣されているスクールカウンセラーにつながることができ、組織的な支援を進めることができた。
- 児童虐待や経済的問題等の家庭に起因する事案に関しては、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かして、関係機関と連携して、具体的な対応策を検討することができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組み

<課題の概要>

- ・本県では、平成３０年度から全公立中学校区（中核市を除く）へスクールソーシャルワーカーを派遣し、小中学校が情報共有を行い、連携しながら対応できる体制を整えている。今後は、スクールソーシャルワーカーの派遣時間の増や増員など事業の拡充及びスクールソーシャルワーカーの質の向上を図ることが必要である。

<課題の原因>

- ・市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣時間の拡充など要望が強いが、新たなスクールソーシャルワーカーとしての人材確保が難しく、派遣時間の増や増員などの事業の拡充が困難である。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、資格の有無による専門性に幅があるため、全てのスクールソーシャルワーカーの要望に応じた研修内容になるように企画することが難しい場合がある。

<解決に向け実施した取組み>

- ・市町村教育委員会からの派遣要望やいじめや不登校などの生徒指導上の諸課題の実態を総合的に判断して、配置時間等に軽重を付け配置計画を立てた。また、人員の確保については、社会福祉士会と連携を図るなどして、人材確保にあたった。
- ・研修会内容については、複数のスーパーバイザーの意見を聞き取り、資質向上につながるよう組み立てた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣要望が強く、新たな人材の確保など事業の拡充及びスクールソーシャルワーカーの質の向上を図ることが必要である。

<課題の原因>

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の要因に対応するための専門性を有する新たなスクールソーシャルワーカーを確保するなど人材確保することが難しい。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての質の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールソーシャルワーカーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

<解決に向け実施した取組み>

- ・社会福祉士会との連携を図るとともに、採用方法などを県のホームページに掲載し公募を行うなど広く周知させることで、新しい人材確保に努めた。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが参加する合同研修会を開くことで、スクールソーシャルワーカーとしての役割を確認するなど、質の向上を図った。

石川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 暴力行為や非行等、児童生徒の問題行動に対する学校の生徒指導体制を支援する。
- ・ 不登校、児童虐待等に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて学校の教育相談体制を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県内の各教育事務所管内における児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、28名のスクールソーシャルワーカーを4教育事務所に配置、学校へ派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 18名のスクールソーシャルワーカー（元警察官16名・元教員2名）を、県内4教育事務所管内（小松5名、金沢10名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。
1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を基本とする。
- ・ 10名のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士6名・精神保健福祉士4名）を、県内4教育事務所管内（小松2名、金沢4名、中能登2名、奥能登2名）に配置し、学校へ派遣。1回4時間、週1日、年間35週の勤務を基本とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 職務内容や具体的な活用例等を記載したリーフレット等の作成。
- ・ 県教育委員会、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会等において周知を図る。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 教育相談担当者研修会等の実施
- ・ 教育支援センターにおけるSSW相談日の開催

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 28名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県内教育事務所管内ごとに、毎月1回行う。
- ・ 県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

（3）研修内容

- ・ 毎月1回、事例検討等から、指導主事やスーパーバイザーの役割を担うSSWが、スクールソーシャルワーカーに対して、学校への支援や連携等の在り方について指導・助言を行う。
- ・ 県教委主催の「いじめ問題フォーラム」等の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーが一堂に会し行った情報交換や事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （ ☒ 有 ） ・ 無 ）

○活用方法

- ・ 月例の報告会や連絡協議会等にて指導・助言

（6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。
- ・ 必要性の高い研修を開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。
- ・ スクールソーシャルワーカーの役割を学校に周知徹底すること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関と連携のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学男子生徒Aの顔面に痣があることを教諭が発見し、事情を聴いたところ、父親から暴行を受けたことが発覚。学校はSSWの助言を受け、児童相談所及び警察と連携し対応を行った。児童相談所と警察が事情を確認したところ、同種のことが繰り返される可能性がある判断し、即日、児童相談所が保護することとなった。約2ヶ月間の保護中、児童相談所と保護者は話し合いを重ねた結果、児童相談所は保護を解除し帰宅。現在は特に問題なく学校生活を送っている。

【事例2】不登校生徒のための活用事例（④不登校、⑦その他（発達障害等に関する問題））

＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学生女子Cは、両親と姉（中学生）の4人暮らし。姉は友人関係のトラブルから、不登校傾向。小学生Cは、低学力で学習に苦手意識が強く、姉と一緒に欠席することが多かった。また、母親は精神的に不安定な面があり、養育力が低い。父親も仕事が多忙のため関わりが低い。この事案に対してSSWを派遣。SSWは家庭訪問し、父親と面談。生活状況の全体像を把握し、学校と情報共有。小学生Cに発達障害の傾向が見られたため、父親に医療機関での検査を勧め、受診につなげた。さらに、母親との面談も計画し、家族全体の支援を続け改善を図った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

高校女子生徒Bは、父親と弟（小学生）の3人暮らし。父親は持病があり、4～5年前から働けない状態にあった。また、家庭は経済的に苦しく、食費にも困る状況であった。そうした中、父は持病が悪化し、入院。生徒Bは、家事全般をすることとなり、学校も欠席がちとなった。この事案に対してSSWを派遣。SSWは市の生活支援課と連携し、家事支援を検討。手続きを行い、家事支援サービスにつなげた。生徒Bの負担も減少し、学校復帰を果たすことができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、ケース会議等を通じ適切なアセスメントが行われ、課題を抱える児童生徒に対して、適切な支援体制の充実が図られた。また、支援が必要な家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの専門的な知識や経験を用いて、児童相談所や福祉事務局等の関係機関と連携し、サポート体制の構築につなげた。
- ・その他、家庭と学校との橋渡し役を担い、学校の指導に対する保護者の理解を図った。
- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、スクールソーシャルワーカーが問題行動の早期発見・未然防止に努めた結果、いじめの認知件数が派遣校全体で、約17.5%増加した。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保が難しくなっている。
- ・校内において、外部専門スタッフを交えた情報共有の場の設定が定期的に必要な。
- ・スクールカウンセラーや外部専門スタッフ等との連携について、コーディネーター役を担う担当教諭の役割が大きく、管理職によるサポートが必須となっている。

＜課題の原因＞

- ・地域的な要件等により、人材の確保や連携できる関係機関に限りがある。
- ・コーディネーター役を担う担当教諭の役割が不明確。
- ・SSWの役割に対する教職員の理解不足。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・県社会福祉士会・精神保健福祉士会等と連携し、人材確保や育成に努めた。
- ・教育相談担当者研修や各種会議等を通して、SSWの効果的活用について理解促進を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・地域的な要件により、連携できる社会資源に限りがある。
- ・校内の教育相談体制が整備されていないケースがある。

<課題の原因>

- ・人口減少により過疎化が進んだ地域
- ・担当教諭の役割が不明確

<解決に向けた取組>

- ・各市町の社会福祉協議会や福祉事務所を通して、新たな社会資源の確保に努める。
- ・教育相談担当者研修や各種会議等を通して、校内教育相談体制の整備を促す。

福井県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識および経験を有するものを、各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内9市に18名配置（福井市4名、越前市3名、敦賀市・鯖江市・坂井市・あわら市各2名、他3市各1名）するほか、県下全域担当2名、県北部全域担当2名、県北部4町担当1名、県南部担当2名、県立高等学校定時制7校には3名を配置している。

また、スーパーバイザーを1名配置し、困難事案への対応に協力を得ている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数28名

（社会福祉士：19名 精神保健福祉士：3名 教員免許取得者：8名 ※一部重複）

・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定

（①ねらい ②配置状況 ③支援過程 ④実践事例 ⑤スーパービジョン体制 ⑥関係機関等）

・4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行い、生徒指導主事や教育相談担当者の集まる会議等での説明・配付を依頼し、活用への理解を深める。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・ガイドラインを各市町教育委員会から各小中学校に配付し、効果的な活用について周知

・中堅教員対象教育相談担当者研修において、スクールソーシャルワーカーの活用事例を紹介

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、各市町指導主事・関係機関担当者

（2）研修回数（頻度）

・研修会2回（8月、11月）

・事例検討会6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）…2ヶ月に1回開催

（3）研修内容

・研修会…「ケース会議の進め方と事例検討」（8月）

「SSWの活動内容・事例および成果と課題について」（11月）

・事例検討会…各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言を行い、資質向上を図った。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー、電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進め、それぞれの立場からの意見交流を行った。また、参加者がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校関係者、保護者等の役割演技をすることで、それぞれの役割のあり方、連携の大切さについての理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

派遣要請のあった学校において、スクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加し、方針や対策について助言を行う。

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーの人材の育成、資質向上を図る取組、研修の充実

・スクールソーシャルワーカー活用に関わる学校側への周知

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境に起因する不登校に対する活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

＜家庭の状況＞

母子家庭で、中2男児、中1女児、小5男児、小3女児の4人きょうだいのうち、中2男児、小5男児、小3女児が不登校。同居の祖母が介護を必要としている状況。中2男児は中学入学から不登校となり、小学生の弟妹もその影響を受けて不登校となる。

＜SSWの対応＞

- ・小学生の男児、女児について、SSWが母親に担任と話し合いを持つことを提案し、学校とのつながりをもった。その後、2回登校したが、学習への抵抗感から再び登校しなくなる。SSWが適応指導教室を紹介したことで、男児女児が通うようになる。SSWは再び学校と連携を図り、母親に夕方登校を提案。週1回の夕方登校で担任と男児女児の関係を深めた。
- ・中2男児については、中1の時から支援を継続。春は担任が家庭訪問をしても面会を拒否していた。対人関係で不安を抱える様子が見られることから、SSWは本児の病院受診を勧めた。SSWが家庭訪問を繰り返すうちに、男児は心を開くようになり、自分の思いを素直に打ち明けるようになった。また、秋ごろには不登校になった自分を振り返り、後悔する様子もうかがえた。
- ・母親は、子どもたちの状況、家庭環境に不安を感じ、精神的に不安定な様子が見られたため、SSWは教育相談センターのカウンセリングにつなげた。
- ・SSWは母親が相談でき、支援を受けることができる機関を増やすことを目的に、市子ども福祉課と連携。ともに家庭訪問をすることで、行政からの支援方法を検討した。

＜成果と課題＞

- ・SSWが中2男児に2年間継続して関わっていることから、本児との信頼関係を構築し、登校に向けて前向きになってきた。
- ・子供たちが、母親に素直さを見せるなど様子が好転するに伴い、母子関係も改善されてきた。すると、母親の気持ちも落ち着き、SSWに対しても心を開き、話をよくするようになった。
- ・子供たちに発達障がい疑いが見られ、母親に病院受診を勧めるが拒否的なため、SCとの面談による不登校への対応を検討。今後、学校、SCとの連携を図り、子どもたちの登校支援を継続する必要がある。

【事例2】児童虐待未然防止のための活用事例（②児童虐待、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

＜状況＞

- ・本児（小2男児）の特性による学校生活への適応、両親の関わり不足、愛着関係に課題が見られる。
- ・本児は、家で頻繁に怪我をすることがあると学校からSSWに報告があり、児童相談所に通告した。
- ・本児の行動に対して、担任が対応に困難を抱えている。
- ・両親は担任の本児に対する関わり方に疑問を持っている。

＜SSWの対応＞

- ・学校からの要請を受け、SCとケース会議を行い、両親、担任が本児のもつ特性や困り感を配慮した関わりが持てるようなアプローチを検討。学校訪問、家庭訪問を定期的実施することとした。
- ・要保護児童対策地域協議会ケース会議を実施。10か所の関係機関担当者と情報共有、役割の確認を行った。
- ・家庭訪問では、両親の学校に対する思いを聞き、その内容を学校訪問で担任や教頭に伝えた。
- ・学校訪問では、授業見学後、担任と面談し、担任の思いを把握した。教頭とも面談し、両親の担任に対する思いを伝え、共に学校としての対応を検討した。
- ・SSWは、両親、担任へ本人の特性を配慮した関わり方を助言。その後、家庭では、両親が声掛けの仕方を工夫したり、関わりの時間を増やしたりすることで、本児に心の安定が見られるようになった。学校では、チームで対応することにより、本児は落ち着いて授業に参加できるようになった。
- ・両親参加のケース会議を実施することで、両親は学校の対応に対して理解を示し、協力的になった。

＜成果と課題＞

- ・SSWが学校と家庭をつなぐ役割となり、本児の特性に合わせた支援を助言することによって、本児が安定して学校生活を送ることができるようになった。
- ・当初、家庭の養育に対する支援という位置づけであったが、本児の学校での不適応の様子から、学校生活への支援に移行していった。養育環境についても不安定な要素があるため、継続して関わる必要がある。

【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例：なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・令和元年度に支援を受けた児童生徒は、小学校４４名、中学校２８５名、高等学校６１名、特別支援学校３名である。支援件数は７５７件で、昨年度より７７件増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数を毎年増員することで、派遣のニーズにより多く対応できるようになった。
- ・適応指導教室や各市町の福祉担当課と積極的に連携を取り、支援体制を整えることができた。
- ・スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加することで、福祉的視点での見立てを行ったり、生活面や経済面等についての情報をスクールカウンセラーや教職員等と共有したりして、目標の共通理解や支援の重層化を図ることができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校からスクールソーシャルワーカー派遣要請が多く、毎年、年度途中で年間の配置時間分を完遂している状況にある。
- ・不登校者数、問題を抱える家庭数は増加傾向にあり、今後もスクールソーシャルワーカーの需要過多となることが明らかであるが、十分な配置ができない状況にある。

<課題の原因>

- ・問題を抱える家庭の増加、相談内容等の複雑化により、スクールソーシャルワーカーが支援し、福祉や医療等の関係機関との連携が必要となる事案が増加していること。

<解決に向け実施した取組>

- ・県配置を１名、市配置を３名増員
- ・人材確保のため、スクールソーシャルワーカーの報酬単価の引き上げを検討

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・多様なニーズに応えるためのスクールソーシャルワーカーの人材確保や、複雑化する問題に対応するためスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修の充実が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの有効な活用に向けて、市町教育委員会、教職員へのさらなる周知が必要である。

<課題の原因>

- ・県内に社会福祉士、精神保健福祉士といった資格をもつ対象者が少ない。
- ・スクールソーシャルワーカーの介入が児童生徒の抱える問題の早期発見につながる場合であっても、派遣要請をためらったり、活用方法に不安をもつ学校があったりすると考えられる。

<解決に向けた取組>

- ・教職員対象の教育相談に関わる研修会において、スクールソーシャルワーカーの有効な活用事例を積極的に紹介する。
- ・市町指導主事対象の研修会において、各市町におけるスクールソーシャルワーカーの活用状況や事例、活用に関する課題を共有することで、有効な活用方法を探り、実践する。

山梨県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用して、支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名～4名を配置）。また、高等学校への対応も必要な事例が増えているため、総合教育センターに2名配置する。
- ・ 社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるようにするため）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 13名 4教育事務所に計11名（4名配置1箇所、3名配置1箇所、2名配置2箇所）
総合教育センターに2名
- ・ 資格 社会福祉士3名、精神保健福祉士2名、教員免許10名、心理に関する資格5名（重複あり）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ ガイドラインや周知資料（A4枚1枚表裏）を作成し、全小・中学校、高等学校に配布。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 小・中学校へ計画的な巡回訪問を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・運営会議＜参加者＞

大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー代表、民生・児童委員協議会長、県社会福祉士会長、精神保健福祉会長、児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、県警少年対策官、公立小中学校校長会長、総合教育センター相談支援部長、適応指導教室主幹、県PTA協議会長、県子育て支援課児童養護担当課長補佐、スクールソーシャルワーカー、教育事務所担当指導主事

・担当者会議＜参加者＞

教育事務所担当指導主事、スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・ 運営協議会（年2回）、担当者会議（年4回）

（3）研修内容

- ・ 事例検討 担当者会議において、それぞれの事例を持ち寄り相互の研鑽・学習の機会としている。
- ・ 研修会 関係機関の職員を講師とした研修を実施している。
（令和元年度は、児童福祉士等の研修会にも参加した。）
- ・ 運営協議会 関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題を協議している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （有 ・ **無**）

（6）課題

- ・ SV体制については、設置の必要性はあるものとする。しかし、現状では、予算の都合上実施ができない。スクールソーシャルワーカーの人材育成、人材確保のためにも支援体制の構築が必要である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校傾向のある児童生徒のための活用事例（④不登校、⑦その他 心身の健康・保健に関する問題）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞ ※別紙参照。

【事例２】支援が必要な家庭環境である児童生徒のための活用事例（①貧困対策 ④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

クラスメイトとのトラブルが原因で不登校となっていたところ、父親の入院によって家庭環境も不安定になった児童について、ＳＳＷの派遣要請があった。ＳＳＷは、まず、父親の状況や経済状況等、家庭状況を確認した。学校は、定期的に家庭訪問を実施し、学校とＳＳＷが連携して情報共有する中で継続的に支援を行った。その後、母親も事故で入院することになり、ＳＳＷより親族に保護を要請した。母親の退院後は、週一度の家庭訪問を実施し、本人の進路、学習、生活改善など、今後の方向性について、本人を交えて共に考えるようになった。三者面談には、ＳＳＷも同席し、本人、保護者、学校と、今後の方向性について、共通の認識をもつことができた。

【事例３】 該当事例なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

過去３か年において、支援した児童生徒数、継続支援となった児童生徒数は、ともに増加傾向にある。ＳＳＷ活用についての周知の定着だけでなく、ニーズも高まっている。

	H29	H30	R1
支援した児童生徒数	353 人	478 人	643 人
うち継続支援数	230 人	227 人	237 人
抱える問題数	521 件	442 件	499 件

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・多様なニーズにこたえるために、ＳＳＷの資質向上を目的とした更なる研修の実施が必要である。
- ・ＳＳＷの負担が増しているため、ＳＶを含めた相談支援体制の構築や活動時間等の拡充が必要である。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷを必要とする場面が多様化している。
- ・派遣要請増加に対して、相談支援体制の構築が間に合っていない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＳＷの必要感に沿った研修を行うため、複数の研修から参加する研修を選択できるようにした。
- ・各学校へＳＳＷ活用について、更なる周知を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷの職務や役割、活用方法が県内の全学校に十分に伝わっていない。
- ・多様化するケースに対応するための、ＳＳＷの更なる資質の向上を図る。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷ活用について、各学校への周知が足りない。
- ・今までにはないケースにも対応できるＳＳＷが求められている。

＜解決に向けた取組＞

- ・改訂したガイドラインやリーフレットにより、周知を図る。
- ・ＳＳＷとＳＣの会議を合同で開催する等、それぞれの専門性の相互理解に努め、連携体制を強化する。
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった資格が取得できる大学との連携を検討していく。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

山梨県教育委員会

【事例1】不登校傾向のある児童生徒のための活用事例（④不登校、⑦その他 心身の健康・保健に関する問題）

< S S Wの配置形態：派遣型 >

段階	取組内容及び S S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	中学生の当該生徒（以下、本事例において「生徒」という。）は、小学校低学年の頃から登校渋りの傾向がみられ、担任教諭、管理職、養護教諭、S C等が様々な支援を実施してきたが、欠席日数が次第に増え、登校する日は保護者の車で送迎で登下校している状況が続いていた。生徒と保護者は、S Cとの面談を継続的に受けており、担任教諭や養護教諭からも、登校や生活リズムの改善に向けて、繰り返し面談を受けていたが、大きく好転することはなかった。また、生徒は幼少期から発育面に関して心配されている点があり、地域の保健師や学校から医療機関への受診を勧められていたが、保護者が医療機関を受診させなかった。このため、<u>小学校から S S W の派遣要請があった（生徒は当時小学校高学年）。中学校進学後も継続して支援を行っている。</u>
② 学校内での方針の検討	【小学校】 派遣された S S Wは、学校の管理職、担任教諭、養護教諭から<u>生徒の状況について聴取した</u>。また、別途、<u>ケース会議も開催し</u>、生徒の現状に関する情報共有と、今後の支援方法について検討した。 ●学校から S S Wに相談したいこと ①生徒への支援について ②親子関係について ③医療機関受診について ④保護者の支援について ●期待する成果 ・生徒が感じている対人関係（友人関係）への不安を解消する。 ・教室への出入り及び登校が再開できるようになる。 ●支援方法 ・ S S Wは、<u>生徒や保護者と定期的に面談を実施する</u>。担任教諭や S C も、面談を継続して実施する。 ・ S S Wと学校は、常に情報共有を図り、生徒と保護者に対する支援に生かす。 ・ S S Wが<u>医療機関への受診を促し、生徒や保護者と医療機関とのつながりをつくる。</u> ※中学校進学を控えた時期には、小・中学校の教諭や S Cと拡大ケース会議を開催し、中学校への連携を図った。 【中学校】 ケース会議を行い、小学校からの引継ぎ事項を確認するとともに、今後の支援方法について検討した。 ●学校から S S Wに相談したいこと ①生徒への支援について ②医療機関受診について ③母親の精神面での支援について ●期待する成果 ・生徒の生活リズムや気持ちが安定して、登校することができるようになる。 ・保護者と S S W及び学校が連絡を取り合い、連携することができるようになる。 ●支援方法 ・ S S Wは、<u>生徒や保護者と定期的に面談を実施する。</u> ・生徒は場面緘黙の傾向がみられるため、面談においては、ゆっくり話を聞くことや筆談等、生徒の本心を聞き取るための工夫が必要である。 ・ S S Wと学校は、常に情報共有を図り、生徒と保護者に対する支援に生かす。 ・保護者との面談において、市町村の支援センター等相談機関の活用等、中学卒業後の将来を見据えた支援方針を保護者にも共通の認識をもってもらう。

③ 支援の実施	【小学校】 ①ＳＳＷは、定期的に<u>生徒や保護者と面談を実施した</u>。生徒との面談は、本人の希望で学校以外の場所で実施した。 ②ＳＳＷが<u>医療機関受診に同行した</u>。生徒と保護者は、医師の診断を受け、今後取り組むべきことを知ることができた。 ③ＳＳＷは、ＳＣと連携しながら生徒と保護者の支援を継続的に実施し、生徒は卒業式に出席することができた。 【中学校】 ①小学校から継続して、ＳＳＷは定期的に<u>生徒や保護者と面談を実施した</u>。生徒からは、学校での悩みについて聞き取ることができた。生徒は、場面緘黙の傾向がみられるため、口頭では詳細を答えることができなかったが、筆談では自身の思いを表現することができた。 ②ＳＳＷは、<u>担任教諭や保護者と話し合う場を設定</u>し、生徒の周囲の大人が連携して、生徒が安心できる居場所づくりと、自分で考えて行動できるようになるための指導・支援の工夫について検討を重ねた。 ③ＳＳＷは、保護者との面談では、家庭での悩みや生徒への思いを受け止め、共感とは異なる視点からアプローチをした。 ④ＳＳＷは、教職員とのケース会議において、<u>生徒や保護者の思いや困り感を伝え、今後の対応や指導支援について協議</u>を行った。
④ 経過観察	【小学校】 ①保護者との面談において、医療機関受診に前向きな発言があり、<u>ＳＳＷが同行して数回医療機関を受診</u>した。 ②担任教諭やＳＣ等と連携して支援する中で、生徒が学校から離れることなく、卒業式にも出席することができた。 【中学校】 ①保護者の車での登下校は変わらないが、欠席数が減り、朝から登校できるようになった。 ②運動部に所属し、練習にも参加することができていた。 ③家庭ではよく話すが、学校では次第に会話をしない状態になっていった。 ④生徒は、場面緘黙の傾向が強くなり、ＳＳＷとの面談において、筆談でのみ自分の思いを詳しく伝えることができる状態になった。ＳＳＷは、<u>筆談によって、生徒の学校での悩みを聞き取る</u>ことができた。 ⑤所属していた部活動を退部したことや、小学校の頃とは異なり周囲から声をかけられなくなったことがきっかけとなり、登校を渋り始め、欠席や遅刻が増えた。 ⑥担任教諭や保護者とともに、生徒が安心できる居場所づくりを進めることや、地域の支援センター等相談機関を活用すること等、中学卒業後の将来を見据えて、<u>今後の支援について検討を続けた</u>。

長野県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるＳＳＷが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に合計 36 名のＳＳＷを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応
→ＳＳＷは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・支援件数の増加に伴い、平成 30 年度 28 名から 8 名増員して合計 36 名に拡充
- ・教育事務所配置の 36 名のうち 14 名を 11 市教委へ派遣し、研究モデル実施（市教委専任 8 名、教育事務所と市教委兼任 6 名）
- ・人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内の教育事務所（５ヶ所）に合計 36 名（東信 8 名、南信 8 名、南信飯田 3 名、中信 9 名、北信 8 名）を配置
- ・任用条件は、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者のみ
→現任者 36 名の内訳：社会福祉士（33 名）、精神保健福祉士（13 名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（10 名）
- ・配置時間は、36 名の合計で 20,322 時間（平均 565 時間／人）
- ・年間勤務日数は 36 名の合計で 5,819 日（１日 7 時間以内の勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ガイドライン（長野県ＳＳＷ活動事業実施要綱、長野県ＳＳＷ活用事業実施の手引き）作成
→ＳＳＷ、教育事務所、市教育委員会に周知
- ・県独自事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織
→生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、ＳＳＷが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言
生徒指導専門指導員…生徒指導を担当する主任指導主事　いじめ・不登校相談員…義務校長経験者
- ・年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やＳＣ、ＳＳＷ）
→各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びＳＳＷの活用方法を周知
- ・要保護児童対策地域協議会や児童虐待・ＤＶ防止連絡協議会への参画
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・長野県総合教育センターにおける教職員向け研修（生徒指導・特別支援教育関係）６講座開講
→研修内でＳＣ、ＳＳＷの活用や連携について周知（ＳＳＷが講師となる講座もある）
- ・「不登校への支援について考える」（「不登校への対応の手引き」H31改訂版）の配布
- ・市教委派遣ＳＳＷによる中学校区ごとの定期的な巡回訪問（小学校、中学校）
- ・長野県ＨＰダウンロード可能リーフレット「子どもたちの笑顔と未来のために」を掲載
→チームとしての学校の説明やＳＳＷの役割等の解説

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・県で任用しているＳＳＷ36名

（２）研修回数（頻度）

- ・職務研修（年７回）
- ・自己課題研修（年２回を上限）

（３）研修内容

- ・いじめ不登校地域支援事業 全県研修会（年２回）
→いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・ＳＳＷ実務者研修会（年５回）
→ＳＳＷの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）
- ・自己課題研修（年２回）
→長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、県民文化部こども・家庭課等の研修講座などから選択
- ・全国規模の研修会に県ＳＳＷ数名程度が参加し、実務者研修会において研修内容を共有（令和元年度３名参加）

（４）特に効果のあった研修内容

- ・年度当初に、県内スクールソーシャルワーカーを集め、事業の目的とＳＳＷに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修
→新規ＳＳＷ11名（30%）を含め、制度説明と年度初めの確認を行いスムーズな事業の進行を推進
- ・生活就労支援センターまいさぼとの支援連携に関する研修
→事例等を通して、まいさぼとＳＳＷの連携支援について研修し連携を促進

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（無）

○活用方法

（６）課題

- ・ＳＳＷの人材確保
→募集に資格条件があり、募集に対する応募が少ない（中途採用は特に難しい）
- ・ＳＳＷの資質向上と支援の質の均質化
→事業拡充に伴い、新規ＳＳＷの割合が高くなり、効率的で効果的な支援の割合が低い
- ・ＳＶの体制について
→ＳＳＷの資質向上や新規ＳＳＷの育成、業務の効率化及び業務改善等に期待できるためＳＶについて検討
- ・ＳＳＷ活用に関わる学校側への周知
→ＳＳＷの認知は広がりつつあるため、更に学校へ活用についての働きかけを継続
- ・地域福祉行政に対するＳＳＷ活用事業の周知
→研究モデルを実施したＳＳＷの市教委派遣を拡大しつつ、地域福祉行政との連携を強め、ネットワークを広める
- ・ＳＣとＳＳＷとの連携
→ＳＣとＳＳＷの合同研修会を設定し、連携促進を図る

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】複雑な家族背景がある生徒支援のための活用事例（①貧困対策）

＜SSWの形態：派遣型（重点配置SSW支援事例）＞

- 家庭環境 本人（高校女子）、父、母（バイト）、姉（成人、バイト）、妹（中学）。父の実家にて祖父母と同居していたが、父のアルコール依存、祖父母のうつ病、認知症の症状がひどくなり母と本人を含む姉妹は母方実家で別居。
- 本人の状況 専門学校へ進学希望だが、経済的理由で反対する母親と話し合える状況になく、進路が決められない。
- 本人や家族の支援 SSWと母との面談後にまいさぼと連携。父や祖父母の関係で支援機関も多く、SSWとまいさぼで整理して誰がどう支援するかを明確にし、余計な不安を取り除く。経済面はまいさぼの家計相談で見通しを持つことができ、本人の進学についても「どうすると叶えられるのか」が見える化。本人はその過程を経たことでまずは進学するための資金を貯める必要性を認識し、まずは就職と決めることができた。学校とまいさぼで本人の支援を、SSWが関係機関の動きを把握しながら母のフォローを担った。

【事例2】自傷行為を繰り返す生徒支援のための活用事例

（②児童虐待、⑦発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

＜SSWの形態：派遣型（重点配置SSW支援事例）＞

- 家庭環境 本人（中学女子）、父、母、兄。父はかっとなるとすぐに手が出る。母親は本人には無関心。
- 本人の状況 小5の頃からリストカットが始まり、中2になり自傷行為がエスカレート。多いときは全身に100本以上の刃物傷をつけた。
- 本人や家族の支援 自傷行為をしてしまう理由として、「家に居場所がない。父母から暴力を受けている」と訴えあり。SSWが介入し医療機関に繋ぐとともに、要対協に連絡。兄相、子育て支援課、保健師、医療機関MSWと共に支援の方向性を模索。SSWを介して父母が兄相に繋がり、家族関係の改善に取り組む姿勢が見られるようになる。本人は医療機関に入院中に主治医や看護師から知的理解面の低さを指摘され、WISC 検査を受ける。その結果、知的能力の低さが判明したことから、両親や学校が本人への支援を構築していく方向になった。

【事例3】発達障害等の複雑な課題の中での性的問題への活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題⑧性的な被害）

＜SSWの配置形態：派遣型（重点配置SSW支援事例）＞

- 家庭環境 A（中学女子）、B（中学男子）、父、母、弟、祖父。父母の不仲、母の精神的不調、父の現実認識と課題意識の低さ、弟は知的障害あり。
- 本人の状況 Aは保育園時代から登園しぶりあり。小学校では不登校、中学入学後、ほぼ欠席状態。自閉スペクトラム障害、思春期早発症の診断があり、希死念慮も強い。Bは小学校低学年から不登校傾向、中学では週数回、数時間のみの登校。ゲーム依存、家庭内暴力。自閉スペクトラム障害の診断があり、自閉障学級在籍。Bの自宅での自慰行為について母から複数の支援者に相談があったが、やがてABの間での性的接触が母により確認される。
- 本人や家族の支援 父母間でこの現実を課題として認識できず、兄相、市町村子ども課（要対協）、SSW等で連携しながら母に性的接触について父とも共有しながらAにもBにも適切な支援を行うことを提案するも、母は夫にこのことを切り出せず。兄相はAとも個別面接を実施するが、Aが一方的に被害を受けているわけではないため兄相としても課題として扱えず。SSWは、父やBと面接を重ね、父と兄相の関係づくりを行ったり医療機関との連携を強化。母と障害者総合支援センターや民間支援団体をつなぎAや弟に必要な支援体制を構築したりしながら、多機関によるチーム支援により、父母が家庭内の課題を認識して子どもたちにとっての生活環境を改善する意欲が持てるよう家庭全体を支援した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ＳＳＷによる支援の実績

年度	ＳＳＷ 人 数	支援児童 生徒数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
H29	22 名	1,279 人	2,311 回	682 回	656 回	1,364 回	61.9 %
H30	28 名	1,373 人	3,151 回	1,027 回	1,008 回	1,890 回	56.8 %
R01	36 名	1,202 人	4,056 回	1,171 回	1,228 回	2,444 回	54.4 %

- ・ＳＳＷの人数を増やしたが、新規ＳＳＷ11名が全体の30%を占めていたため支援人数や解決好転率が低下
- ・支援要請がある児童生徒について、背景にある家庭的問題が複雑になっており、解決には至らない状況もある。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＳＷの配置人数や配置時間とともに、人材の確保や養成、効果的な配置等について引き続き検討が必要
- ・ＳＳＷの資質向上と支援の質の均質化が必要
- ・学校側が児童生徒の抱える問題を早期に発見してＳＳＷの介入に結びつけるため、教職員へのさらなる周知が必要
- ・地域福祉行政との連携をより強化することが必要

<課題の原因>

- ・募集に資格条件があり、募集に対する応募が少ない（中途採用は特に難しい）
- ・事業拡大している過程では、新規ＳＳＷの割合が高くなり、効率的で効果的な支援が実施できない
- ・新規ＳＳＷに3年程度の経験を積ませないと支援効率が高まらない（解決・好転率等を効果的に改善させる難しさがある）
- ・教育事務所内で支援への助言指導や業務等の指導説明が明確に役割分担できていない部分がある
- ・昨年度、市教委育員会（11市教委）への派遣をモデル研究実施したが、実績が少なく十分活用できない部分がある

<解決に向け実施した取組>

- ・ＳＳＷのチーフを設置し、各教育事務所において、ＳＳＷのリーダー的役割（支援助言指導や業務指導等）を依頼し、資質向上を図った。
- ・教職員が一人で問題を抱え込まないよう教育支援コーディネーター等にも働きかけ、ＳＳＷ連携促進
- ・市教育委員会へＳＳＷ派遣をし、地域における福祉部局と学校との連携強化についてモデル実施

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・支援における解決好転率の低下
- ・ＳＶ体制の構築
- ・県内のすべての19市へのＳＳＷ派遣

<課題の原因>

- ・任用（身分）形態の安定化
- ・複雑化する支援事例への対応と新任ＳＳＷの効果的育成
- ・市の福祉部局との更なる連携促進

<解決に向けた取組>

- ・任用（身分）形態の変更（ガイドラインの修正）
- ・ＳＶの設置（ガイドラインの作成）
- ・市教育委員会に対するＳＳＷの必要性の周知

岐阜県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

・不登校・いじめ等の対応強化、及び児童生徒が抱える貧困や虐待などの家庭に起因する諸課題を把握し、児童生徒の学習の機会を担保し、円滑な学校生活を送れるよう支援する。また、各関係機関と連携を図るつなぎ役として、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行い、教育相談体制の充実を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- ・県内の6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての公立小・中学校、公立高校及び特別支援学校からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課にスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの質の向上に向けて、研修やスーパービジョンの実施、及び個別の案件についての相談等を行う。
- ・暴力行為等の問題行動の未然防止に特化したスクールソーシャルワーカーを岐阜県教育委員会学校安全課に配置し、要請のあった学校に計画的に派遣する。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 スクールソーシャルワーカー 11名 スーパーバイザー 1名

○資格（令和元年度採用者所有資格）

・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・教員免許状 ・介護福祉士 ・介護支援専門員

○勤務形態	事務所配置スクールソーシャルワーカー	小・中・義務教育学校	年間 180時間
		高等学校、特別支援学校	年間 20時間
			計年間200時間

一日当たりの勤務時間はケースによる。

学校安全課配置スクールソーシャルワーカー 年間計1,500時間。1日あたり5時間。

スーパーバイザー 年間120時間。一日当たりの勤務時間はケースによる。

(4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○策定の状況

平成30年3月に策定。主な内容は以下のとおりである。

- ・ S S W の職務
- ・ S S W の配置
- ・ 学校における体制づくり
- ・ スーパービジョン体制の整備
- ・ S C との連携
- ・ S S W の業務遂行に当たって配慮すべき事項
- ・ (参考資料) 児童生徒理解・教育支援シート(試案)

○周知方法

・策定した「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）をもとに、「活用ハンドブック」を作成し、令和元年度スクールカウンセラー等連絡協議会及び高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議においてスクールカウンセラー及び県内全小中学校、公立高等学校、特別支援学校の教育相談担当者を対象に、説明を行い、内容を周知した。

- ・第1回高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議等で、高等学校及び特別支援学校教育相談担当者へスクールソーシャルワーカーの活用促進を促すために、スクールソーシャルワーカーの活動内容を説明

し、周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○研修の実施

岐阜県社会福祉士会に委託し、年3回にわたり事務所配置スクールソーシャルワーカー及び学校安全課配置スクールソーシャルワーカーへの研修会を行った。

○①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・経年研修にて、スクールソーシャルワーカーの周知を行い、活用促進を促した。
- ・公立高校及び特別支援学校の教育相談担当者対象の地区別会議にて、スクールソーシャルワーカーが活動内容を説明する講演会を行った。
- ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーが市教育委員会から依頼を受け、教育相談担当者に向けスクールソーシャルワークの学校における活動実績やその成果について講演を行った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー
- ・各教育事務所生徒指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回実施（6月、8月、1月）

（3）研修内容

- ・特別支援教育の現状や課題
- ・SSWやSCの効果的活用法について
- ・ひきこもり支援の在り方について
- ・社会福祉協議会の役割について
- ・エビデンスに基づく効果的なケース会議の在り方について
- ・スクールソーシャルワークにおける社会福祉士の役割について
- ・ケース会議のすすめ方とアセスメント・プランニングについて

（4）特に効果のあった研修内容

- ・特別支援教育の現状に対応するスクールソーシャルワーク
- ・ひきこもり支援の在り方について
- ・エビデンスに基づくソーシャルワークと効果的ケース会議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言
- ・県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性についての検討
- ・県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
- ・その他、児童生徒の抱える課題解決を図るための取組

（6）課題

- ・人材確保
- ・資質の向上
- ・支援の質の均質化
- ・教職員への周知

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

A（小学生、女兒）は数年前から登校をしづり、今は全く登校できていない。父親は心を病んで仕事をせず、引きこもっている。借金があるが、酒と煙草はやめない。母親も働いておらず、生活費がなく、家賃や父親の精神科の診察料も工面ができない。全財産は２千円。両親は不仲で、Aの前で喧嘩が絶えない。Aは一日中家でゲームをして過ごし、外へは行きたがらない。

支援の経過：S S Wが母子と面談を実施。その後、校長、教頭、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭とともにケース会議を実施した。S S Wが定期的に母と面談を重ね、生活における課題の把握を行った。それと共に、Aとの面談を続け本人の心の支援を続けた。同時にS S Wは市の生活困窮者支援センターに連絡を取り、母親と共に窓口へ行き、生活福祉資金を借用し、フードバンクの利用手続きを行ったことで生活費等の心配を払拭することができた。父親の精神科受診については、S S Wが支援センターに働きかけ病院の診察料の支払いの延滞申し入れをした。このことで精神科を受診し、薬を服用することで容態を回復し、就職先がきまった。

その後関係機関に参加を呼びかけ、ネットワーク会議を開催（参加者：子ども発達支援センター、児童相談所、市教委学校教育課、市の生活困窮者支援センター、小学校、中学校）し、家庭基盤の安定が最優先として支援を行い、Aができる事を増やしていくために、短期目標及び長期目標を設定し、上記のケース会議の出席者各自の役割分担を決め、設定した目標を達成するためにそれぞれ支援を行った。

S S Wが上記のような支援を行ったことで、父親が精神的に安定し、母親も不安が解消され元気を取り戻し、パートとして働きはじめた。両親が安定したことで両親の喧嘩も減り、Aの表情も明るくなった。Aは登校の意思を見せるようになり、外とつながろうという意思を芽生えさせることができた。

【事例２】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

B（高校生、女子）は不登校で原級留置が確定。母親は離婚歴があり、母子家庭で家計は苦しい。母親は家事をほとんどせず、家の中は乱雑。子どもに十分な食事を与えておらず、母親は彼氏と出かけ、夜中に帰宅することがある。Bは実父と離別し、母の再婚相手とも離別しているが、再婚相手から中学校時に性的虐待を受けていた。食事をとっていないため活動するエネルギーがなく、学校を続けたいという強い意思もない。子ども食堂等を利用している。ゲームセンターで遊ぶことが多く、出会い系の利用もある様子。

支援の経過：S S Wは福祉課、子ども食堂担当者から情報を収集し、要対協個別ケース検討会議で関係機関と情報を共有した。児童相談所が関わり本人に施設入所を勧めたが、本人が拒否したため、S S Wは一時保護を視野にいて、十分な食事が摂れない、または再び性的虐待を受けるようなことがあった場合を想定して、緊急時は警察にも協力を依頼し、Bの命と生活の安定を優先させる支援を行った。

【事例３】〇〇〇〇のための活用事例（例；⑧性的な被害）＜S S Wの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型（該当するもの以外を削除すること。）＞

活用なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
支援の対象となった人数	7 3 人	1 0 8 人	1 7 7 人	2 3 5 人	1 7 1 人
問題が解決した割合	2 3 . 2 %	8 . 1 %	3 8 . 0 %	1 1 . 0 %	1 0 . 0 %
支援中であるが好転した割合	2 0 . 9 %	2 8 . 4 %	2 4 . 2 %	2 9 . 0 %	3 4 . 0 %

○昨年度比では支援の対象となった生徒は減少した。（H30年度は高校への活用が始まり、スーパーバイザーが高校の校長会等でスクールソーシャルワーカーのPR活動等を実施したため、活用が伸びた。）

○「問題が解決した割合」はほぼ昨年度並みだったが、「支援中であるが、好転した割合」は過去５年間で一番伸びている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの人材確保
- スクールソーシャルワーカーの資質向上
- 各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用
- 会計年度任用職員制度の実施に伴うスクールソーシャルワーカーの労働環境整備等の検討

<課題の原因>

- 公募制でなく、岐阜県社会福祉士会の推薦による採用のため、採用者が固定化し、新しい人材の登用ができないため。
- 業績や能力評価による採用決定はないため、自らの資質の向上を図る努力がみられないため。
- 児童生徒数の多い市教育委員会において独自にスクールソーシャルワーカーを配置。県のスクールソーシャルワーカーの活用の必要性がなく、支援対象人数が伸びないため。
- 県立学校への配置は平成 30 年度より開始されたものの、認知度が低く、周知が進んでいないため。

<解決に向け実施した取組>

- スーパーバイザーが各市町村の教育委員会に積極的に働きかけ、講演会等を通じて、有資格者で専門性の高い県スクールソーシャルワーカーの活用機会を増やすよう取り組んだ。
- スクールカウンセラー連絡協議会や教育相談担当者会議等において、各 6 地区のスクールソーシャルワーカーによる活動報告及び講演等を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの人材確保
- スクールソーシャルワーカーの資質向上
- 各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

<課題の原因>

- 岐阜県社会福祉士会の推薦による採用のため、採用者が固定化し、新しい人材の登用ができないため。また資質の向上を図る機会が乏しいため。
- 支援する児童生徒数がへり、活用実績数が乏しくなったことで、学校側にその良さが十分伝わらないため。

<解決に向けた取組>

- 会計年度任用職員制度の導入により、採用試験に小論文等や面接を課し、一定の基準をもとに面接試験を行うことで、人材の確保及び質の担保を図る。
- 委託による研修ではなく、県が独自に運営する研修会を行うことで、県がめざす姿を現職に直接伝え、資質の向上と支援の均一化を図る。
- 各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用促進のために、実践的な内容を記載した事例集を載せた教育相談体制のチラシ等を作成し、各地区のスクールソーシャルワーカーが学校訪問を通じて直接 P R 活動を行うとともに、県立学校の連絡網「すぐメール」等のツールを通じて、保護者や児童生徒にスクールソーシャルワーカーの専門的職務及び具体的な役割等を周知する。

静岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校、ネグレクトなど、子どもが抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
- ・学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応が行えるよう、学校体制づくりを支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・政令市を除く全市町（33市町）へ配置した。（平成28年度から継続）
- ・所管する学校数が多い市町に対して、優先的に配置時間数の拡充を実施した。
- ・各市町や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型等、各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 45人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士（その他の社会福祉に関する資格、教員免許状等）
- ・勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年34週程度の勤務とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活用のねらい、具体的な活用方法、SCとの連携のあり方等、SSWの配置におけるポイントを整理した「SSW効果的活用のためのQ&A」、SSWの活動が適切且つスムーズに行われるよう、SSW・教育委員会・学校が連携して取り組むための具体的な活動を提案した「初動ステップ」を各市町教育委員会及び全学校に送付し、県のガイドラインとして示している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・4月に開催したSC・SSW合同連絡協議会（全市町教委・全小中学校悉皆）において、各市町教育委員会担当者及び各学校教育相談担当者に対して、本県のSSW活用ビジョンについて説明している。
- ・スキルアップ研修会への教職員の参加を募り、活動方針、SSWの業務等への理解を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県任用SSW（悉皆） ・SSW任用待機者（希望者）
- ・市町単独任用SSW（希望者） ・市町教育委員会担当指導主事（希望者）
- ・各校担当教員（希望者）

（2）研修回数（頻度）

- ・年4回（5月、7月、10月、2月）

（3）研修内容

- ・講演「犯罪に巻き込まれる子どもたちをどう守るか」「育ちをつなぐ支援としての児童虐待対応～SC・SSWへの期待と役割～」等
- ・講義「虐待事例におけるスクールソーシャルワーク実践」等
- ・協議「虐待の疑い・虐待事例におけるスクールソーシャルワーク実践」「一年間の取組の振り返り及び成果と課題をもとにした次年度への取組」等
- ・演習「チーム学校の一員としてのSSWの在り方について」「虐待の疑い・虐待事例を基にしたSS

Wの支援について」等

- ・ピアスーパービジョン（S S W同士によるスーパービジョン）
- ・スーパーバイザー（以下「S V」と言う。）によるスーパーバイズ

（４）特に効果のあった研修内容

- ・市町教育委員会担当指導主事及び各校担当教員を交えて行った研修会では、指導主事や各校担当者がS S Wの活動について理解を深めることができた。
- ・県警察本部生活安全部少年課課長補佐による講義では、実際に子どもたちの身の回りで起きている犯罪や子どもたちを取り巻く環境の実態を知り、子どもたちを守るためにS S Wとしてどのような支援ができるかを学ぶことができた。
- ・統括S Vによる講義では、理論や法的根拠の重要性、適切なアセスメントの必要性を再確認できる貴重な機会となっている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（**有**・無）

○活用方法

- ・連絡協議会や研修会において、各市町担当指導主事に対し、S S Wの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力、プランニング力の重要性等について講義する。
- ・活用事業検討会において、研修会の内容についての指導・助言を行う。
- ・研修会において、各S S Wに対し、スキルアップのための講義や助言を行う。
- ・新規任用S S W等を対象として、相談業務や同行支援等のスーパーバイズを行う。

（６）課題

- ・S S Wの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、S Vの意向、各市町教育委員会や各S S Wの要望等を踏まえて検討を行う必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】経済的困窮家庭にある不登校生徒に対する進路並びに経済的な支援のための活用事例

（①貧困対策、④不登校、⑦その他）＜派遣型＞

特別支援学級在籍の中学３年生男子（Ａ男）は、不登校の状態である。父親は派遣社員で仕事に行かない日も多く、母親は午後から夜遅くまでの仕事をしている。姉は高校を中退して家にいる。Ａ男の進路について、学校は、今後の生活を考えて、職業訓練コースを設置している学校への進学を進めてきたが、本人が拒否し未定のままであった。母親の不満や不安も大きく、精神的にも不安定になっており、学校から家庭に連絡しても返答もなく、本人や保護者と相談しにくい状態であった。

そこで、学校職員、S C、S S Wでケース会議を開き、アセスメントを行うとともに第２回のケース会議までの対応方法の計画を立てた。困難な家庭環境にあり、学校だけではアプローチでは改善が難しいケースであると判断し、第２回からは、市の家庭児童相談室の相談員、福祉課職員、社会教育課の相談員が参加し、地域とともに支援体制を築いた。S S Wは母親を市の関係課につなぎ、特別児童扶養手当の申請や療育手帳取得のメリットやフードバンク等についての理解を図るとともに、療育手帳の取得や食糧支援も受けられるよう支援した。

Ａ男も働くことを視野に入れた生活をしたいという気持ちになってきており、社会教育課の「地域若者サポートステーション事業」につないだ。

ケース会議を通して、学校だけではなく、市の関係課との連携を図ることで、家庭への経済的な支援と本人の就労支援に繋げることができた。１１月後半より、少しずつＡ男は登校できるようになっている。

【事例2】暴力行為が見られる児童を取り巻く環境改善のための活用事例

（②児童虐待、⑤暴力行為、⑦その他）＜拠点校型＞

特別支援学級在籍の小学6年生男子（B男）は、家庭内において妹に対する暴力・暴言が著しい。心配した母親は、B男が通院する病院の主治医に相談した。主治医は医療ソーシャルワーカーに依頼して院内でケース会議を行った。そのケース会議の参加者は、主治医のほか、B男を担当している作業療法士、保健師、こども育成課担当、SSWであった。ケース会議で、B男の状況及び家庭環境について情報を共有していくと、B男に対する父親の暴力行為が明らかになった。ケース会議では、アセスメントとプランニングを行い、主治医は児童相談所に通告するとともに、父親に対して、精神科受診を促した。また、他の医師に対する妹のケアの依頼、こども育成課による要対協への登録等、関係機関と連携し、それぞれの立場で家族全体を支援していく体制を整えていった。

さらに、SSWは、学校内でのケース会議において教職員と情報を共有するとともに、B男の校内での生活の様子を主治医にフィードバックした。

B男からSSWと話がしたいとの希望があったため、学校の了解のもと、SSWは本人と面談し、学校生活の中での辛さ、苦しさについて聞き取った。その後、校内のケース会議においてB男の思いを共有し、支援体制を検討した。その後、父親も精神科を受診し、投薬により、家庭内での暴力行為はほぼなくなっている。B男も穏やかに登校できるようになった。

SSWが医療機関による支援ネットワークと学校とをつなぐ役割を担ったことにより、児童とその家庭を支援できる体制づくりを構築した事例である。

【事例3】養育環境に起因する問題を抱える生徒支援ための活用事例

（①貧困対策、⑦その他）＜拠点校型＞

高校生の事例。乳児の頃より様々な施設を転々とし、現在は障害者グループホームで生活をしている。ADHD、愛着障害、気分障害の診断を受けている。母親とは十数年ぶりに対面をした。大人に対する強い不信感を抱きつつも、他者とのかかわりを希求し、現状を変えていきたいとの思いを有している。本人との継続面接を通して、SSWによる生活相談及び本人と教員、関係機関との仲介と調整や特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、教育相談担当教員、管理職との情報共有や役割分担による連携、児童相談所、障害者グループホームによる支援及びケースネット会議開催や日常連絡による連携を行った。今後は、母親による支援が期待できないなかで、本人がどのような自立生活を志向し実現していくか、本人の意向を尊重した上での長期的・包括活的な支援体制づくりをする。18歳を超えた後及び卒業後を見越した公民の関係機関との事前連携づくりを行う。

【事例4】「⑧性的な被害」「⑨ヤングケアラー」についての活用事例について

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果 ※（ ）内は前年度比較

- ・配置人数（+5人）や配置時数の大幅な拡充によって、支援対象児童生徒数3,385人（+918人）、継続支援対象児童生徒の支援件数4,201件（+690件）、また連携した関係機関とのケース会議の件数も364件（+49件）に増加した。これらの数値より、SSWが関わるチーム支援により、様々な問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、効果的に対応することができたと考える。
- ・支援対象児童生徒数や、継続支援対象児童生徒の支援件数の大幅な増加より、SSWがもつ福祉の専門的な知識や技術、考え方が今日職員に浸透し、学校からのニーズが高まっていると考える。
- ・関係機関等とのケース会議においては、開催回数364件（+49回）、扱ったケース件数724件（+95件）、参加関係機関人数1,192人（+77人）、参加教職員数1,487人（+372人）と増加している。これらの数字から、より多くの教職員が積極的に支援に関わるとともに、学校だけにとどまらず、関係機関を含めた

組織的な対応が進められていることがうかがえる。特に、連携した関係機関等は 1561 件（+544 件）と大幅に増加していることから、支援ネットワークを活用して、児童生徒を取り巻く環境の改善を図っていることも成果として挙げられる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・各市町及び学校におけるＳＳＷの効果的な活用について、差が見られる。様々な場において本県の活用ビジョンの周知を継続して行うとともに、ＳＳＷの配置計画等、各市町の実態に応じた効果的な運用を促進する必要がある。
- ・ＳＳＷに対するニーズが高まっている一方で、ＳＳＷの人材確保と資質の向上が課題である。地域に根差したＳＳＷの発掘、スキルアップ研修会やＳＶによる指導・助言等による人材育成に力を入れるとともに、より充実した支援体制を整備していく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・地域によっては、ＳＳＷの人材不足により、毎年、別のＳＳＷが勤務している市町があるため、地域に根差したＳＳＷの発掘と育成が難しい。
- ・平成 28 年度に全市町への配置が完了し、より充実した支援にしていいため、配置人数と配置時数の拡充を進めているが、新規任用ＳＳＷも毎年 10 人程度いるため、効果的な活用までには至っていない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＶによる新規任用ＳＳＷ等を対象とした、相談業務や同行支援等を活かしたスキルアップ研修会の研修内容の検討をし、事例検討だけでなく、理論などの講義も積極的に行った。
- ・ＳＳＷの知見を広げるとともに、ＳＣと連携したチーム支援の促進に向け、ＳＣ・ＳＳＷ合同研修会を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・各市町や学校における、ＳＳＷの専門性や役割、業務に対する理解は広がってきているが、未だに効果的な活用について差がある。ＳＳＷ関係研修会だけでなく生徒指導関係の会議等においても、本県の活用ビジョンの周知を継続して行うとともに、ＳＳＷの配置計画等、各市町の実態に応じた効果的な運用を促進する必要がある。
- ・ＳＳＷのニーズが高まっている一方で、ＳＳＷの人材確保と資質の向上が昨年に引き続き課題である。地域に根差したＳＳＷの発掘、スキルアップ研修会の充実やＳＶによる指導・助言等による人材育成に力を入れるとともに、より充実した支援体制を整備していく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・地域によっては、ＳＳＷの人材不足により、毎年、別のＳＳＷが勤務している市町があるため、地域に根差したＳＳＷの発掘と育成が難しい。
- ・各市町の実態に応じ、ＳＳＷを効果的に活用できる配置時数となっているのか、実態調査をしていく必要がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・連絡協議会、スキルアップ研修会、ＳＶによるスーパーバイズの充実を図る。
- ・各市町の実態に応じた配置時間数の見直しを図る。

愛知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境に働きかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立高校にスクールソーシャルワーカーを置く。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー7名を、県立高等学校7校に配置し、必要に応じて全県立高等学校に派遣できる体制を構築した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 … 7名

資格 … 社会福祉士（7名のうち6名）、精神保健福祉士（7名のうち2名）

勤務形態 … 1日7時間×週2回×40日（年間560時間・非常勤）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「県立学校スクールソーシャルワーカー設置要綱」を、ソーシャルワーカー自身及び全県立高校に配付するとともに、活用方法について連絡協議会等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教職員が要支援生徒を見極め、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぐ力を向上することを目的として、県立高等学校の校内研修にスクールソーシャルワーカーを講師として派遣している。

（平成30年度から、年間30校で実施し、令和4年度まで全県立高等学校で実施予定）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年間9回

※上記の他に、連絡協議会への参加も求めている。

（3）研修内容

事例検討（スーパーバイザーによるスーパービジョン）

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによるスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 （有）

○活用方法 ・スクールソーシャルワーカー研修会でのスーパービジョン
・連絡協議会での講義

（6）課題

スクールソーシャルワーカーへの派遣要請が増加しており、現在の勤務形態での研修への参加が難しくなっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜拠点校型＞

（状況）生徒Aについて、入学当初から授業料や学校諸費の未納、就学支援金に必要な書類が提出できないなどの問題が起こる。その後、Aは交通費が不足し通学できなくなった。Aの保護者は転居を繰り返していたため、公的サービスの受け方がわからない状態であった。

（対応）スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、保護者と面談、公的サービスの手続きを補助した。以後、学校への諸経費の納入状況が改善し、Aは通学できるようになった。

【事例2】 貧困対策、ネグレクトのための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）＜拠点校型＞

（状況）生徒Bの保護者は深夜のアルバイトに従事しており、Bが家事や幼い兄弟の世話を任されることになった。Bはこうした状況に嫌気がさし、欠席や遅刻をすることが多くなった。

（支援）スクールソーシャルワーカーが幼い兄弟の養育について行政機関の担当課に相談し、状況が改善され、Bは登校できるようになった。

【事例3】 性的虐待に関する事例

該当事例なし

（上記【事例2】については「⑨ヤングケアラー」についての活用の側面もあったと考えている。）

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	問題解決	好転しているが 継続支援中	継続支援中	そ の 他	合 計
支援件数	149 件	95 件	223 件	147 件	614 件
支援生徒数	86 人	49 人	87 人	90 人	312 人

スクールソーシャルワーカーが相談にあたった614件中、問題解決もしくは好転した件数は244件（39.7%）となっている。スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている場合もある。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

- ・学校現場でのスクールソーシャルワーカーの業務についての理解不十分。

＜課題の原因＞

- ・教員のスクールソーシャルワーカーに対する認識の不足。
- ・学校数に対してスクールソーシャルワーカーの配置数が少ない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・教員向けの研修を実施する。
- ・令和2年度スクールソーシャルワーカーを1名増員した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡大にむけた一定の力量を有するスクールソーシャルワーカーの確保。

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーとしての経験をもつ人材が少ない状況の中で、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する自治体が増えている。

<解決に向けた取組>

- ①スクールソーシャルワーカーの待遇の改善（非常勤から常勤、正規雇用への移行）
- ②スクールソーシャルワーカー養成課程を有する大学との連携（新卒者の採用）
- ③スクールソーシャルワーカーの採用方法の検討（公募の方法や採用面接の実施方法の検討）
- ④スクールソーシャルワーカーに対する研修の充実

上記の①を実現した上で、②から④までに取組むことでスクールソーシャルワーカーの力量を担保し、配置拡大にのぞみたい。

三重県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒や学校を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に12名を配置し、市町等教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校7校に拠点校配置して定期的に支援するとともに、県立高等学校3校及び近隣の中学校区を巡回訪問し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

採用については、三重県のホームページに募集要項を掲載し、ハローワークを通して募集している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県教育委員会に12名配置
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、介護福祉士、教員免許
- ・7時間×126日（1人）、7時間×120日（2人）、7時間×113日（2人）、7時間×93日（5人）、7時間×79日（2人）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について記載している。また、年度末の事業成果報告会にて、指針に準ずるものを記載したスクールソーシャルワーカー活用事例集を使用し、市町等教育委員会担当者に対して、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーが教職員を対象に研修会を行い、SSWの効果的な活用について説明し、スクールソーシャルワーカーの周知を進めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県任用スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年間2回の大学教授によるスーパーバイズ
- ・年間16回の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会、及び事例検討会
- ・他地域で行われる学会等、各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・事例検討
- ・事務局職員を講師とした生徒指導、奨学金等に係る研修
- ・子ども心身発達医療センター等、関係機関との連携による研修
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、事例検討等について、大学教授によるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授によるスーパーバイズ
- ・関係機関等との連携による研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・SSWに対する指導、助言
- ・県教育委員会が行う研修会の企画・講師
- ・教職員等への研修活動
- 等

（６）課題

・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るため、研修内容をより充実させること ・ＳＶの有効活用

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

（状況）母親はフルタイムで仕事をしており、同居している親族は病気を患っており働いていない。経済的に苦しく、電気、ガス、水道が止められることがある。当該生徒はアルバイトをしており、光熱費等を支払うことがよくある。学校は欠席が多く、原級留置を繰り返している。今年度も単位を修得できなかったため卒業できない。

（対応）以前、母親は生活保護などの相談に行ったことがあるとのことで、ＳＳＷが母親と面談し、これまでの経緯について確認すると、生活福祉資金の相談に行ったが、書類不備のために手続きしなかったことや、同居する親族のことで相談したが、障害年金はもらえなかったこと、生活保護を勧められアパートを紹介してもらったが、条件に合った物件を見つけることができなかったことがわかった。

ＳＳＷは、制度や手続きの話は難しい点が多いため、母親が相談した機関に再度確認してみることを提案するが、母親は何もしてもらわなくていいと主張した。担任からは保護者懇談会で、生活を整えていくことの必要性や受けられる支援があること、当該生徒の学校在籍が長くなって生活が整っていないことが心配であるという点から母親に話をしてもらった。しかし母親に支援の必要性を説明していくことは相当困難だったため、当該生徒が支援を受けることで現状を改善できると理解していくことが必要と判断した。ＳＳＷは当該生徒に、学業に専念できていない生活を整え、卒業するための具体的な支援内容について説明し、各関係機関につなげていくことにした。

（結果）関係機関の一つが学校を訪問し、当該生徒と面談をすると、高校を卒業したいこと及び同居する親族と生計を別にして生活を立て直したいことを希望した。当該生徒が相談機関と直接つながったことで、様々な支援を利用しながら生活を立て直していくこととなった。

【事例２】児童虐待対策のための活用事例（②児童虐待、⑦その他）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

（状況）昨年、本児は父からの暴力のため一時保護されており、それ以降、市の支援機関が定期訪問し生活面の支援を行っている。現在は本児に対する父からの暴力はないが、登校時に本児の行き渋りがみられる。

（対応）一時保護時に発達検査をおこなっている情報があることから、ＳＳＷは本人の特性について共有し、本人にとって適切な対応ができるよう情報収集を行うことにした。本児は学校に登校しても（親が連れてきても）廊下で座り込んで大きな声をあげるとのことで、その原因は家庭内での不安や、昨年の一時保護の影響があると考えられた。

ＳＳＷは本児から家庭での過ごし方を確認し、児童相談所に本児が学校へ行きにくい状況を伝え、家族の関わり方について情報収集を行った。

両親は、本児の課題が見えていない可能性があり、こだわりや本児のペースで進まないで大泣きするなど不安定になることに、父としても本児との関わり方に苦慮しているのではないかと考えられたため、本児の特性について学校と共有し、検査結果を踏まえた本児への関わり方について、関係機関と両親が共有する場を設定し、家庭での安心感を求める部分と、見通しを立てにくく、こだわりがあることを本児の特性として理解すべきであると伝えた。

（結果）それ以降、父は本児を褒めることが多くなり、それに準じるように母の気持ちも安定してくるなど、家庭の状況に変化が見られるようになると、しだいに母と登校すると大泣きしていた状況はなくなり、登校した後、母と離れることができるようになった。朝遅れて登校することもあるが、クラスに入ることもできるようになった。また、担任から相談員と話をする提案をすると、一人で職員室に来て相談員と別室へ向かうようになり、管理職や担任には、自分の思いを伝えられるようになった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（④不登校、⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

（状況）本児は複数の疾患があるとともに、重い疾患を持つ母の通院に本児が同行していることが理由で、学校欠席が増えている。本児の欠席状況について、父は知らない。

（対応）ＳＳＷは、母の疾病管理状況や現状をどのように理解しているか、また本児の学校生活を父に話せない理由を掘りだすことで支援していく必要があると判断し、校長、教頭、特別支援学級担任兼特別支援コーディネーター、養護教諭、市教委指導主事、適応指導教室指導員を交えたケース会議を重ね、支援方針を検討していった。

ＳＳＷは家庭訪問を行い、母が困っていることを聴くとともに、母の治療に関する制度利用等について相談を受けて、医療機関との連携や福祉サービスの利用等を検討し、母が十分な治療を受けることができるよう支援し、本児が行っている通院介助等の負担軽減を図った。学校は主任児童委員にも状況を伝え支援を依頼し、本児が登校してきたときの関係づくりや、母との連絡を密にし、本児が一人でも登校できるよう支援を行った。

（結果）本児の欠席は少なくなり、登校状況に改善がみられるようになった。今後更なる改善にむけ、主任児童委員が家庭訪問を継続し、放課後等デイサービスについて説明していくことになった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・県立高等学校（７校）を拠点とした近隣の中学校区の巡回を行ったことにより、早期発見、早期対応が図られるケースが増えるとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築が進んだ。

・ＳＳＷの学校訪問回数

平成２９年度：１２４８回、平成３０年度：１４２７回、令和元年度：１５００回

・課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況（％） 開催回数／扱ったケース件数

平成２９年度：２１８／２３６（９２．３％）

平成３０年度：４３３／６７９（６３．７％）

令和元年度：３３６／３５４（９４．９％）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの人数や支援時間の確保
- ・早期発見、早期対応の取組の充実

<課題の原因>

- ・学校からのニーズに対応するため

<解決に向け実施した取組>

- ・スクールソーシャルワーカーの増員（１名）
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を継続して周知することで、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、事案の早期発見と早期対応の取組に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの支援時間の確保

<課題の原因>

- ・学校からのニーズに対応するため
- ・支援状況が多岐かつ複雑化していることに伴い、支援に要する時間の増加

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーの増員
- ・配置校の選定
- ・研修会のあり方

滋賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、S S Wが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にS S Wを配置する。配置したS S Wは同一市町内小中学校に派遣することを可能とする。また、S S Wおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 15名（19小学校配置） S Vとの兼務者あり
資格：社会福祉士（9名）、精神保健福祉士（3名）、看護師（2名）、保育士（2名）、教員免許（3名） 重複あり
勤務形態：（市立小学校）1校あたり1日6時間、週2回（年間46週、49週、または50週）
（町立小学校）1校あたり1日6時間（年間34日、または40日）
- ・スーパーバイザー 8名（県立学校派遣、研修会等含む）
資格：弁護士（2名）、社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（2名）、看護師（1名）、保育士（1名） 重複あり
勤務形態：1校あたり1回につき、1～3時間 研修会1回につき、1～4時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- 〔内 容〕滋賀県が大切にするスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記
- 〔周知方法〕S S W活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等で周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・指導主事による学校訪問における助言。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーク研修会
〔研修対象〕S S W、県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）
- ・ワーカー研修会 〔研修対象〕S S W
- ・S V研修会 〔研修対象〕S S W

（2）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーク研修会 年間3回（6月、8月、11月）
- ・ワーカー研修会 年間6回
- ・S V研修会 年間6回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（S S Wが講師や助言者になり、S S Wや教職員の資質の向上を図る）
「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」を主題とし、
1回目…「児童虐待について」2回目…「いじめの予防と対応について」3回目…「不登校の予防と対応について」
- ・ワーカー研修会（S S Wが研修内容を計画し実施する自己研修会）
1回目…「ソーシャルワークとは（講師：SSW）」2回目…「機関連携（講師：SSW）」
3回目…「精神保健編（講師：SSW）」4回目…「児童福祉施設（現地研修）」
5回目…「少年サポートセンター（現地研修）」6回目…「学校アセスメント（講師：SSW）」
- ・S V研修会（模擬ケース会議を実施し、S Vから指導助言を受ける）
〔研修内容〕模擬ケース会議による事例検討、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ワーカー研修会では、S S W自らが講師や助言者になることで、配置校等で教職員に行う研修会の技術向上につながった。
また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。
- ・S V研修会では、子どもを取り巻く法律や県内の問題行動等の状況を確認したりすることで、資質の向上につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 あり
- 活用方法
 - ・S V研修会…上記のとおり
 - ・1～3年目のS S Wへの指導助言…対象S S Wの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間5回、1回3時間 2,3年目…年間2回 1回3時間）

- ・SV会議…SSWの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。（年間3回）

（6）課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（②児童虐待 ④不登校）

＜SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

かねてから不登校傾向のあった小学5年生女子と兄のケース。家庭内では本児が幼い頃より発達障害がある兄に対する父の暴力暴言があり、兄は中学2年生になってからは不登校となった。他に保育園児の弟がおり、また母は第4子を妊娠していた。家庭内で父母は金銭的なこと等で言い争うことが多くあった。

本児への支援を担当だけが取り組むのではなく、学校が組織的に対応するためには、関係者における本児についての情報の整理と共有が必要と考え、早期にケース会議を開いた。本児の家庭背景の理解や情報共有を図りながら、具体的な関わり方について協議した。このことで、担任が抱えていた負担感が軽減された。また、兄のことでは、小学校と中学校が連携し、通告したことで要対協ケースとなり、子の家庭を関係機関で見守り支援していくことができた。

そのような中、母の出産後、父母の関係が悪化し、母が子どもを連れ別居した。しばらく本児が学校に全く来ない時期ができたが、担任とSSWが家庭訪問等を行い、母へエンパワメントを重ねていく中で、本児が母の送迎により別室登校出来るようになった。兄も少しずつ登校出来るようになった。

【事例2】不登校のための活用事例（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他（場面緘黙））

＜SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点課題）＞

不登校の4年生の女兒のケース。父と母、兄の4人家族。これまで父と母はともに仕事が長く続かず、経済的に不安定となり生活保護の受給を受けた時期もあった。当時は、父は仕事に就いていたが、母は仕事に就いていなかった。本児は、家の中では普通に話すが、外では全く口を開かないという「場面緘黙」の状態、たまに登校できたとしてもクラスメイトとは一切関わることもなく、常に独りでいるという状態であった。

そこで、家庭の中で何がどのように悪循環を生んでいるのかをアセスメントした。そして、誰が誰に対してどのようなアプローチを行なうかを明確化し、同じ目的に向けて行動できるよう整理した。例えば、本児は、登校していない間ゲームに没頭していたが、「他の児童らが学校で学習している時間帯はゲームで遊ぶことがないように保護者に協力を求めることを福祉課が行う」ことや、長期欠席を繰り返してきたために生じた学習の遅れについて、「遅れが目立つ科目を中心に個別指導を行なうとともに、1対1の場面を活かしてコミュニケーションの取り方について指導をする教員を準備する」ことである。また、母への就労支援を進めるなど、環境調整を行った。これらの取り組みから登校が改善した。また場面緘黙については、首を縦や横に振るなど、相手と関わるができるようになってきた。

【事例3】性的な被害についての活用事例：該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○困難な課題を抱える児童生徒への支援

- ・県全体では「月7日以上欠席児童数」が前年度よりも増加傾向にある中、配置校19校のうち、7校の「月7日以上欠席児童数の在籍率」が、前年度の在籍率より減少した。また、10校が県平均を下回った。
- ・授業のエスケープの人数が県全体で月平均114.8人（平成30年度）から126.9人（令和元年度末）と増加する中、配置校（19校）では月平均18.6人（平成30年度）から13.1人（令和元年度）と減少した。

○教員の資質向上

- ・教員向け研修会（年間3回）の参加者数
年間344名（1回目150名、2回目83名、3回目111名）が参加。
うち、通年受講者希望者は44名（平成30年度38名より6名増加）

○ケース会議の実施について

配置校におけるケース会議への参加者はのべ1937名（H30年度 のべ1727名が参加 のべ210名増加）

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・本事業の教職員への広がりを図るために、市町内でのSSWの活用やSSWによる教職員への研修会等を実施して、一定の成果は見られたものの、今後もさらなる教職員の資質向上および校内組織体制の充実を目指していく必要がある。
- ・SSWの資質向上に向けての研修体制について、今後もSSWと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、SSWの人材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

＜課題の原因＞

- ・ソーシャルワーク的視点を持つことの重要性は理解されつつあるが、すべての教職員が、環境に着目した見立てから環境に働きかけることを含めた支援を行うことが出きているとはまだ言えないため。
- ・配置時間の増加が継続的に必要となると予想されるため。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・指導主事による学校訪問にて、助言した。
- ・SSWに対する研修内容の改訂

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・教職員の資質向上をめざす上で、子ども達を取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点を育成すること。
- ・SSWのさらなる資質向上に向けての研修体制の構築すること。

<課題の原因>

- ・すべての教職員が、環境に着目した見立てから環境に働きかけることを含めた支援を行うことが出きているとはまだ言えないため。
- ・学校不適應の児童生徒の人数が増加しており、より高いスキルを求められるため。

<解決に向けた取組>

- ・指導主事による学校訪問における協議の持ち方を工夫する。
- ・SSW に対する研修の持ち方を変更する。

京都府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 26人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤職員 週27時間（年間）

3人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者
非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

《中学校・府立学校・教育支援センター等》

33人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者
非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーター

（2）研修回数（頻度）

・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会の開催（ただし、3月9日（月）連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月2日（月）付け中止）
・スーパーバイザーによる巡回相談

（3）研修内容

・府教委行政説明、事例研や講演、効果的な活動が展開されるように交流協議を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。
・市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。

（4）特に効果のあった研修内容

・スクールソーシャルワーカーより提出された支援例を参考に作成した模擬事例による研修会。
・本府の問題行動・いじめ・不登校等の現状と課題を踏まえて、その現状と課題に沿ったスーパーバイザーによる講演。
・本府の問題行動・いじめ・不登校等の現状と課題への理解についての行政説明。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

・小学校担当の1名、中学校・府立学校・教育支援センター等担当の4名、計5名を設置

○活用方法

・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るためには、スーパーバイザーによる指導・助言が効果的である。しかし、スーパーバイザーの配置校への巡回相談が年1回～2回と少ない。メールや電話等を用いて対応をしている状況である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】④不登校生徒支援のための活用事例 ＜拠点校型＞

（保護者・家庭等の状況）母、本児（中3）。父とは本人が出生前に離婚、その後音信不通。現在、生活保護を受けているが生保CWは母の体調不良等が重なりなかなか出会うことができていない状況。校区内の公営住宅在住だが、室内にはゴミが大量に残っている状況。母は心療内科通院中（うつ）。母の両親は離婚しており、母はどちらとも折り合いが悪く、どちらも隣接市町村に在住。

(本児の状況) 小4の時に現在籍校区内の小学校へ転入。中学受験の失敗からの挫折感を持ちながら不安定な状態で本校へ入学。服装はきちんとしているが友人関係づくりは苦手。周りの大人を信用することができない。自分ではできているが実際はできない自分を受け入れられなくなり、定期テスト前後の休みが徐々に増え始め成績が下がっていった。中2の頃から登校渋りが始まり、中3の途中で全欠の状況となった。病気の母に寄り添いながらスマホのゲームに熱中、昼夜逆転。希望進路は中2までは全日制公立高校であったが、中3になってからは通信制高校へと変わっていった。

(SSWの支援等状況) ①アセスメントシートを作成し見立てを行う。適切な時期にケース会議を開催し、プランニング、本児に関係する各担当がそれぞれの動きを情報共有、目標を設定等行った。②校内コーディネーター（生徒指導主任）と密に連携・協力しながら、家庭訪問、児相、市町村の子ども福祉担当課、市町村の福祉課、生保CW、母が通院する病院、母の両親との連携などを行い、本児が安心して生活できる環境となるように外部機関の体制作りや支援を行った。③学校内での情報共有や支援について、担任、学年、SSW、生徒指導、管理職との報告・連絡・相談を密に行っている。④本児の安否確認を兼ねて、学年とSSWが定期的に家庭訪問を行った。

(成果と課題) 支援体制を組み周りの大人が本児に支援する中で、少しずつ話をするできるようになった。また、高校見学に行くことで自分の進路を切り開こうとしている。

本児の安心安全を引き続き確保していくためにも、要対協へ再度リスクアセスメントを作り早急に会議を開き児童相談所、市町村の子ども福祉担当課、福祉課、市町村教委、民生委員など専門分野からの支援を継続していく方向に持っていきたいと考えている。

【事例2】⑦発達障害等に関する問題のための、①貧困対策のための活用事例 <拠点校型>

(保護者・家庭等の状況) 父、本児（中3）。父は子どもへの思いは強いが、時に焦燥感が強く出て本人に強くあたることがある。また、経済面で適切にやりくりすることや、公的な支援制度を理解・活用することが難しい。父は支援が必要であり、保護者としての養育能力も低い。

(本児の状況) 本児は自閉スペクトラム症の診断有。通常学級在籍。毎日遅刻。中2の頃よりほとんどしゃべらなくなる。状態がよければうなずく等で意思表示はする。登校しても机に突っ伏して寝ていて、コミュニケーションがほとんど取れない。中2の時、夏休み明けに痩せて登校したことから、病院（小児科）につなぎ、現在は思春期外来と併診している。

(SSWの支援等状況) ①アセスメントシートを作成し見立てを行う。適切な時期にケース会議を開催し、プランニング、本児に関係する各担当がそれぞれの動きを情報共有、目標を設定等行った。②中2の時の末までに本児を小児科から思春期外来受診へ、また、父を精神科受診へつないだ。③市町村の子ども福祉担当課に相談し、世帯を市町村の福祉課につなぎ、生活保護の受給開始に結びつけた。④市町村の福祉課、市町村の子ども福祉担当課、地域の障害児支援センター、父と本児が通う病院等と連携がとれる体制の構築。⑤学校や各関係機関先で適宜、必要な打ち合わせ（ミニケース検討会）を行った。

(成果と課題) 学校・市町村の福祉課・市町村の子ども福祉担当課・父と本児が通う病院・地域の障害児支援センター、SSWが細かに連携することにより、ケース会議や打ち合わせ等でそれぞれの役割を明確にしながら、本児と家庭の支援を行うことができた。また、卒業後の生活支援をどのように引き継いで行くか、早期の段階から検討を行うことができた。課題として、本児の安定のためには家庭環境の改善が引き続き必要となる。特にコミュニケーションの困難な父への支援を行う必要がある。

【事例3】⑨ヤングケアラーのための活用事例 <拠点校型>

(保護者・家庭等の状況) 母、本児（中3）。生活保護から派遣社員によるフルタイム就労をするが、オーバーワークにより体調を崩し休職中。治癒への焦りから適正なりハビリが行えなくなり、体調が低下する悪循環にある。

(本児の状況) 本児は、長年精神疾患を抱えた母親の世話を行っており、ヤングケアラーの状況になりつつある。母が本児に依存することで母と本児で共依存的な親子関係が形成され、本人の学習意欲、学力が積み上がらない。結果として学校への適応状況が芳しくない。

(SSWの支援等状況) ①母の支援ニーズに関して、アセスメントを実施。②母の休職により、経済的な課題等の状況があることから、管理職、学年主任、担任と協議して市町村の子ども福祉担当課につないだ。③本児がヤングケアラーの状況から不登校になっていることから、学校から子育て支援課に通告、受理された。④市町村の子ども福祉担当課が学校との情報共有を行うためにケース会議を実施した。⑤母への生活支援が必要と考えられることから、長期的に生活困窮者自立支援制度による生活設計（家計管理等）を検討する。⑥母への生活支援を行うことによって、本児の進路指導への道筋を立てる。

(成果と課題) 成果としては、要対協として受理され各関係機関と連携がしやすい状況を確保することができた。また、各関係機関が母への生活支援を行うことでセーフティーネットが整備された。本ケースの支援構築を通して、学年主任、担任等へSSWの機能とその役割について周知することができた。課題としては、支援が入っても母の状態の浮き沈みが、本児の状態や登校状況にリンクするため、母の生活支援の質を高める、本人の進学に対するモチベーションを向上させる、学力を向上させる必要がある。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議において、拠点校方式で配置されたスクールソーシャルワーカーが会議の中で取り扱ったケース件数は約 3300 件強となり、昨年度と比較して約 8 % の増加となった。スクールソーシャルワーカーと校内の職員、各関係機関等との連携が進み、専門性を生かした支援を進めることができた。
- ・小学校、中学校、高等学校で支援の対象となった児童生徒の総数は約 3500 人弱となり、昨年度と比較すると約 21 % の増加で過去最高値となった。より多くの児童生徒に対して、目配りを丁寧に行い、よりよい支援の形を検討することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上と、配置校の校内コーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくりをさらに進めるため、配置校から配置していない学校への派遣を効果的に活用すること。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーを効果的に活用すること。

<課題の原因>

- ・配置校の校内コーディネーターの、スクールソーシャルワーカーの業務についての理解向上。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質向上。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーの業務の理解向上。

<解決に向け実施した取組>

- ・配置校の校内コーディネーターのスクールソーシャルワーカーの業務の理解の向上が目指し、行政説明を行った。特に、スクールソーシャルワーカーとの連携・協力体制の構築についてと、拠点校配置と派遣校配置について、詳しく説明を行った。
- ・研修会でスーパーバイザーによる講義を行い、スクールソーシャルワーカーの資質向上を目指した。模擬事例を使用し、スクールソーシャルワーカーとしての具体的な支援構築について交流協議を含めて行った。また、教員との連携のあり方、ケース会議の運営等についても確認した。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーの機能と役割について、配置となった府内 8 ケ所の各教育支援センターを年 2 回、訪問し、指導助言を行った。特に児童生徒へのアウトリーチの実施等について、指導助言を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上と、配置校の校内コーディネーター機能と協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置校から配置していない学校への派遣を効果的に活用すること。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーを効果的に活用すること。

<課題の原因>

- ・校内コーディネーターの、スクールソーシャルワーカーの業務についての理解向上。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質向上。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーの業務の理解向上。

<解決に向けた取組>

- ・研修会で市町（組合）教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、校内コーディネーター等に対して、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かす具体的な事例の紹介（スクリーニングの活用等）を行う。
- ・研修会でスーパーバイザーによる講義を行う。スーパーバイザーの講義後に、スクールソーシャルワーカーが事前に作成、提出した事例での交流協議を行う機会を増やす。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーについては、今年度も訪問を行い、指導助言を行う。また、教育支援センター等の連絡協議会で、効果的な活用についての説明、事例の紹介等を行う。

大阪府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

貧困や貧困に起因する虐待等、家庭の課題が複雑化、重篤化する中、府内小中学校における暴力行為等の問題行動や不登校等生徒指導上の課題は全国的に見ても厳しい状況が続いている。この課題解決のため、府と市町村の役割分担の中、学校と各機関とをつなぐスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置することで、教育と福祉の連携による子ども支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村によるＳＳＷ配置への補助
政令市・中核市を除く府内市町村の中学校区に１名ＳＳＷを配置できるよう補助を行う。
- 市町村へのＳＳＷＳＶの派遣
高い専門性や経験を持つＳＳＷＳＶを派遣し、市町村雇用ＳＳＷへの助言、研修や市町村支援を行う。
- ＳＳＷＳＶの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ＳＳＷＳＶ…１４人
- 所有資格（複数所有あり）
・社会福祉士…１１人 ・精神保健福祉士…２人 ・臨床心理士…３人 ・教員免許所持者…２人
- 勤務形態 非常勤会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるＳＳＷの活用促進を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 年度当初に府が実施するＳＳＷ連絡会において、市町村教育委員会に対し、ＳＳＷの果たす役割について説明するとともに、ＳＳＷの活用についての理解促進に向けた研修を積極的に実施するよう指導・助言している。
- 府が実施する市町村ＳＳＷ向けの研修において、「効果的な教職員研修の方法」をテーマに設定し、ＳＳＷが教職員に対し理解促進に向けた研修を実施できるよう支援している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市町村雇用ＳＳＷ、ＳＳＷＳＶ、市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ連絡会（兼 研修）…年間６回（うち２回は府内４地区のブロック別に開催）
- ・ＳＳＷ育成支援研修（１～２年目のＳＳＷが対象の研修）…年間７回
- ・ＳＳＷ課題別研修（課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修）…年間４回

（3）研修内容

- 講義（不登校、児童虐待防止、暴力行為、いじめ、非行、ＳＳＷの価値と倫理、要対協との連携、教職員研修の方法等）
- グループワーク（ロールプレイ、協議、市町村におけるＳＳＷ活用体制に関する情報交流）
- モデル事例等の検討（アセスメント・プランニング、ケース会議の進め方、スクリーニングシートの活用、面接の技術）

（4）特に効果のあった研修内容

- モデル事例をもとにした「ケース会議の進め方の研修」では、ロールプレイを通して、受講した経験の少ないＳＳＷがそれぞれの役割を体験し流れ等を把握したことで、配置校、派遣校でのスムーズなケース会議の実施、進行につながった。
- 府内を４ブロックに分けて実施した地区別ＳＳＷ連絡会での研修では、各ブロックの市町村が雇用するＳＳＷが地域に応じた課題について協議した他、スクールカウンセラーやスクールロイヤーとの意見交換など、多職種連携にかかわる取組みも併せて実施し、学校に対する専門家によるチーム支援を考える機会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・事業の運用に関する助言や調整
- ・専門性をいかした連絡会、研修等での講義
- ・市町村のＳＳＷ事業体制への助言及び市町村雇用ＳＳＷへの助言、研修

（6）課題

- 経験年数の少ないＳＳＷが、学校における役割を理解し、効果的な活動を展開する力の育成。
- より高いレベルでのアセスメント・プランニング力、効果的な研修の企画力、学校の校内体制に関与できる力をもつ市町村ＳＳＷのミドルリーダーの養成。
- 市町村が主体となったＳＳＷ事業体制の構築及びＳＳＷの資質向上に向けた市町村の育成研修等の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（④不登校⑦その他（発達障がい等））＜SSWの配置形態：拠点校型＞

幼稚園のころから行き渋りがあり、不登校傾向にある小2児童（以下「児童」という）。毎朝ぐずって学校に行きたくないと訴え、登校する際は、母親が無理やり学校まで連れてくる。学校でしばらく過ごすも、帰りたいと泣き叫ぶ。ケースがなかなか好転しないことから、管理職が市教育委員会に相談。同校区の中学校を拠点校とするSSWを派遣することとなった。SSWは校長からケース概要を聴取し、府SSWSVを含めた校内ケース会議の実施を提案。学校はケース会議を実施した。情報共有により、母親は児童に発達課題があると感じており、病院を受診し、発達検査の結果待ちであること。支援学級への入級は考えていないこと。現在中学生の姉が小学校時代にいじめを受けており、学校はその際の対応から母親の言動に一貫性がなく対応の難しい保護者であると捉えていることがわかった。SSWSVは、アセスメントをもとに発達検査の結果を見ながら方向性を決めること、母親の対応について中学校と情報共有し、学校がていねいかつきめ細やかに対応するというプランを提案。SSWと学校が継続して支援を行うこととなった。その後、発達検査の結果、児童の発達に大きな遅れはないが、特別支援の視点でかかわる必要があるとの所見が出たこと、また、母親から学校に対する手紙から、対応が難しいと思われていた母親が、支援を必要としていることが読み取れたことから、SSWより、学校として特別支援の視点で児童へ関わること、母親に対して受容的な姿勢で関わり、密に連携していくという方針を助言したことで、職員の対応の方向性が統一された。その後、担任の児童への関わり方も変わり、継続した支援と児童が安心して登校できる場づくりが進んだことから、児童は少しずつ自主的に登校できるようになった。SSWは継続的に当該校を訪問し、児童の観察と学校への助言を継続している。

【事例2】性的虐待対応のための活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：派遣型＞

父親のDVから避難して転入してきた小3児童（以下「児童」という）。母親に無職の未婚のパートナーがいる。児童は、担任やクラスメイトにはあまり心を開かず、自分のことを話さなかったが、保健室で過ごすことが多くなり、徐々に家庭のことについて養護教諭に話すようになった。その話の中に性的虐待をうかがわせる発言があったことから、市教委を通じて府にSSWSVの派遣について依頼があった。学校は、本件についてケース会議を実施し、府のSSWSVが助言者の立場で参加。ケース会議では、母親が夜遅くまで働きに出ており、無職のパートナーと児童が2人きりになる時間が多いこと。児童から「お医者さんごっこをした」等の発言があったこと。家庭のルールを破った際に、パートナーや母親からたたかれたと養護教諭に話したことが確認された。そのため、SSWSVは、性的虐待とたたかれたことについて家児相に通告することを助言、また、性的な虐待については、児童の告白・証言以外に発覚する可能性が低いと、養護教諭と児童との信頼関係を保ち、さらなる情報収集を続けるよう助言した。その後、性的虐待につながる証言等はないが、学校より家児相に通告を行うとともに、SSWSVが継続して市を訪問し状況確認している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・前年度まで、府より市町村へ派遣していたSSWを、市町村が雇用するSSWへの補助に切り替えたことで、相談件数は5,391件（H30）から26,658件（R1）へと大幅に増加。
- ・SSWの校内及び連携ケース会議への参加回数が、1,070回（H30）から3,424回（R1）と3倍に増加。
- ・府の予算に係るSSWの活動学校数は、小学校が141校（H30）から251校（R1）、中学校が66校（H30）から106校（R1）と増加。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・市町村の課題に応じたSSWの活用と配置にかかる市町村の主体性。
- ・SSWを要として、学校が各専門人材を含めたチームで、アセスメントを深める機会をもてるような仕組みの構築。

＜課題の原因＞

- ・多くの市町村が独自にSSWを雇用しておらず、府から派遣されるSSWのみで対応している。
- ・市町村において、学校が専門家を適切に活用できる仕組みが整っておらず、活用しにくい状況にある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・前年度まで、府の予算で各市町村にSSWを派遣していたが、市町村が雇用するSSWに府が補助するというスキームに変更した。これにより、各市町村の生徒指導上の課題に応じた配置が可能となり、事案に対する機動性も高まった。
- ・府としては、SSWSVを各市町村に派遣することで、各市町村が雇用するSSWに対し助言、研修等を行うとともに、府が主催する連絡会、研修に各市町村教育委員会担当者及びSSWを参加させ、府としてのSSW活用の方向性を共有することで指導的役割を担った。
- ・府内を4ブロックに分けて実施した地区別SSW連絡会での研修を、市町村が主体となって企画・運営し、地域に応じた課題について協議した。
- ・スクールロイヤー、スクールカウンセラー、SSWの各専門人材を一堂に集め、学校の生徒指導上の課題に対し、どういったタイミングでどのように関わるのが効果的であるのか、チームとしてどう関わるべきなのか等について協議を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 府内で、いじめ重大事態等緊急を要する事案への不適切な対応による重篤化事案が複数生じ
- ・当該事案において、学校におけるいじめ事案に対するSSWの関わりが不十分であったこと
- ・学校や市町村教育委員会において、生徒指導に係るチーム支援体制が十分に機能していなかったこと

＜課題の原因＞

- ・学校において、いじめ事案に係るSSW活用への理解が十分でない
- ・市町村教育委員会における、緊急時の学校支援体制の未整備、事案の対応経験やSSWを含む専門家活用の視点の不足

＜解決に向けた取組＞

- ・いじめ重大事態・虐待等重篤な事案に対し、府がSSWを含む専門家チームを派遣するとともに、市町村教育委員会が、SSW等の専門家等と連携した学校支援体制を築くことができるよう支援する事業の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

大阪府教育委員会

【事例3】関係機関との連携のための活用事例（①貧困対策②児童虐待④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

段階	取組内容及びＳＳＷが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	小学校3年生の児童（以下、本事例において「当該児童」という。）は、不登校となっており、ほぼ学校に来ることができていなかった。保護者と当該児童は、不登校の理由を「担任の言葉がきつい。」と訴えていた。母親は外国籍で日本語の理解が十分でなく、学校からの説明がきちんと伝わらず、担任批判が継続していた。学校職員としては、養護教諭が母子ともにつながっており、放課後などに登校できた際も、保健室で過ごし話を聞くことができていた。 不登校及び保護者の学校批判が継続していたため、<u>拠点校から月1回程度巡回していたＳＳＷに担当教員からケース相談を行い、ＳＳＷがかかわることとなった。</u>
② 学校内での方針の検討	ＳＳＷは、管理職、ＳＳＷ担当教員、担任及び養護教諭からケース概要を聴取した上で、校内ケース会議を実施した。<u>ケース会議では、ＳＳＷが進行を管理し、当該児童及び保護者のアセスメント及びプランニングについて、検討、協議を行った。</u> 参加者：校長、教頭、ＳＳＷ担当教員、担任、養護教諭、ＳＳＷ （課題の明確化） ・母親に、夜間放置等のネグレクトの傾向がある ・父親から母親に対するＤＶがあり、最近父親と離婚が成立した ・母親は経済的に困窮しているが、児童扶養手当に関する寡婦控除を受けられていない ・母親は永住権をもっている ・担任の声かけに対し、当該児童が不安を抱いている （アセスメント） ・母親は、離婚による経済状況の悪化から夜間働きのでているのではないかと感じている ・母親は、学校の対応が悪く児童が学校に行けなくなっていると感じており、学校に対して攻撃的になっている （プランニング） ・<u>学校とＳＳＷが役割分担し、母親に対し学校が心理的支援、ＳＳＷが福祉的支援を行う</u> ・養護教諭がキーパーソンとなり、保健室を当該児童が安心できる場として受け入れ体制をつくる ・<u>ＳＳＷが教員の家庭訪問時に同行し、母親の話を聞くとともに、関係機関へつなぐ</u>
③ 支援の実施	・ネグレクトについて、学校が家児相に通告 ・学校は、家児相と連携し情報共有 ・<u>ＤＶに関しては、ＳＳＷが市の女性相談窓口にも母と同行し、ＤＶに関する相談につなげた</u> ・<u>ＳＳＷが市の子育て支援窓口にも母と同行し、経済的支援につなげた</u> ・子育て支援窓口の支援により、児童扶養手当の寡婦控除を受けるため、領事館に婚姻をしていないことを証明する書類の請求を行い、無事控除を受けることができた ・登校した際、安心できる保健室で過ごさせることを継続
④ 経過観察	・当該児童の自宅に、市の女性相談窓口担当者が定期的に訪問し、状況を確認 ・学年が変わる際に、旧担任より新担任にいい引き継ぎの実施 ・引き続き、登校できた際の養護教諭による声かけ 以上の支援の実施により、当該児童は継続的に登校できるようになり、教室で過ごすこともできるようになっている。母親の学校への不信も軽減し、学校及び家庭が当該児童にとって安心・安全な場になりつつある。学校としても継続的な支援とモニタリングを行っている。

兵庫県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携強化

（2）配置・採用計画上の工夫

＜教育事務所配置＞ 学校支援チームの一員とし県内6カ所にある教育事務所に配置

＜市町配置＞ 各市町（指定都市・中核市を除く）の173中学校区に配置

（3）配置人数・資格・勤務形態

＜教育事務所配置＞

① 配置人数：9名 ② 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者 ③ 勤務形態 週29時間

＜市町配置＞

① 配置人数：延べ173名 ② 資格：県に準じる ③ 勤務形態：週1日7時間45分を基本とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

・SSWに関する指針をまとめた冊子（「SSWの効果的な活用のために」）やSSWの活動内容や対応事例等をまとめたリーフレットを作成し、県教育委員会のホームページで公開

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・令和元年度生徒指導担当教員等研修会において、県内の生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員（生徒指導）を対象に、SSWに対する理解促進を図るため、県に配置しているSSWを紹介するとともに、SSWの活動内容等を説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

①SSW連絡協議会

教育事務所配置SSW、市町配置SSW及び各教育事務所及び市町担当指導主事等（希望者）

②SSW活用事業に係る学識経験者（SV）の派遣

教育事務所配置SSW、市町配置SSW

（2）研修回数（頻度）

①SSW連絡協議会（2回） ※1回はコロナウイルス感染症対策により、資料配付のみ

②SSW活用事業に係る学識経験者の派遣（14回）※各教育事務所（6地区）で実施

（3）研修内容

①SSW連絡協議会・・・①講義「SSWの資質向上に向けて」 ②班別協議「事例検討」 他

②SSW活用事業に係る学識経験者（SV）の派遣・・・①事例検討、②ケース会議の持ち方 他

（4）特に効果のあった研修内容

不登校や問題行動を繰り返す生徒に対する事例検討等、効果的な対応方法やSSWとしての姿勢を共有することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・教育事務所配置SSWについては、県配置SVが各SSWに年2回指導・支援
- ・市町配置SSWについては、教育事務所配置のSSWがSVとして指導・支援

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

特性がある女子中学3年生と、養育する力が弱い母の2人暮らし。母に知的障害があり、社会福祉協議会から家事支援や金銭管理支援等のサポートが入っている。中学校入学を機にスマートフォンを購入してもらい、ゲームをする時間が増えたため昼夜逆転してしまった。そのため登校する日数がだんだんと減っていった。

県配置SSWが学校や関係機関、市町SSWに対して次の支援を行った。①校内のチーム体制の構築と、当該生徒の受け入れ体制に関する助言を行った。②市町SSWが定期的な家庭訪問をすること、また面談で当該生徒のニーズを明確にし、当該生徒に寄り添った支援を継続するよう助言した。③自宅と学校以外にも、当該生徒の居場所として適応教室の利用を提案した。

成果として、①学校と、この家庭を支えてくれている関係機関とで情報を共有することができ、母と当該生徒のストレングスを確認することができた。②適応教室につなげたことで、当該生徒の学習する意欲が芽生え、通信制の高校に進学することができた。現在も通信制の高校に通学することができている。（令和2年8月現在）

③要対協は、管理ケースとして各関係機関と情報の共有を行い、当該生徒や母の生活状況について見守り支援を継続している。などがあげられる。

【事例2】児童虐待未然防止のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本世帯は生活保護家庭で、両親と子ども3人（いずれも特別支援学校の高等部・中等部に在籍）の5人家族である。父は病弱で入院を繰り返し、母は精神的な病を患っており、感情の起伏が激しく子どもに対して虐待（心理的虐待、ネグレクト）の疑いが持たれている。兄弟とも不登校でありコロナ休校もあって、本年度に入ってから数日しか登校していないことや3ヶ月前の身体測定では、兄弟とも肥満度がマイナス30%を越えており、6月に登校した時には、兄A弟Bともさらにやせ細っていたこと、就労施設との契約を交わす予定のAの進路に無関心な態度を示す保護者へのアプローチについて学校はどのようなことをすればよいか、SSWへ助言を求めた。

学校からの要請を受けてSSWは学校訪問を行い、①対象生徒の成育歴、家庭環境、関係機関との連携状況など情報の整理とアセスメント②チーム対応を行なうための体制や役割分担の確立、校内ケース会議等を開催した時の留意点③虐待の確認ができた時の学校の対応などについて助言を行った。

SSWの訪問を受けて学校は、自立支援会議を開催して市の福祉機関などの専門機関へ再度連絡を行なったり、比較的協力が得られやすい父親との面談を行なったりした。

その結果、父が学校に協力する姿勢を示し、Aの就労（内定）につなげることができた。さらにSSWは支援を継続し、保護者の子どもへの関わり方を改善し、虐待の深刻化の未然防止を目指していく。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（②児童虐待⑦その他⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：巡回型＞

高校生の事例。手首に包帯を巻いており、養護教諭が話を聞くと「バイト代を家に入れている」「全額渡すのはつらいと母親に言ったところ、叩かれ、暴言を吐かれた」「手首は自分で傷つけた」等と話す。家族は継父、母、本生徒、弟妹。母は鬱症状がある。長女である本生徒は、幼少期から日常的に家事や弟妹の世話を担ってきた。

学校からSSWに電話相談があり、SSWは校内の情報を集約し、早急に市福祉部局に連絡することをアドバイスした。学校からの通告により、要保護児童対策地域協議会における会議が行われ、家庭支援等について協議。学校において校内ケース会議を定期的に行う。キャンパスカウンセラー、家庭児童相談室、SSWも参加。

本生徒への支援としてカウンセリングが相応と思われたが、拒否感を示す。本生徒は学校を信頼しており、教員がキャンパスカウンセラーからの助言を受けながら、日常的に話を聴き続けた。

その結果、学校だけでなく、病院等にも相談できるようになった。「生きている意味はない」と話していた本生徒であったが、しだいに家を出て就職したいという思いが芽生え、卒業後、就職した。

SSWは就職先の自治体の医療機関、相談機関等の情報を紹介し、担任から本生徒に情報提供した。家事を担ってきた本生徒が家を出ることから、今後、弟妹についても見守りが必要な旨をSSWから弟妹在籍校に伝えた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー配置数（教育支援体制整備事業関係分）

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
教育事務所	９名 (巡回型)	９名 (巡回型)	９名 (巡回型)	９名 (巡回型)
市町	５２中学校区 (拠点校型)	９１中学校区 (拠点校型)	１３８中学校区 (拠点校型)	１７３中学校区 (拠点校型) ※全中学校区配置完了

○市町のＳＳＷ配置が促進され、ささいな事案でも気軽に相談できるようになった。

○教育事務所配置ＳＳＷは、市町ＳＳＷのＳＶとして相談できる体制が整い、新人ＳＳＷの資質向上や困難な事案への対応が可能となった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

学校だけでは解決が困難なケースについて、よりきめ細かな対応を図るため、本県では平成２８年度から市町ＳＳＷ配置補助事業を実施し市町が配置するＳＳＷに係る経費の一部を補助することとした。令和元年度には、指定都市・中核市を除く全１７３中学校区に配置を完了する予定。そのため、各市町での人材確保と個々のＳＳＷの資質の向上が急務となっている。

<課題の原因>

- ・各市町での人材確保と個々のＳＳＷの資質の向上

<解決に向け実施した取組>

- ・指定都市・中核市を除く全１７３中学校区に配置を完了
- ・ＳＳＷ連絡協議会（２回）、ＳＳＷ活用事業に係る学識経験者の派遣（１４回）の実施
- ・教育委事務所ＳＳＷが、市町ＳＳＷにＳＶとして相談できる体制整備の継続

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

令和元年度には、指定都市・中核市を除く全１７３中学校区に配置を完了したが、学校現場がＳＳＷの職務内容を理解していないことや解決困難な状況になってからＳＳＷに相談されることがある。また、ＳＳＷの資質に関しては、教員ＯＢや福祉ＯＢの場合、経験値のない相談内容への対応が難しい。ＳＳＷの制度面としては、週１回の配置では、教員や関係する保護者・児童生徒との人間関係づくりが難しい。

<課題の原因>

- ・管理職、教員に対するＳＳＷの理解促進に関する研修の必要性
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者の確保が難しい。

<解決に向けた取組>

- ・「ＳＳＷの効果的な活用に向けたリーフレット」の作成、配布（※Ｈ28～継続実施）
- ・生徒指導担当研修や各種研修において職務内容を周知
- ・ＳＳＷ資質向上に向けた研修の充実（児童相談所等、関係機関との連携強化）
- ・国に対して、ＳＳＷを教職員定数として、全小中学校に配置するよう要望していく。

奈良県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣し、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

前年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果、市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換や学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置及び派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○スクールソーシャルワーカー

人 数：3名

資 格：社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（3名）

勤務形態：4時間×週1日×年間35週

○生活支援アドバイザー

人 数：6名

資 格：社会福祉士（6名）、精神保健福祉士（1名）

勤務形態：7時間×週3日×年間44週

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

本事業の実施に係る内容については、「実施要綱」により定めている。内容については、①事業の趣旨、②事業の内容、③選考及び任用、④職務及び勤務条件等、⑤その他留意事項、について記載してある。

周知方法については、校長会、生徒指導連絡協議会等での説明やリーフレット「スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を県立学校及び市町村教育委員会に配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会（2回）やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会（2回）等を開催し、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者等に周知し、理解促進に向け取り組んでいる。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者等

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年2回）、研修会（年2回）、スーパービジョン会議（年7回）

（3）研修内容

○連絡協議会

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者を対象に、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の現状等について情報交換等を行うことで、効果的な活用等に係る検討を行った。

○研修会（講演会）

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー、派遣校担当者、派遣校を管轄する市町村教育委員会担当者を対象に、スーパーバイザーが講演を行い、効果的な活用等について理解を深めた。

○スーパービジョン会議

スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーを対象に、スーパーバイザーがスーパービジョンを行い、専門性と実践力の向上を図った。

（４）特に効果のあった研修内容

○スーパービジョン会議

事例検討では具体的な支援の仕方や関係機関等の情報提供を受け、スクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザーの専門性と実践力の向上を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・無）１名

○活用方法

- ・スーパービジョン会議におけるスーパーバイザー
- ・個別のスーパービジョン
- ・研修会における講演等

（６）課題

連絡協議会において派遣校担当者の参加が少ないので、スクールソーシャルワーカーの役割や効果的な活用方法等が浸透しにくい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】児童虐待による影響を受けた児童のための活用事例（②児童虐待）＜拠点校型＞

宿題をせず、学力がついていない。クラスの決まりの遵守が難しい。身辺自立ができていない。入浴しない等。学校は保護者に対して家庭での生活についての改善を図るように指導、助言、支援を繰り返し行うが、状況は改善されなかった。これまで関係機関（市町村要保護児童対策連絡協議会、こども家庭相談センター）と情報交換はしていたが、行動連携はできていない状況であった。相談を受けた SSW は関係機関とのケース会議を提案。併せて、本事例に対し、学校が行ってきた支援を整理し、学校としてのアセスメントおよび意見を出すために、校内ケース会議を提案した。校内ケース会議で「本事例はネグレクトにあたり、各関係機関の行動連携が必要」との意見をまとめ通告する。関係機関のケース会議（要対協事務局、警察、学校）では、それぞれが行う支援とその期限、また状況の報告とその頻度、方法を決定し、学校の役割が明確になった。その後、児童は安定して登校するようになり、学校内での行動も落ち着きが見られるようになった。

【事例２】不登校生徒のための活用事例（④不登校 ⑤暴力行為 ⑦その他（発達障害））＜拠点校型＞

生徒は発達障害の診断により、服薬治療を行っていた。しかし治療中の様子を心配した母親が独断で中止を決めた。その後、生徒は強迫観念行動、不登校、昼夜逆転、家庭内暴力等が見られるようになった。このことについて校長、担任より相談を受けた SSW は担任とともにアセスメントを進め、本ケースの整理を行った。生徒の衝動性抑制と生徒に対する家庭の関わり改善が必要であると見立て、具体的な支援について検討した。その後、生徒の家庭内暴力が激しくなったこともあり、より一層の支援ネットワークの構築が必要と考えケース会議を提案した。ケース会議（こども家庭相談センター、福祉課、教育委員会、学校）ではそれぞれの役割分担等を確認し、具体的にすることや、今後起こりうる状況での対処について共通理解を行った。最終的に家庭はこども家庭相談センターとつながり、相談ができる環境となった。また、通院・服薬治療も開始し、強迫観念行動や家庭内暴力が改善した。学校の関わりによって生徒の自尊感情も変化し、将来についても考えられるようになり、次第に登校する姿も見られるようになった。

【事例３】該当なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの活用により、拡大ケース会議の実施につながり、参加関係機関の人数の増加が見られ、児童生徒に対し、多角的に支援が行えるようになった。

参考

平成３０年度	支援対象児童生徒数 997 名（うち継続者数 538 名）	ケース会議での参加関係機関の人数 4 5 人
令和元年度	支援対象児童生徒数 958 名（うち継続者数 575 名）	ケース会議での参加関係機関の人数 174 人

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

各学校、各教育委員会において、スクールソーシャルワーカーの役割及び効果について周知、理解を図れていない地域がある。

<課題の原因>

各学校においてスクールソーシャルワーカーの役割及び効果について十分な周知、理解を図れておらず、チーム学校の一員としてスクールソーシャルワーカーの活用方法に課題がある。そのため関係機関等と学校とが一緒になって連携、協働しながら解決を図る体制づくりを構築する必要がある。

<解決に向け実施した取組>

適時適切に効率よく支援ができるように定期的に連絡協議会を開催し、各拠点校、市町村教育委員会の担当者へスクールソーシャルワーカーの役割及び効果について周知、理解を図る。

スクールソーシャルワーカーの配置方法を巡回型から拠点校型にすることによって連携強化する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

巡回型派遣によってスクールソーシャルワーカーの役割及び効果について一定周知が進み、令和元年度より拠点校型派遣を行うことでより効果的な活用が可能になった。しかし、まだ効果的な活用に至っていない地域もある。

<課題の原因>

スクールソーシャルワーカーの活用の認知が進むことで相談にかかる一ケースの支援に複数回要するため、対応しきれていない潜在的ニーズが存在する。また、このことにより、当初予定していた山間部への拠点校型派遣が実現されていないため。

<解決に向けた取組>

山間部においても派遣回数の実施を図る。

センター的機能を生かした支援体制の構築を図るため教育研究所内にＳＶを置き、相談に対して迅速かつ適切に対応できるようにする。

和歌山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒を取り巻く課題の解決を図るため、学校と関係機関等との連携を一層強化するコーディネーター的な役割を担い、児童生徒の置かれた環境に働きかける人材を、市町村教育委員会や県立学校に配置する。

（2）配置・採用計画上の工夫

○県教育委員会が採用し、市町村教育委員会及び県立学校に配置する。

○市町村教育委員会及び県立学校は、派遣を受けようとする時は、活用計画書を提出する。県教育委員会は、活用計画書及び地域等の状況に応じて配置日数等を決定する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○29市町村（中核市である和歌山市を除く。）12県立高等学校に、のべ47人を配置

○実人数33人（社会福祉士20人、精神保健福祉士12人、教員免許状所有者15人、複数の資格所有者を含む。）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○4月の連絡協議会において、スクールソーシャルワーカー、県立学校管理職・コーディネーター及び市町村教育委員会担当指導主事等に対して、県教育委員会が作成した「不登校問題対応の手引き」をもとに、その内容を周知徹底するとともに、活動の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方を示した。

○「不登校問題対応の手引き」を新規採用教員等に配布し、スクールソーシャルワーカー等の専門家と共にアセスメントを行う重要性やケース会議の意義やもち方について周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○県教育委員会主催の生徒指導研究協議会や県立学校等生徒指導部長会議をはじめとする各種研修会において、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するよう促した。

○「不登校問題対応の手引き」を活用して、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内ケース会議の持ち方、アセスメントをもとにした取組について、各学校で研修を実施するよう促した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー等、県立学校管理職・コーディネーター、市町村教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（2回）、全体研修会（1回）、ブロック研修（4ブロック×3回）、チーフ研修会（4回）

（3）研修内容

活動の基礎基本、アセスメントについて、事例検討、虐待対応について、要保護児童対策地域協議会、個人情報保護等に係る法律について、学校体制の構築について

（4）特に効果のあった研修内容

アセスメントの重要性について繰り返し研修を行い、その効果や重要性の理解を図ったこと

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (☒ 有 ・ ☐ 無)

○活用方法

- ・研修会の企画・立案等に関わるとともに、スクールソーシャルワーカー等に対する指導助言
- ・研修会及び連絡協議会における、各市町村教育委員会指導主事及び配置校管理職等に対する助言

(6) 課題

スクールソーシャルワーカーの勤務と、研修の開催場所や時期、勤務とのバランスを調整する必要がある。また、学校がスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための体制の構築に係る研修会を実施する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】①貧困の問題、⑦家庭環境の問題 <SSWの配置形態：派遣型>

○本人について（小学校女子児童）

小学校3年生の2学期から登校しなくなった。学力は1年生程度である。明確に何かいやなことがあったというわけではなく、勉強面や対人関係などへの不安が少しずつ高まっていき、不登校の状態となった。

○家庭の状況

母親は、人から自分がどう見られているのかをととても気にする。気分が不安定な時は、学校や近隣住民に対して攻撃的になることもある。父親は、本人が不登校になったころに仕事を辞めた。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

校長の指示で、生育歴等の情報を収集し、アセスメントシートを作成した。家庭環境も不安定ということからスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会と学校をつなぎ、関係機関を含めて連携ケース会議を行った。その結果、学校のアプローチで改善が見られない場合は、福祉課職員や児童相談所職員が家庭訪問することとなった。スクールソーシャルワーカーは、父親が仕事を辞めたということもあり、当該教育委員会と当該福祉課の担当者と協議を行った。

○経過及び改善状況

学校は、母親との信頼関係を壊さないことを第一に対応したが、次第に母親と連絡が取れなくなり、本人へのアプローチができなくなった。学校だけの対応では難しくなり、要支援家庭としてケース会議で具体的な支援方法を決めて取り組んだ。家庭に電話連絡をしてもなかなかつながらないため、校長から本人に会って話がしたいという旨の手紙を出した。母親は、学校からの手紙に応え、前向きな話し合いができるようになり、週1回の放課後登校につながった。

【事例2】⑦心身の健康・保健に関する問題の活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

○本人について（高等学校女子生徒）

入学当初から精神的な浮き沈みがあり、授業中、急に涙を流すことや自宅でパニックを起こして学校に連絡してきたこともあった。また、担任との面談で家庭の悩みを訴えたこともあった。

○家庭の状況

両親とは別居しており、中学校を卒業するまでは祖父母宅で生活していた。また、高校への進学を機に、高校の近くで一人暮らしを始めた。高校進学当初は、父親からの仕送りで生活していたが、その仕送りが止まってしまった。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

スクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会と学校をつなぎ、児童相談所、保健所、警察、保健師等が連携して支援方法を検討した。校内では、本人の学校生活の様子を観察し、担任、養護教

論と情報共有を行った。

○経過及び改善状況

要保護児童対策地域協議会において支援方法を検討したことにより、地域での見守り体制が整った。また、本生徒が医療機関を受診したことで精神的な浮き沈みは収まり、入院以外での長期欠席は見られず、遅刻、早退はあるが、高校に登校できるようになった。本人と保護者との関係は改善とまでは至っていないが、仕送りは再開され、日常生活においても祖父母の協力も得られるようになった。

【事例３】については、取り扱っているケースが少なく、特定される可能性があるため、今回記載していない。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

市町村教育委員会は、管理職への研修等の機会をもったり、所管するすべての学校を訪問し、スクールソーシャルワーカーと顔の見える関係をつくるように努めた。このような取組により、スクールソーシャルワーカーの活動状況についての周知が進み、支援対象が増加している。

また、県教育委員会は、スクールソーシャルワーカー、県立学校管理職・コーディネーター及び市町村教育委員会指導主事等向けの研修を継続して行うことで、ＳＳＷの役割やケース会議の重要性への理解が深まった。

参考：支援対象児童生徒数 令和元年度 １４５６人 （平成３０年度 １２０７人）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカーの力量や、各学校、地域によってＳＳＷの職務に対する認識の差が大きい。

<課題の原因>

有資格者の占める割合が低く、経験の浅い者が多い。

<解決に向け実施した取組>

県内を３ブロックと高校ブロックに分け、ブロック毎に複数回研修会を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スーパーバイザーの指導のもと、的確なアセスメントに基づいた活動ができるなどスクールソーシャルワーカーの力量を高める必要がある。

<課題の原因>

有資格者の人材確保が難しく、経験の浅い者が多い。

<解決に向けた取組>

有資格者や経験豊富な人材を広く募集するとともに、専門性の向上につながる、より効果的な研修会を積み重ねていく必要がある。

鳥取県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・課題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた関係機関との連携推進。
- ・校内ケース会議開催の支援や校内の教育相談体制構築の支援。
- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施。
- ・学校におけるすべての児童生徒を対象にした支援体制の強化。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・S S Wの人材確保及び育成を目的とした県教育委員会主催のS S W育成研修（6講座）の実施。
- ・S S Wの資質向上を目的とした県教育委員会主催の新任S S W研修（3講座）現任S S W研修（5講座）の実施
- ・事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でS S Wを配置。（県内私立高等学校にも対応している。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でS S Wを配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県立学校及び市町村教育委員会ごとに配置人数、勤務形態が異なる。（県8人、17市町村32人配置）
- ・資格（重複あり）①社会福祉士18人 ②精神保健福祉士7人 ③その他社会福祉に関する資格6人
④教員免許22人 ⑤心理に関する資格5人
⑥その他S S Wの職務に関する技能の資格0人 ⑦資格を有していない4人

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・平成30年7月に「教育相談体制充実のための手引き」を作成。県内の学校に通知するとともに、市町村教育委員会事務局職員等との連絡協議会や研修会等で周知している。
 - ＊「教育相談体制充実のための手引き」の主なポイント
 - ・不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり
 - ・S S Wの職務内容及び職務の遂行にあたって留意すべき事項
 - ・S C及びS S W等の専門家や関係機関と連携した組織的対応

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校関係者対象の行政説明会を開催した

○いじめの問題に関する行政説明会（11月）

対象：学校関係者（管理職、生徒指導担当）、各市町村教育委員会担当者、S S W、S C

○児童虐待に関する行政説明会（2月）

対象：学校関係者（管理職、生徒指導担当）、県教育委員会担当者、各市町村教育委員会担当者、S S W、S C、
児童虐待対応に係る関係機関職員等

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

＜県教育委員会主催＞ ・関係市町村教育委員会担当者 ・ＳＳＷ ・ＳＳＷ担当教員及び管理職

（２）研修回数（頻度）

＜県教育委員会主催＞ ８回／年 ＊市町村教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（３）研修内容

＜県教育委員会主催＞

- ・「スクールソーシャルワーカーの業務について」 ・「学校組織について」 ・「関係機関と制度」
- ・「スクールソーシャルワーカーの具体的な動き方の理解と効果的なケース会議の実施」
- ・「より機関連携のための留意点」 ・「効果的なＳＳＷ事業プログラムの活用について」
- ・「スクールソーシャルワーカーに必要な法知識」「ソーシャルワークに強くなる」
- ・「スクールソーシャルワーカーの学校理解」 ・「包括的アセスメントからはじまる支援のデザインについて」
- ・「児童虐待に関する法の理解」「児童虐待対応におけるスクールソーシャルワーカーの動き」

（４）特に効果のあった研修内容

- ・名古屋市立大学 佐々木千里特任教授を講師に招き、実際のケースを扱った演習。
- ・大阪弁護士会峯本先生、立命館大学野田先生によるスクールソーシャルワークに係る法について。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ 有 ）

○活用方法

- ①県立学校への訪問・援助 （ＳＳＷへの直接助言・援助）
- ②ＳＳＷ対象の「ＳＳＷ相談電話」の設置
- ③関係機関との連携・協働体制づくり （ＳＶとしてのコーディネート機能）
- ④育成研修、新任・現任ＳＳＷ研修等の企画運営、準備、研修講師
- ⑤県立学校及び市町村におけるＳＳＷの業務についての実態把握及び分析
- ⑥市町村教育委員会、市町村ＳＳＷへの支援

（６）課題

- ・今後さらに事例の背景が多様化・複雑化することが考えられ、ＳＳＷへの要請が増えることが予想されるが、ＳＳＷの資質向上及び人材確保が十分されていない状況である。
- ・学校組織において教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制がまだ十分整っていない学校がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達特性と不登校体験のある新入生へのチーム支援にかかる活用事例（③いじめ ④不登校 ⑦その他（発達障害等に関する問題）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

①ケース概要

- ・高1生徒。小学校高学年より不登校。医療機関を受診していたが中学入学時に途切れる。
- ・中学校ではほぼ全欠。児童相談所へ定期通所。高校入学後児童相談所通所が遠のく。
- ・入学後、毎日登校し授業を受けるが、夏休み前から落ち着きなくなり大きな声で話をする、他の生徒に対し配慮のない発言をすることが増えた。

②支援の経過

- ・校内でS S Wを交え協議し情報収集の方法を検討する。
- ・保護者との話し合いの場を持つ。
- ・保護者の了解をていねいに取り（S S Wの助言）児童相談所から情報収集する。
- ・S S Wと教員が児童相談所を訪問し情報収集する。保護者からの生育歴の聞き取りを合わせて校内協議。
- ・アセスメント：生徒の課題が不登校から高校生活への適応に変化している。
教職員には、生徒の特性に合った対応方法が必要になった。
- ・プランニング：発達障がい者支援センターを新たに活用する。（S S Wの助言）
保護者同意の下、S S W、S Cを交え、専門機関との定期的な支援会議を開催する。

③支援後の経過

- ・保護者と学校との関係性の構築ができたことで、高校生活に必要な情報を得ることができた。
- ・新しい専門機関の活用が始まり、教職員間で生徒の特性の理解が深まり、生徒の言動についての対応が一貫し、生徒自身の授業中の様子に変化が見られるようになった。

④支援の成果

- ・保護者との協働体制を作ったこと。生徒に関与していた機関の途絶えた情報を繋ぎなおしたこと。生徒の課題に合った新たな支援機関との協働体制ができたこと。

【事例2】発達特性、過去のトラウマを持つ生徒へのチーム支援にかかる活用事例（①貧困対策（家庭環境）

④不登校 ⑦その他（発達障害等に関する問題）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

①ケース概要

- ・小学校で医療機関受診を勧められ受診したが、その後受診拒否。
- ・高校入学時は、学校になじめず孤立し、不登校状態が続く。

②取り組みの経過

- ・学年団・担任・S S Wで協議。
- ・アセスメント：生徒と学校職員との関係性構築が必要。
教職員の関わりの中から生徒理解を進める必要がある。
- ・プランニング：生活場面にS S Wが関わる。
社会への適応を目的にS S Wが地元の資源の活用を検討する。

③支援後の経過

- ・S S Wが生活場面での生徒のよいところや可能性を発見し校内で共有。
- ・少しずつ自信をつけていくことを目標とし、スモールステップの取り組みを校内会議で共有。
- ・地元企業の職業体験で自信をつけ、アルバイトへ気持ちが向いた。
- ・2年次は体力もつき、登校回数が増えたが、単位取得は厳しかった。

④支援の成果

- ・生徒の状態をアセスメントの上、医療機関紹介や障がいの支援機関を紹介する以前に、地元の資源を利用・活用したことにより、地元の支援者となりうる大人との関わりができつつある。
- ・認められることが増え、少しずつ変化してきている。
- ・担任の丁寧で根気強いかかわりと、支援の方向性について校内での共通理解があり、本児の自己肯定感を高める取り組みが校内でも継続されている。

【事例３】ヤングケアラーへの長期支援にかかる活用事例 （⑨ヤングケアラー ①貧困対策（家庭環境） ④不登校 ⑦その他（心身の健康））＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

①ケース概要

- ・１年次は学校に慣れるのに時間のかかる生徒だった。保護者の疾患により不安定になり不登校になる。身内の支援者がいない家庭環境であり、生徒自身の負担が大きかった。

②支援の取り組み

- ・校内で協議を行う。
- ・アセスメント：保護者への外部機関による支援が必要。

生徒は保護者に自分が寄り添わなければならないと思っている。

- ・プランニング：ＳＳＷが本児・保護者と面談。市町村の障がい者支援担当を紹介する。

校内では管理職、担任、教科担当、教育相談担当、進路担当、ＳＳＷ、ＳＣでチーム支援体制をとり、保護者の状態によって不安定になる生徒を、自然な状態で直接・間接的に支える。

③支援後の経過

- ・行政機関の保護者への関わりが継続している。

④支援の成果

- ・校内体制がしっかり作られていること。教職員の協議にＳＳＷが常に組み入れられていること。ＳＳＷとＳＣが情報を共有する場が定期的に設けられていること。以上から常に変化する生徒の状況に対応しながら、生徒を支援することができた。
- ・保護者を支援する行政機関と情報共有しながら支援を行ったこと。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、担当教職員がともに研修を深めることにより、課題解決に向けてのケース会議等、具体的な動きについて共通理解が図れるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制が年々充実してきている。令和元年度、問題や課題を抱える児童生徒への支援件数は２１９７件で、そのうち解決が１５７件、支援中であるが好転が９７１件で、その割合は５１．３％（Ｈ３０年度３６．５％）だった。（支援継続中９０６件、その他１６３件）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・各学校における教育相談体制のさらなる充実に向けて、学校組織や体制の見直し、ＳＳＷとの効果的な連携をさらに充実させ、様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整がよりスムーズかつ効率的に行えるよう、県として「教育相談体制充実のための手引き」、「ケース会議マニュアル」を作成したが、まだ周知が十分とは言えない。
- ・ＳＳＷのスキルアップを図るため、研修機会や情報交換の場をさらに設定する必要がある。

＜課題の原因＞

- ・「教育相談体制充実のための手引き」等の作成後、これらを活用した研修、連絡協議会等が少なかった。
- ・ＳＳＷ研修の回数、内容が不十分だった。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・県主催の研修で積極的に「教育相談体制充実のための手引き」を活用し、学校関係者への周知を図った。
- ・ＳＳＷ研修、特に新任のＳＳＷ対象の研修をＨ３０の１回から３回に増やし、研修の内容もより実践的なものを精選した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・研修等の成果があり、関係機関との連携が進んでいるが、まだ連携がスムーズにっていない市町村、学校がある。

＜課題の原因＞

- ・関係機関、学校へのＳＳＷの職務内容の周知不足。
- ・ＳＳＷの機関連携に関する知識、経験不足。

＜解決に向けた取組＞

- ・福祉部局（県、市町村）との連携強化、要対協事務局や児童相談所への巡回訪問を行う。
- ・ＳＶの時間数増による県内ＳＳＷへのスーパーバイズ、市町村や学校への支援、助言の強化。
- ・県立高校全校への巡回訪問（担当課指導主事、ＳＶ）、市町村巡回の回数を増やす。

島根県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の課題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるSSWを配置し、教育相談体制を整備することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

・市町村立学校（小・中学校）

市町村の実態に応じて予算配分し、委託により市町村で配置している。離島、中山間地域では複数の町村を兼務している者もいる。多くの市町村が派遣型、巡回型による配置である。

・県立学校（高等学校、特別支援学校）

定時制高校2校に単独校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるような県SSWに委嘱しており、市町村と兼務の者もいる。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県SSWに委嘱している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・市町村：33名（18市町村）

勤務形態…市町村によって異なる

・県：19名（市町村との兼務あり）

勤務形態…要請に応じて派遣

〈資格：①社会福祉士11名、②精神保健福祉士8名、③その他社会福祉に関する資格4名、④教員免許15名、⑤心理に関する資格10名、⑥その他SSWの職務に関する技能の資格2名、⑦資格を有していない5名〉

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

・策定と周知方法：「スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン」を策定し、委託先市町村教育委員会、SSW、社会福祉士会等の関係団体に配付、また島根県教育委員会ホームページに掲載しており、連絡協議会等で説明し周知を図っている。

・主な内容：①事業の趣旨 ②SSWの職務内容 ③SSWの効果的な活用のために

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・県内のSSW

・市町教育委員会の事業担当者

・県立学校配置校の事業担当者

（2）研修回数（頻度）

・研修会（年2回）

・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）

（3）研修内容

・社会福祉士等の資格を有するSV等による講義・演習

（4）特に効果のあった研修内容

・SSWの責務についての研修

・SSW活動評価プログラム活用の講義・演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：有

・県教育委員会に2名配置（東部地区1名、西部地区1名）…社会福祉士1名 臨床心理士1名

OSVの活用方法

・県内のSSWへの指導・助言を行う。また、市町村主催の研修会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。

・SSWの効果的な活用が期待できるよう市町村教育委員会及び学校に対して、適宜指導助言を行う。

（6）課題

・市町村立学校については市町村委託により事業展開しており、独自で研修会等を開催してSSWの資質向上に努めているところもあるが、市町村によって偏りがある。

・教育委員会担当者、学校のSSW担当者等への研修会の充実が課題である。

・SVの活用についての認識を高め、効果的な活用を進めていく必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境の問題解決の支援のための活用事例（①貧困対策）＜派遣型＞

「食べるものがない」という生徒からの訴えがあり、学校からＳＳＷに支援の要請があった。ＳＳＷは、生徒の父親の病気にかかる治療費等もあり家計が苦しいことを把握し、自治体の福祉課に相談した。ＳＳＷは、母親に対し自治体の福祉サービスについて提案するなど状況の改善を図った。生徒は、父親の暴力を背景に学校生活が不安定的になる時期もあったが、ＳＳＷ、学校、自治体の福祉課が連携して支援を行った。

【事例２】不登校対応のための活用事例（③いじめ、④不登校、⑦発達障害等に関する問題）＜派遣型＞

いじめを背景に不登校となった生徒と母親に対し、ＳＳＷは面談を繰り返し行い、生徒の生育歴や特性等を把握した。ＳＳＷは保護者や学校ＳＣと相談の上、生徒を医療につないだ。医師から生徒のコミュニケーション力の低さを指摘され、生徒は不登校児童生徒の居場所においてＳＳＴに取り組むことになった。ＳＳＷは保護者、学校と協議して、生徒が放課後等児童デイサービスを受けることができるように調整した。定期的に外出する機会を確保することで、生徒は少しずつ元気を取り戻し、登校が可能となった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜単独校型＞

ひとり親家庭で、生徒は病気の母親の受診や買い物の付添い、家事代行や妹の世話等を行っていた。不登校傾向の妹への対応で疲労がたまり、ＳＳＷが支援することになった。ＳＳＷは、生徒の学業専念のためのサポート体制を構築するため、家庭訪問による母親との面談、母親の職場上司との連絡調整、医療機関との連絡調整および受診同行、福祉サービスの紹介と連絡調整、担任および教育相談担当との情報共有等を行い、母親への支援を通して家庭環境の改善に努めた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・令和元年度の支援の対象となった児童生徒数、対応学校数はともに平成３０年度と比較してほぼ横ばいに推移した。小中学校を中心に、ＳＳＷがケース会議を主導し問題の早期対応に重要な役割を担うなど、ＳＳＷの認知と活用が進んでいる。
- ・令和元年度における継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況では、不登校が２３８件と最多であった。ＳＳＷによる支援等により、約４９％が解決または好転につながった。平成３０年に、児童虐待・貧困の問題・その他の家庭環境の問題の合計件数は２８０件であったが、令和元年度には３１３件と増加した。このうち、約３７％で問題が解決または好転し、約５８％が支援中である。不登校や家庭の問題に対する、福祉の視点を生かした継続的、効果的な支援が進んでいる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷが介入した時点で、既に問題が重篤化しているケースが散見される。福祉に関する資格を有する人材が不足しており、各地域のニーズに対応できていない。２名のＳＶを配置しているが十分に機能していない状況である。

＜課題の原因＞

- ・学校においてはＳＳＷの職務や有効性等が、市町村においてはＳＶのスーパービジョンの有効性が十分に認識されていない。また、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者についての情報が不足している。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・複数の市町村で、ＳＳＷが定期的に学校を訪問し、管理職と面談を行うことで早期対応を図った。ＳＶによる市町村訪問に際し、スーパービジョンを併せて行い、ＳＳＷの資質向上を図った。人材の確保については社会福祉士会等と連携し、新規ＳＳＷの任用につながった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷの職務や活用方法について地域間、学校間で認識に差がある。多様化、複雑化する家庭の課題に対して、ＳＳＷの支援が効果的に機能しない事例や、ＳＳＷの負担の増加が散見される。福祉に関する資格を有する人材の確保も課題である。

＜課題の原因＞

- ・福祉の専門家であるＳＳＷの職務や有効性等について、地域や学校によっては十分に認識されていない。ＳＳＷの経験や専門的知識等に差があり、効果的な支援ができない場合がある。福祉に関する資格を有する人材の情報が不足している。

＜解決に向けた取組＞

- ・ＳＳＷが学校を訪問し、ＳＳＷの職務や有効性、活用について周知を図る。ＳＳＷの研修において、事例を検討する機会を増やし、ＳＳＷの資質向上を図る。ＳＳＷの人材確保が特に難しい市町村については、社会福祉士会等と連携し、人材の発掘を行う。

岡山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内各市町村を12ブロックに分け、各ブロックを複数のSSWが担当。岡山市立校を除く、県内全公立小・中・高等学校・中等教育学校に、担当SSWを割当。各SSWは、学校の一員として担当校を巡回訪問すると共に、要請のあった個別ケースについて、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援。各市町村教育委員会の担当指導主事等と地区担当SSWによる定例会議と、各ブロックリーダー（各市町村に、ブロックリーダーを配置）と県の事業担当者及びスーパーバイザーとの会議を月1回実施。県立特別支援学校は、別枠で5名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

SSWとして25名採用。SSWに準ずる者として9名採用。保有資格は、社会福祉士22名、精神保健福祉士21名。教員免許12名、その他福祉系の資格9名。県教育委員会の非常勤職員として、5時間×週1～5日×42週の計が年間の勤務時間。県立特別支援学校の勤務形態は別枠。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインの策定はしていないが、事業概要・実施要綱を学校、市町村教育委員会等に配付。記載内容は、身分、職務、守秘義務等。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県や各市町村単位等での教員研修会や会議での事業紹介。

研修対象：教職員・支援員・民間施設職員 等

研修回数：26回

研修内容：事業説明・いじめ・虐待・不登校 等

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW及びSSWに準ずる者全員対象。

（2）研修回数（頻度）

新規採用者対象研修が、年度当初20時間。採用2年目及びSSWに準ずる者対象研修が年15時間。高校担当者研修が12時間。メンターメンティー研修が12時間。全員対象の研修が年3回。スーパービジョンは、各ブロックごとのグループスーパービジョンが年3～4回及び必要に応じて個別のスーパービジョンが可能。

（3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度（学校組織の理解や義務教育と高校の違いなど）、関係機関等との連携についての講話（福祉の専門家や校長OB、特別支援学校校長OBなど）、個別の支援ケースの検討、県の喫緊の課題である長期欠席・不登校対策について、教員や支援員と合同でケース検討等。

（4）特に効果のあった研修内容

SSWとSCの合同研修において、SC及びSSWのスーパーバイザーからの講義（効果的な連携と

なるための留意点やそれぞれの役割についての確認)、SC・SSWの少人数グループでの協議(連携についての現状確認、課題、今後の働きかけの提案等)及び全体共有により、各地域での連携を促した。

高校担当者研修でのケース検討だけでなく、教育委員会指導主事からの義務教育と高校の違いについての説明を受けることにより、校種への理解が進んだ。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (☒ 有 ・ ☐ 無)

○活用方法

- ・ SVの設置：岡山県立大学と美作大学の教員をスーパーバイザーとして委嘱。
- ・ 活用方法：定期的なスーパービジョン及び、会議・研修会での助言等。

(6) 課題

学校現場に入ったことのない新人SSW等が、学校組織を理解した上で、効果的な勤務をする為の研修の計画。ケース検討を含めた、SSW同士が互いに力量を高め合うことのできる研修を企画し、質の向上を図ることが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害の疑いのある児童を専門機関へつなぐための活用事例

(⑤暴力行為 ⑦発達障害等に関する問題) <SSWの配置形態：巡回型>

学校でパニックになっての暴力行為や授業妨害が多く、担任から保護者へ頻繁に連絡をとるが、母親は電話に出ないなど連絡を敬遠がちになっている。保護者に本人のしんどさを理解してもらうため、SCと母親が一度面談をしたが、仕事が忙しく継続したカウンセリングとはならなかった。学校は専門機関への相談が必要と判断し、ケース会議で支援策を立て、役割分担を行いSSWが母親と関わることとなった。SSWが母親の勤務終了後に希望する場所で面談を行い、保護者の現状を聞き取った。本人が病院には行きたくないといっていることや、母が病院に行くことへの不安感をもっていることを聞くことができた。SSWが病院に同行できることや、本人に対し専門機関に行くことのメリットを説明できることを伝えることで母親の安心につながった。SSWが母親から聞き取ったことをSCへ伝え、SCが本人から学校で困っていることや悩みを聞き取り、専門機関に相談に行くことのメリットを伝え、家庭でも母親が専門機関に相談予約をしたことを本人に話した。その結果、受診当日はSSWが同行し、安心して専門機関とつながることができた。

【事例2】小学校時代からの引きこもりの解消に向けた支援のための活用事例

(④不登校 ⑦心身の健康) <SSWの配置形態：巡回型>

小学校5年時より引きこもりで、登校どころか部屋から出る機会もほとんどない生徒である。まず今後の支援方針を確認するために、管理職・担任・SC・SSWで支援会議を開いた。その中で今後の方向性の確認と役割分担を行い、保護者とSC・SSWによる合同面談を実施することとなった。保護者との面談を通して、母親が子育ての悩みを誰にも相談できず一人で抱え込んでいたことがわかった。SSWから、本人が外出するために、父親や祖母に協力を依頼することを提案したことで、父や祖母の本人への関わりが少しずつ増えてきた。また、本人の今後の外出実現や、引きこもり状態の改善に向けての母親の相談機関として、保健所を紹介した。母親も面談を希望したため、初回はSSW同席で家庭訪問を実施した。直接会って話ができただけで、保健師に対する警戒心や不安が解消された。保健師と一緒に今後の支援策を検討し、本人が外出しやすい夜や休日に行きやすい場所を提案し、少しずつ外出の機会を増やしていくこととした。母だけでなく、父や祖母も本人へ働きかけることで、前向きな反応を示すようになり、美容室に行き髪を切ることができた。保健師に相談できる環境が整ったことで、母親の負担が減り、前向きな言動が増えてきた。今後は、保健所で実施している精神保健相談の紹介や、医療への接続について進めていくこととなった。

【事例3】発達障害のある妹の世話や家事を任せ、欠席が増えた生徒への支援のための活用事例

(⑨ヤングケアラー) <SSWの配置形態：巡回型>

母、本人、妹(小学生)の3人家族。本人は夢をもっていたが、母親から任せられる家事や妹の世話が負担となり、自分の夢を諦めざるをえない中で登校意欲が低下した。母子家庭で、母親は自分が働いているんだから本人が家事をするのがあたりまえという感覚で、一切手伝わない。経済的にも苦しく、少ない食費でやりくりしているが、自分が我慢をして食事也十分に取れていない。SSWはフードバンクを紹介し、食費の面での負

担を軽減し、本人の希望を学校と一緒に聞きながら、経済的に負担のかからない進学先を提案し、オープンスクールに同行した。本人は自分の将来の道が見えてきたことで欠席が減っていった。母親には本人の進学後の経済的な支援制度や申請までの流れを伝え、また、妹の放課後居場所についても提案した。自分の周りの環境が整ってきたことがきっかけとなり、少しずつではあるが家事をするようになるなど、母親にも改善が見られはじめた。本人には卒業後もフードバンクを利用することができることと、食品だけでなく物品の援助を受けることもできることを伝えた。また、ＳＳＷの関わりは卒業後にはなくなるため、卒業後も関わりが続く関係機関と情報共有し、支援の継続を依頼した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

H30年度から、岡山市を除く全公立学校に担当ＳＳＷを割り当て、支援ケースは倍増した（H29年度：655件、H30年度：1,351件、R1年度1,681件）。支援ケースの有無に関わらず、ＳＳＷは担当校を巡回訪問し、児童生徒の観察や会議への出席、事業理解に向けた研修、教員との情報交換等を行っている。その中で、支援の必要な児童生徒への直接・間接支援につながったり、学校のＳＷ的視点を拡大することにつながり、ＳＳＷの助言等を得なくても、関係機関等との連携が進むケースが増えてきたりするなど、学校の対応力向上につながっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

学校のＳＣとＳＳＷの役割の捉えが曖昧で、メンタルケアや発達障害の見立てを学校がＳＳＷに求めることもあり、本来の専門職としての役割に沿った分担ができていないことがある。また、組織的計画的支援に関する会議時間の捻出や、効果的な会議の実施について課題がある。

<課題の原因>

ＳＳＷの専門性や職務内容についての周知が浸透していない。学校の担当者とＳＳＷが支援の役割分担や、ケース会議を企画するなどのコーディネートできていない学校がある。また、ＳＣとＳＳＷの協働が十分でなく、役割分担をせずに、どちらかが抱え込んでしまっている現状がある。

<解決に向け実施した取組>

学校や市町村教委に対して、事業説明の機会を校内研修で作るよう働きかけた。また、ＳＣ・ＳＳＷの合同研修を開くことで、お互いの役割を再確認し、協働するメリットを伝えた。学校の担当者を明確に位置付け、ＳＳＷとの連携を充実させ、ＳＣとＳＳＷが同席するなど、効果的なケース会の開催を推進した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

引き続きＳＣ・ＳＳＷ・教員の役割分担が課題である。学校がやるべき事、ＳＣ・ＳＳＷがやるべき事を適切に判断し、コーディネートしていく力が必要である。限られた時間の中で、学校の担当者との連携を密にし、適切な役割分担と効果的な支援をしていくことが必要である。

<課題の原因>

ＳＣ・ＳＳＷそれぞれへの役割の確認は研修を通して行ったが、市町村教育委員会や学校への周知徹底が不十分である。

1人のＳＳＷが複数校を担当しているため、1校にかける時間が少なくＳＳＷが学校の一員として、教職員との関係作りや職務を理解してもらうための時間が十分に取れていない。

<解決に向けた取組>

市町村教育委員会へＳＳＷ事業方針の周知をする機会をもち、市町村教育委員会と県教育委員会が多く場で直接学校に、ＳＳＷの事業方針や役割を周知する。また、ＳＳＷの活用事例を紹介し、より有効に学校とＳＳＷが協働する機会を増やしていく。

広島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

広島県では、「令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業」において42名を配置したが、その内32名を「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）」として、10名を「家庭教育支援アドバイザー（以下家庭教育支援AD）」として配置した。

SSWは、平成27年度から配置しており、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

家庭教育支援ADは、学力向上総合対策事業の一環として、平成24年度から配置しており、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWは、市町の派遣申請を受けて、県内16市町の26中学校区及び県立高等学校6校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。家庭教育支援ADは、学力向上推進地域事業を実施する県内7市の10中学校区に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、SSWは26中学校区・県立高等学校6校に計32名を、家庭教育支援ADは10中学校区に10名をそれぞれ配置した。配置されているSSW及び家庭教育支援ADが有する資格の内訳は、社会福祉士24名、精神保健福祉士8名、その他社会福祉に関する資格4名、教員免許18名、心理に関する資格8名となっており、いずれの資格も有しない者は3名である。※活動記録参照

SSW等の勤務時間及び勤務日は、原則として、年間550時間（年間150回を上限）を上限として派遣を受けた市町教育委員会又は県立学校長が定めている。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

SSW及び家庭教育支援ADの設置要綱をそれぞれ作成し、4月に開催の家庭教育支援AD及びSSW配置地区等連絡協議会等において、学校の管理職やSSW等に対し、事業の趣旨、職務内容等を周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」という冊子を作成して配置校に配付するとともに、配置校の生徒指導主事に対して、「チーム学校に向けた多職種連携の在り方について」というテーマで、SSWスーパーバイザーが講話を行うことで、教職員の理解促進を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県教育委員会が配置し市町教育委員会に派遣するSSW及び家庭教育支援AD
- ・SSW拠点校及び家庭教育支援AD拠点校の校長又は教頭
- ・県教育委員会から家庭教育支援AD及びSSWの派遣を受けている市町の教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
- ・市町教育委員会が配置しているSSW等並びに当該市町教育委員会担当者で参加を希望する者

（2）研修回数（頻度）年3回

（３）研修内容

- ・ＳＳＷスーパーバイザーによる講話「チーム学校としての家ＡＤ及びＳＳＷの効果的な活用について」（教職員やＳＣとの関係、他事業との連携、福祉機関との協働などについての講話）
- ・取組の成果、課題及び事例について情報交換・協議等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＳＷ及び家庭教育支援ＡＤが支援を行っているケースについての事例検討

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有）

○活用方法

- ・必要に応じて配置校等を訪問し、ＳＳＷへの指導・助言を行うとともに、配置校等に対して、ＳＳＷを効果的に活用できるよう学校組織体制について必要な助言を行う。配置校等で実施されるケース会議等や教職員等に対するコンサルテーション及び関係機関との連携等について必要な助言を行う。ＳＳＷ等からの電話等による相談に応じる。

（６）課題

- ・児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境の問題のための活用事例（①貧困対策（家庭環境・福祉機関との連携））＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

当該生徒は、母・兄（高１）との３人暮らしで、被保護世帯である。実父母のネグレクトにより５歳から施設入所していたが、中学入学直前に母の強い希望で家庭引き取りとなった。

母はうつ病により無職、家事・養育能力に課題があり、母の交際相手（他市在住）が週２～３日家事支援等している。母も養護施設出身で、近隣在住の母方祖父母とは関係不和であり、家庭状況が心配されたため、本生徒入学前からこども家庭センター・家庭児童相談室（以下、家児相）・学校（スクールソーシャルワーカー）・出身の養護施設で情報連携していた。

母の金銭管理能力にも課題があり、本生徒より２週間早く家庭引き取りとなった兄の児童手当（約８０万）が母に振り込まれた際、２～３週間のうちにギャンブル等で使い果たしていたため、本生徒の制服や定期券の購入が出来ない状況であった。そこで、生活保護担当課・こども家庭センター・家児相・学校（スクールソーシャルワーカー）で連携し、本生徒分の児童手当については入学準備にかかる費用のみ先に振り込むこととし、母と連携しながら制服等の準備をした。残金については措置解除後に母に振り込まれた。定期的なケース会議や機関連携により本生徒および本家庭の見守りを継続している。

【事例２】発達障害を抱える不登校傾向児童のための活用事例（④不登校、⑦その他（発達障害等に関する問題））＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

当該児童（小５）は、自閉症スペクトラムの疑いがあると診断を受けている。当該児童は、遅刻や欠席が多く、学校では情緒が不安定で、友達との関わりが上手くできず、暴力的なトラブルや教師に対する暴言などが多かった。また、授業中は学習に集中できないことが多く、学習内容も理解できていないことが多い。

当該児童の家庭は、高校を中退した兄と母の３人暮らしである。母親はトラック運転手をしており、当該児童の登校時刻よりも早く仕事に出かけることが多い。同じ町内に離婚した父親が住んでおり、当該児童は時々父親宅に寝泊まりをして、そこから登校することもある。

家庭訪問や授業参観を通して当該児童の様子を把握したり、個人面談をして本人の思い等を聞いたり、一緒に考えたりしながら当該児童との信頼関係を深めた。

校内ケース検討会議に出席するとともに、当該児童及び保護者や特別支援教育コーディネーターとの日常の面談を通して家庭と関係機関の情報共有を図った。また、担任や特別支援教育コーディネーターの相談を受け、医療機関との連携や進路についての助言を行った。

薬を服用することにより情緒は安定し、友達とのトラブルも減少した。また、遅刻や欠席も減少し、授業中はノートに記録するようになってきた。しかし、依然として学習内容の理解は十分ではない。

母親は医療機関、学校、民生課との連携の下、療育手帳の取得や中学校進学先（特別支援学級入級）を検討するようになった。

【事例３】性的虐待を受ける生徒のための活用事例（⑧性的な被害）＜ＳＳＷの配置形態：単独校型＞

養護教諭が当該生徒と話をする中で、本人から「父親から触られる」という発言があり、養護教諭が性的虐待を疑いＳＳＷに相談した。

ＳＳＷから市町の子育て支援課に情報連携を依頼したところ、過去に性的虐待を行った父親であると判明した。学校から直接児童相談所に通告するよう指示され、通告した。

児童相談所職員が来校し、一時保護となった。生徒はその後、里親の元から通学。父母が離婚し本人も希望したため、自宅引取りとなった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校908人、中学校869人、高等学校273人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。

	いじめ、暴力行為 非行等の問題行動	児童虐待	家庭環境の問題	発達障害等に 関する問題
平成30年度	60.0%	70.2%	67.2%	53.3%
令和元年度	68.4%	61.0%	77.6%	58.0%

拠点校方式のため、学校にいる時間が多く、保護者との信頼関係を構築でき、支援対象児童生徒が大幅に増加した。全体の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった割合が平成30年度の54.2%から57.3%と増加した。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

課題解決にむけた保護者の協力が得にくいケースも依然としてあるため、保護者面談を円滑にすすめるためのアプローチの工夫や、保護者への周知の工夫等、さらなる組織的な教育相談体制の構築を図るよう配置校に対して、指導助言する必要がある。

＜課題の原因＞

ＳＳＷの校内での位置づけやチーム学校としての取組について、保護者が十分理解できていないことや、課題を抱えた家庭の保護者の困り感に寄り添った対応ができていないことが原因として挙げられる。

＜解決に向け実施した取組＞

ＳＳＷスーパーバイザーがＳＳＷ配置校を訪問し、事例を通してスーパービジョン体制を整え、保護者対応についての資質向上を図るとともに、学校から保護者への周知の方法についても助言を行った。

②今後の課題，課題の原因，その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・新規配置校を中心に，ＳＳＷが十分機能していない学校がある。
- ・学校と関係機関の関係構築がうまくいかないために，支援が進まないケースがある。
- ・県内のすべての学校に対して，ＳＳＷが対応できる体制になっていない。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷの役割等について校内で十分理解されておらず，定期的に情報共有の会議を開くなどのシステムが作られていない。
- ・福祉の立場と学校の立場，双方を理解した上で子供ためにどう連携していくか，という調整機能の専門性が足りない。
- ・限られた予算，人材のなかで配置効果を高めるため拠点校方式をとっているが，全県をカバーすることはできていない。

＜解決に向けた取組＞

- ・連絡協議会等でＳＳＷの役割やチーム学校としての取組について周知する。また，ＳＳＷ配置校において，ＳＳＷが講師となって関係機関との連携の進め方について，校内研修を行うなど，チーム学校として協働する校内体制を築いていく。
- ・ＳＳＷスーパーバイザーによるスーパーバイズを定期的に行うことや，経験年数等に応じて研修内容を変えるなど，体系的な研修を行い，ＳＳＷの資質向上を図る。
- ・拠点校方式は維持しつつ，地区ごとに担当を割り当てるなど，全県をカバーするための配置形態等を検討する。

山口県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うＳＳＷを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のＳＳＷを県エリア・スーパーバイザー（エリアＳＶ）として位置づけ、市町ＳＳＷを支援し、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中核都市を除く県内全１８市町にＳＳＷを配置
- ・ やまぐち総合教育支援センターに、エリアＳＶを配置（県立学校対象）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 市町ＳＳＷ（延べ７６名・実人数４４名）
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、介護福祉士、保育士、教員免許
非常勤職員で主に有事の際の派遣型
- ・ 県ＳＳＷ（エリアＳＶ）（４名）
社会福祉士、臨床心理士
非常勤職員：４時間×５日×３名、４時間×３日×１名

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ ＳＳＷの役割、支援の重要性、ＳＣとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「ＳＳＷ活用マニュアル」「ＳＳＷ実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 県立特別支援学校を対象に、「ＳＳＷの業務に係る校内研修への講師派遣」を行い、ＳＳＷ業務への理解や事例へのコンサルテーション等についての研修を実施している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

山口県においてＳＳＷとして活動している者、県・市町教育委員会のＳＳＷ活用事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ① 県教委が主催し、上記対象者を一堂に集めて、年１回（７月）実施。
- ② 県及び全１９市町でマニュアル研修（ＳＳＷの資質向上研修）を実施。※県及び全市町で各年１回
- ③ 県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会と連携し、年２回実施。（新規ＳＳＷ研修１回、ＳＳＷ研修１回）

（3）研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講義及び事例発表
- ・ 困難事例等における学校等と児童相談所との関わり
- ・ ＳＣ、民生委員・児童委員、人権擁護委員、弁護士等と連携した支援についてのグループ演習

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 外部専門家の連携した支援についてのグループ演習

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（**有**・無）

○活用方法

市町ＳＳＷだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

（6）課題

- ・ ＳＳＷの資質向上。特に面接・支援技法についてのスキルに個々の差が大きく、課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校・ゲーム依存のための活用事例（④ 不登校、⑦ その他（発達障害等に関する問題））

父親のDVにより離婚し、母親と子ども達は公営住宅へ入居。子ども達は皆、ゲーム依存で、正午頃に起床して、明け方までスマホやオンラインでゲームに没頭。母親は子ども達を指導すると家出してしまうため、物を買って与えて言うことをきかす。そのため、家はゲームやおもちゃなどであふれかえっている。これまでに、学校も交えてゲームのルール決めをしていたが、ことごとく守れないので母親は諦めている。母親は鬱で服薬中。

＜SSW 介入＞ 1. 母親と県SSWとで面談、2. 母親・高校（教頭・担任・特別支援Co）・市の保健師・市の家庭児童相談室・圏域の児童家庭支援センター・市SSW・県SSWで連携ケース会議、3. 「2.」のメンバーに、子ども達と関係学校校長を加えて「ゲームのルールづくり」の話し合いを行う。（以後、3カ月に1回の頻度で、ルールとペナルティの変更を話し合い、最後は子ども達に決めさせた）

【支援結果】①ゲームのルールの設定：スマホ以外のゲーム機は祖父母宅へ移動、夜は家族全員が22時に就寝、守れなかったら翌日教員が家庭訪問して、数日間ゲーム機を預かるというペナルティの実施。

②子どもたちの変化として、「毎日登校するようになった」、「週の半分以上登校するようになった」、「心理検査と生活改善も兼ねて、思春期外来のある精神科病院に入院し、退院後は週の半分、登校するようになった」、「若者サポートステーションに通い、アルバイトをするようになった」など、好転が見られた。

③好転するにつれ、母親の鬱病が改善した。

【事例2】不登校のための活用事例（② 児童虐待、④ 不登校、⑥ 非行・不良行為）

家族間の関係がよくなく、父親から家族へは暴言暴力、母親は家計を管理し父子へお金を渡さず、子ども達へは過干渉、学校批判。子ども達は、学校や家庭での暴力や家出などを繰り返す。高校生は、非行系の有職少年と付き合い、傷害や窃盗、無免許運転をして高校退学となる。

＜SSW 介入＞ 1. 要保護児童対策地域協議会の開催、2. 父親、母親、子どもとそれぞれに毎月面談。途中からは、面談に警察の少年サポーターも同席。父親と母親それぞれに「DV相談」も行った。父親と高校生に対しては「修復的対話の技法」を用いての関係改善を行った。

【支援結果】①母親と子Aは、しばらくの間父親と別居することにして転居した。子Aは転居先で高校へ進学した。②残った父親と子Bとの関係を改善したところ、子Bは、非行少年との付き合いを止め、家庭内での暴力と家出がなくなった。③その後、子Bは、地元でアルバイトを始め、通信制高校進学に向けて貯金を始めた。

【事例3】発達障害のための活用事例（② 児童虐待、④ 不登校、⑦ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等））

本人には特性があるが、それを父母が受容できない。小学生の頃から酷いいじめに遭い、中学校では不登校になる。高校に進学するが、1日も登校せずゲーム依存。家庭内で暴れるため、家族は疲弊している。父母は学校批判。家庭内では、父母と祖父母との関係がよくない。

＜SSW 介入＞ 1. 毎月の家庭訪問を実施して家族全員と面談、2. 祖父母の思いを汲み、高齢者施設への入所を支援、3. 本人と軽い運動を行う、4. 自宅にて、父母・保健所・市家庭児童相談室・障害者相談センター・SSWで、オープンダイアログ的な雰囲気での話し合いを行う。

【支援結果】①祖父母は高齢者施設へ入所。②父母の情緒が安定。③本人は、障害者支援施設に体験通所。④本人は通信制高校へ転学し、専門学校への進学を目指して勉学に取り組み始めた。

【４】成果と今後の課題等

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度
支援対象児童生徒数	7 1 9 人	7 7 3 人	7 3 1 人
継続支援児童生徒の割合	7 1 . 6 %	6 5 . 6 %	6 6 . 3 %
継続支援対象児童生徒の抱える 問題の好転率（解消＋好転）	4 1 . 8 %	4 9 . 1 %	4 2 . 6 %

※「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 現状と成果

本県においては、平成 2 7 年度に県及び全市町に S S W の配置を完了した。いじめなどの問題行動や不登校が増加傾向にある中、配置完了当初に比べ支援対象児童生徒数が令和元年度は若干減少しているが、S S W によるこれまでの各学校への支援により、学校と関係機関等の連携体制が構築され、S S W の支援によらず、学校において課題解決に向けた適切な対応が図られているケースも増加していると捉えている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 家庭の養育環境や貧困問題、児童虐待など、S S W の家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しており、その対応が課題である。

<課題の原因>

- ・ 児童生徒を取り巻く環境の急激な変化を背景とした、子どもたちの問題行動が多様化、複雑化していることも原因の 1 つである。

<解決に向け実施した取組>

- ・ スーパーバイザーによる講義及び事例発表、事例検討を実施した。
- ・ S C、民生委員・児童委員、人権擁護委員、弁護士等と連携した支援についてのグループ演習等を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S W と学校との更なる効果的な連携が必要である。
- ・ S S W の面談スキルや支援スキルの更なる向上が必要である。

<課題の原因>

- ・ S S W 活用等についての、教職員を対象とした研修機会が少ないことも原因の 1 つと考える。

<解決に向けた取組>

- ・ S S W と学校の連携強化に向けた研修会の充実
- ・ S S W の資質向上に向けた研修会の充実

【事例3】発達障害のための活用事例（④ 不登校、⑦ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

<派遣型>

段階	取組内容及びＳＳＷが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	祖父母、父親、母親、長女（高校生女子）、長男（中学生男子）の６人世帯。長女には強い特性があるが、それを父母が受容できない。小学生の頃から酷いいじめに遭い、中学校はほとんど登校できなかった。 長男は登校しているが対人関係が常に不安定。教師には、家庭内の話をしない。 家庭内では、父母間、父母と祖父母間の関係が険悪。長女が中学生の時に市のSSWが派遣されたが、やっと父親が話し合いに出てくるようになった時点で卒業を迎えて支援終了。 長女は、入学以来１日も登校せず、昼夜逆転してのゲーム依存。家族を支配下に置き、家庭内で暴れ、家族は腫れ物に触るような対応をして疲弊している。父母は、学校や教育委員会、医療機関のこれまでの対応に対して批判を始めた。 このため、<u>高校の管理職が県教育委員会に対し、SSWの派遣要請を行った。</u>
② 学校内での方針の検討	県教委から派遣されたSSWは、長女の高校の管理職・教育相談からケース概要を聴取し、<u>校内ケース会議の実施を提案。</u>その後、ケース会議が開催され、<u>SSWが進行の助言を行い、</u>次のとおり、課題の明確化を行い、支援内容が検討された。 参加者：校長、教頭、担任教員、特別支援教育コーディネーター（教員）、教育相談担当教員、及びＳＳＷ（課題の明確化） ① 学校・家庭での様子 ・ 中学校からの引継ぎ資料によると「夫婦関係が希薄、祖父母と夫婦との関係もよくない。家族は本人（長女）に気を使っている」との引継ぎ。 ・ 長女は高校入学以来、まったく登校していない。 ・ 家庭訪問すると、母親は、これまでの学校関係者への批判を延々と話す。 ② 考えられる背景・要因 ・ 生徒は、家族間の険悪さ、学校でのいじめ、親や教師に自身の特性や思いを理解してもらえなかったことなどから、他者に対して心を閉ざしており、自己肯定感が低下し、将来に夢を持たず、自暴自棄の傾向にあると思われる。 ・ 家庭内不和により、母親は孤立している。精神的負担もあり、鬱で服薬中。 ・ これらがずっと悪循環して、現状に至っている。 ③ 現在行われている学校の対応 ・ 担任が、週１回、自宅ポストにプリントや伝達文書等を投函。 ・ 教育相談担当教諭が数回、家庭訪問して母親と面談。（支援内容の検討） ① 目標 ・ 今後、学校がこれからどう支援していいか、医療面・心理面・環境改善面での課題を明確化し、悪循環（バッドサイクル）の、まずはどこに介入するかを検討する。 ② プランニング（手立て） ・ <u>教育相談担当教諭の家庭訪問時にＳＳＷを同行させてもらい家庭との接点を持つ。</u> ・ <u>SSWが、家族関係に介入し、家族へのカウンセリングの導入や、医療や支援機関へのつなぎ直しを行うことでバッドサイクルに楔を打ち込み、流れを変える。</u>
	① SSWは、教育相談担当教諭との家庭訪問への同行を依頼。SSWについて「教員ではない立場の人で守秘義務もある」「学校や教育委員会からも距離を取り、客観的な立場で必要なことを提言できる人」「もし、面談して嫌だったら、次回は学校から断るので、試しに面談してみても？無料ですし」と、生徒の母親に伝えてもらい、母親はSSWと会うことを承諾。 ② <u>SSWは家庭訪問を実施。</u>初回訪問では、母親からこれまでの学校の対応への不満、医療への不信、家庭内の不和、本人への対応の仕方に困っていることについても相談された。今後、定期的にSSWが単独で訪問し相談を行っていくことを提案、了承された。<u>以後、毎月訪問を実施。</u>

③ 支援の実施	③半年後、SSWは、祖父母の「子ども夫婦と孫から離れて、夫婦だけで生活したい」という思いを聞き、家族会議を開き、<u>祖父母が高齢者施設へ入所することを提案</u>し、家族全員が同意した。 ④SSWから父母と長女へ、<u>発達障害での精神保健福祉手帳の申請を提案</u>→取得した。 ⑤更に半年後、SSWから父母に対して、要保護児童対策地域協議会の存在を説明し、当事者である父母の出席を勧めたところ、父母は「参加してみたいが、自宅で行ってほしい」との要望であったので、<u>「自宅でケース会議」と銘打って実施</u>。自宅にて、父母・保健所・市家庭児童相談室・市障害福祉課・障害者相談センター・教育相談担当教諭・SSWが参加。母親の司会で、<u>本人の支援について話し合った</u>。互いに批判することなく、なんでも気兼ねなく意見が言える<u>「オープンダイアログ的な雰囲気」を重視して行った</u>。以後、<u>年に3回のペースで実施</u>。 ⑥1年後には、SSWの家庭訪問の際に、<u>SSW・長女・父親・母親とで、軽い運動</u>（散歩やボール遊び等）を行うこともできた。更に、障害者支援センターの相談員の定期訪問も実現し、同じく本人と運動をしてもらうことができた。 ⑦長女へ<u>地元の通信制高校への転学を提案</u>→転学をする。 ⑧長女へ<u>障害者支援機関への体験通所を提案</u>→体験通所して、簡単な作業を体験し、カウンセリングを受けた。
④ 経過観察	支援開始から2年が経過。 ①祖父母は高齢者施設へ入所して安定した生活をしている。半年に1回ほど、<u>SSWから現状の確認</u>をしている。 ②父母の情緒が安定し、夫婦関係も好転した。 ③長女は通信制高校で順調に単位を取得。卒業後は、コンピュータ系の専門学校への進学を目指している。 ④長男は、情緒が安定し、学校での表情もよく、部活にも積極的に参加するようになった。 ⑤年3回の<u>「自宅でケース会議」は継続</u>しながらも、家庭訪問は、学校や障害者支援機関が主になって行ってもらい、<u>SSWは徐々にフェードアウト</u>していく予定である。

徳島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、児童虐待等、生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを県内の市町村教育委員会及び学校等に配置・派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを利用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

定期的な配置と、学校からの要請に応じた派遣を組み合わせてすることにより、継続的な事案と緊急的な事案に対応できるよう工夫している。また、スクールソーシャルワーカーの採用に当たっては、任用基準を社会福祉等の専門的な知識・技能を有する有資格者としており、より専門的な知見からの支援が期待できる。

（3）配置人数・資格・勤務形態

令和元年度は26人を委嘱した。（内16人が市町村教育委員会配置）

所有資格は社会福祉士、精神保健福祉士、精神科医、公認心理師、臨床心理士

勤務形態 ○市町村教育委員会配置方式：年42週、週1回、1回6時間

○県教育委員会配置方式：1回2時間程度（令和元年度実績：派遣回数6回）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

徳島県スクールソーシャルワーカー設置要綱及び活用実施要綱を作成し、公立学校の校長会及び生徒指導主事研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成し、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用や業務に当たって配慮すべき事項について通知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

効果的な活用を推進するため、教職員向けのチラシを作成し、教職員への理解促進に努めた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会担当者

（2）研修回数（頻度）

○連絡協議会・・・年2回

○徳島県スクールソーシャルワーカー協会による定例研修・・・月1回

（3）研修内容

○スクールソーシャルワーカーの職務と役割、関係機関との連携についての協議

○事例検討会（スクールカウンセラーとの連絡協議会）

（4）特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラーとの事例検討会を実施し、連携による支援方法について協議した。学校の機能強化を図るため、他職種や関係機関との連携による教育相談体制の構築について情報交換を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（**有**）・無）

○活用方法

○事例検討会を通じて、スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行う。

○学校等に対して、児童生徒の実態把握、適切な支援方法等について指導・助言を行う。

（6）課題

貧困対策や児童虐待への対応等、解決しなければならない問題が多様化、深刻化している。大学や福祉関係機関と連携して専門的な研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害が疑われる児童支援のための活用事例（⑦発達障害に関する問題）＜派遣型＞

○児童の実態

自分勝手な行動が多く、教師や友達への暴言が見られる。教師の指示や友達の発表を聞くこと、静かに待つことができない。また、授業中に大声でしゃべる、歩き回る、本や棚を破壊するなどの授業妨害を行うことがある。

○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

学校はこれまで、児童の言動に対して、繰り返し指導を行ってきたが、児童の問題行動に改善が見られなかったため、スクールソーシャルワーカーに相談し、その対応を協議した。スクールソーシャルワーカーは学校教職員からの聞き取り、保護者との面談、授業参観等を繰り返しながらアセスメントを行った。（児童生徒理解・教育支援シートの作成、活用）

また、学校において関係機関等と、ケース会議を開催し、児童の実態や今後の支援方法について共通理解を図った。ケース会議では、特別支援教育のツールを生かした支援や発達障害者支援センター、医療機関等との連携による支援について御提言をいただき、今後の児童支援につながった。

【事例2】不登校児童生徒への対応に関する活用事例（④不登校、⑦発達障害に関する問題）＜巡回型＞

○生徒の実態

友達と人間関係を築くことが苦手である。そのため、友達とのトラブルも多い。小学校高学年から不登校となり、家に閉じこもることが多くなった。医療機関から自閉症スペクトラム・適応障害等の診断を受けている。ひとり親家庭で、経

済的に厳しい状況である。

○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

①生徒や保護者との信頼関係づくり

スクールソーシャルワーカーが生徒、保護者との面談を通して、生徒の悩みや不安、保護者の思いを把握するとともに、発育歴等を確認しアセスメントを行った。（児童生徒理解・教育支援シートの作成、活用）

②関係機関との連携と生徒の居場所づくり

生徒の学びの場として、教育支援センター（適応指導教室）や放課後等デイサービス等を活用した。親子での施設見学にスクールソーシャルワーカーが同行し、通所につなげることができた。発達障害への対応としては、医療機関や発達支援障害者支援センターと連携し、生徒の実態に応じたきめ細かな支援に取り組んだ。家庭支援については、行政機関と連携することにより経済的な支援につなげることができた。

【事例３】問題行動を繰り返す生徒支援のための活用事例（⑥非行・不良行為、⑧性的な被害）＜巡回型＞

○生徒の実態

SNSを通じて他校生や異年齢の人との交友が広がり、夜間外出や外泊の頻度が増えてきた。異性とのつながりも見られる。今後、性的な被害を受けたり、他の友達を巻き込んで被害を誘発したりすることが心配される。

○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

本県では学校支援のための事業の一つとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行い、児童生徒への支援の充実を図っている。本事例においても、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市町村教育委員会、所轄警察署、児童相談所等と情報を共有し、支援方法について協議を行った。関係機関とのケース会議により、他機関とのスムーズな接続が可能になり、迅速な対応につながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の問題行動のうち、その対応に苦慮する事例については、学校要因、家庭要因、本人要因などが複雑に絡み合ったものが多く、深刻な事例が増加している。専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、児童生徒の実態把握や支援方法、関係機関との連携について適切に対応することができた。特に、ケース会議においてスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携が円滑に進むようコーディネーターとして大きな役割を果たしている。

また、本事業の評価については、学校及びスクールソーシャルワーカーが実施報告書を作成し、県教育委員会に提出することにしており、事業の内容や効果について確認し、以後の参考となるよう活用している。

スクールソーシャルワーカーの市町村配置も３年目となり、学校等への周知も進んできた。そのためスクールソーシャルワーカーへの相談件数も増加している。

※スクールソーシャルワーカー相談件数（延べ件数）R元年度：３，００８件（H３０年度：２，６９３件）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成３０年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、急な事案への対応や継続した支援を行うことのできる教育相談体制の整備を図るため、スクールソーシャルワーカーの人材の育成と確保が課題である。

＜課題の原因＞

スクールソーシャルワーカーの相談需要が増加しており、現在の配置状況では対応が困難な事例も見られる。

＜解決に向け実施した取組＞

市町村教育委員会や学校への配置を拡充し、常時スクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整備するため、社会福祉士会・精神保健福祉士会と連携した人材の育成と確保に努めた。

※令和元年度は２０市町村教育委員会に配置を拡充した。（平成３０年度は１６市町村教育委員会に配置）

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

○スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するため、教職員への理解促進に向けた働きかけが課題である。

○スクールソーシャルワーカーの職務及び勤務形態が特殊であるため、同じスクールソーシャルワーカーから指導・助言を受ける機会が少ない。

＜課題の原因＞

○児童生徒が置かれている環境が複雑化・多様化しており、家庭環境を支援するスクールソーシャルワーカーの役割は益々大きくなっている。チーム学校として、学校等との連携の在り方について協議することが必要である。

○スクールソーシャルワーカーは職務遂行に当たって高度な専門性が求められるため、スーパーバイザーによる研修会の実施や職能団体との連携により人材の確保に努める必要がある。

＜解決に向けた取組＞

○連絡協議会や生徒指導の研修会において、スクールソーシャルワーカーの職務内容や対応した事例を発表することで、教職員やスクールカウンセラー等との協働や関係機関との連携について情報を共有するとともに、支援体制を構築する。

○スクールソーシャルワーカー協会が月１回行っている研修会を県教育委員会が支援するとともに、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言や資質向上を支援する体制を整備する。

香川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においては、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、ＳＳＷを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

県立学校においては、スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要がある、スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校については、市町・学校組合立教育委員会（以下「市町」と言う。）がＳＳＷを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するＳＳＷを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するＳＳＷへのスーパービジョンや教職員へのコンサルテーションを行っている。

県立学校に対しては、各学校からのＳＳＷ派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校で１つのグループをつくる拠点校方式を採用している。これらを１４グループづくり、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校…９名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
（社会福祉学科等の大学教授２名、社会福祉士４名、精神保健福祉士５名、重複あり）
- 県教育センター…社会福祉士（精神保健福祉士）１名、元児童相談所職員（臨床心理士）１名を配置し、各学校やＳＳＷの要請に応じて派遣。社会福祉学科等の大学教授２名を、県ＳＳＷとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するＳＳＷ…１４市町４２人

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

毎年度、ＳＳＷ活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中学校長会等で周知している。県立学校については、ＳＳＷの効果的な活用等についての内容のＳＳＷ活用ガイドラインを策定し、第１回教育相談連絡協議会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年２回、県立学校の教頭、教育相談担当教諭、ＳＣ、ＳＳＷが出席して連絡協議会を実施したり、各学校において、教育相談の現職教育研修会を設定したりしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ①公立小・中学校に派遣するＳＳＷと、市町が雇用するＳＳＷ
- ②市町が雇用するＳＳＷと、公立小・中学校に派遣するＳＣ、教育相談担当者
- ③県立学校のスーパーバイザー（以下「ＳＶ」という。）、ＳＳＷ、ＳＣ、県立学校の教頭、教育相談担当者
- ④県立学校ＳＳＷ

（2）研修回数（頻度）

- ① 年９回 ②年２回 ③ 年２回 ④ 年２回

（3）研修内容

① S S W等月例研修会

関係機関からの講話、事例検討、児童養護施設見学、情報交換、SST との合同研修 等

② 「チーム学校」連絡協議会

◇第1回「チーム学校」連絡協議会

・説明「香川県の現状と課題」

- ・話題提起「心の通う対人関係を構築できる子どもを育成するために」
- ・グループ協議「新たな不登校を生まないための組織的対応について」

◇第2回「チーム学校」連絡協議会

- ・説明「香川県のネット・ゲーム依存の現状」
- ・講演「ネット・ゲーム依存専門外来を受診する子どもたち」
- ・グループ協議「学校におけるネット・ゲーム依存への対応について」

③ 第1回教育相談連絡協議会

- ・情報提供 ・社会福祉法人 かがわ総合リハビリテーション事業団
地域生活支援部 成人支援施設より
- ・障害者就業・生活支援センター 主任就業支援ワーカー より
- ・社会福祉法人 かがわ総合リハビリテーション事業団
香川県発達障害者支援センター 社会福祉士 より
- ・講演「学校現場で求められるチームアプローチ
ー教職員の効果的な連係と協働に向けてー」

第2回教育相談連絡協議会

- ・研究発表「 高校生を対象とした睡眠に関する保健教育
ー 教材作成と教育的効果の検証 ー 」
高松地区高等学校養護教諭研究会共同研究
- ・講演 「 ネット依存・ゲーム障害について 」

④ S S W 研修会 「学校アセスメントについて」

(4) 特に効果のあった研修内容

- 事例検討
- S S W、S C及び教育相談担当教員等における、校内支援あり方についての研究協議
- 不登校の未然防止に向けたチーム対応の在り方について研修・協議を行い、S S Wとしての役割を確認
- 実地研修、関係機関との協議
- 記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワークショップ
- S S W、S C及び教育相談担当教員等における、校内支援あり方についての研究協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置 (☒ 有 ・ 無)

○活用方法

- ・県教委が委嘱するS S WをS Vとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣
- ・県立学校においては、学校からの要請に応じて派遣

(6) 課題

- 事例検討等の研修を行い、各教育委員会・学校においてより効果的なS S W活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するS S Wの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。また、経験年数の浅いS S Wも増加しており、各種団体と連携したS S Wの育成・確保と、S S Wの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。
- 研修に参加するSSWが固定化されており、SSW全体の資質向上に向けた取組みを検討する必要がある。
- 勤務形態、勤務日の違いにより、学校、S S W、S C間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】SSWと福祉窓口が連携して対応に当たった活用事例（①貧困対策、④不登校）

＜SSWの配置形態：拠点校型＞

父親との二人暮らしの男子中学生（2年）。本人については、小学生のころから友達との人間関係においてトラブルが多々あったため、対人関係への介入等を含めてSSWが小学生時代から関わりをもっていた。中学校に入った頃から欠席が増えてきたため、家庭環境等への介入の必要性も感じられたため、SSWが定期的に家庭訪問を行っていた。その中で、父親が仕事を転々としており、金銭管理等も十分にできていない状況であることが分かった。そこで、SSWが市の福祉担当と連携を図り、父親と福祉窓口の家庭児童相談員とつないでいった。現在、父親については、福祉窓口の家庭児童相談員が主に対応に当たっている。生徒本人については、SSWが養護教諭、スクールカウンセラーとも連携しながら対応を継続している。また、生徒の進路に向けて、SSWが父親に対して、進学に関する社会福祉制度について説明するなど、進路に関しても前向きな状況が生まれている。今後は、父親の生活の安定に向けたサポートも含めて、生徒が自分の思いを話したり不安を相談できたりできる場を提供できるよう支援を継続する予定である。

【事例2】家庭環境に問題を抱えた生徒の活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

夏ごろから不登校になった生徒について、SCに本人の成育歴やこれまでの学校での様子を伝えたと、ただちにSSWに相談すること提案された。SSWと本人の面談は1回だったが、教員が市役所や児童相談所にも相談すると、市役所の職員はすぐにケース会を開き、家庭訪問も行った。また、児童相談所職員も家庭訪問し、出来る支援を提案いただき、市役所とも情報共有を行った。このように外部の専門機関等に相談することで、学校の力の及ばない様々なサポートが得られることがわかったことや、SC、SSWに相談することで、どこに相談すべきか分かり、早期解決への手がかりとなった。

【事例3】地域での連携を目指した活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

母子家庭で生活保護を受給しながら生活していた生徒で、保護者による虐待を受けてきた。生活は困窮しており、自己肯定感が低く、クラス内での人間関係を上手に構築することができない状況である。妹、弟も不登校気味で、家庭状況に関して、小・中・高の関係教員とSSWの先生、および福祉関係者で定期的にケース会を設け、今後の対策について検討したり、SSWと教育相談担当で家庭訪問を行っている。また、SCにも相談・カウンセリングを通して本人の思いに寄り添い、助言をいただいている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSWの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどとの報告を受けている。
- SSW等月例研修会の内容が、SSWの基礎形成や実践に有効なものとなった。
- 具体的に活動ができていると思う内容への回答は、以下のとおりである。

（参加者 31 名 研修会アンケートより）

- ・クライアントへの個別的支援（93.9%）
- ・クライアントへのアセスメント（75.8%）
- ・関係機関へと学校との連絡調整（72.7%）
- 県立高校においては、昨年度と比べ、不登校生徒数は増加したが、指導の結果、登校する又はできるようになった生徒の割合は33.1%とわずかながら改善している。指導中の生徒のうち、「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒数」は57人で、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」と「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒」を合わせた不登校生徒数の割合は54.4%（昨年度51.5%）と多少の改善が見られた。

内 容		平成 30 年度	令和元年度
不登校生徒数（a）＝（b）＋（c）		233 人	252 人
指導の結果登校する又はできるようになった生徒（b）		70 人	80 人
指導中の生徒（c）		147 人	172 人
	うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒	50 人	57 人

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・教育相談体制の充実
- ・市町における S S W を活用したさらなる指導体制の充実
- ・ガイドラインを活用することで、S C、S S W 及び学校がお互いの役割についてより理解を深め、効率よく連携が図れるよう、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。

<課題の原因>

- ・S S W 同士の活動に対する認知度が低い
- ・市町における S S W を活用した指導体制の不十分さ
- ・教育相談担当コーディネーターや学校の S S W に対する理解度
- ・学校の希望する派遣時間を確保できておらず、時間が限られており、S C と S S W が連携できる時間が持ちにくい。

<解決に向け実施した取組>

- ・ガイドラインの活用
- ・S S W 同士の情報交換の確保
- ・各種団体と連携した S S W の育成・確保
- ・チーム学校連絡協議会におけるグループ協議
- ・県予算を確保するよう努めるとともに、限られた派遣時間を効果的に活用できるよう、各校より参考となる事例をいただき、共有している。
- ・S C と S S W 及び教員が互いの情報を共有できるよう、連絡協議会を開催し、連携を進める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・S S W の資質向上
- ・市町教育委員会や各学校と S S W の活動の連携体制

<課題の原因>

- ・S V の派遣や若年の S S W の資質向上の不十分さ
- ・各校種の S S W 情報交換の不足。

<解決に向けた取組>

- ・実地研修や助言者を招いての事例検討
- ・S V の派遣や研修会の開催による若年の S S W の資質向上
- ・経験年数別でのグループ討議等の研修内容の工夫
- ・S V による各市町教育委員会等へのアプローチ
- ・S S W 研修会において、各校種の連携体制充実に向けた取組。

愛媛県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係福祉機関との連携をとり、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援、いじめ、暴力行為、非行等の未然防止、児童虐待への対応をはかる。

（2）配置・採用計画上の工夫

実施主体である市町教育委員会が、各地域の実態に応じて配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 19市町が29名のスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷという。）を配置した。また、県教育委員会が3名のスーパーバイザー（以下ＳＶという。）を配置し、要請に応じて市町に派遣する体制をとった。

イ 資格 市町教育委員会が、教育や福祉の分野において活動経験のある者から任用した。（退職教員17名、社会福祉士かつ精神保健福祉士2名、社会福祉士2名、その他（元福祉施設職員等）8名）（参考）ＳＶ：大学教授1名、社会福祉士1名、精神保健福祉士1名

ウ 勤務形態 29名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型14名、派遣型9名、巡回型4名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する指針は策定していないが、本事業の実施要領に示しているＳＳＷの職務内容等を基に市町教育委員会が事業実施計画書を策定し各学校に周知している。また、県教育委員会主催の生徒指導主事研修会においても、ＳＳＷ及びＳＶの活用に関する指導、助言を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ＳＳＷが、教職員に対し、学校だけでは解決困難な事例についてどのように地域社会や関係諸機関とつながって解決していくかという視点の助言を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県内ＳＳＷ29名

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年1回）

（3）研修内容

ＳＶによる講義や各ＳＳＷの活動事例に基づくグループ協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

ＳＶによる講義及び情報交換により、課題解決のための「チームとしての学校」の必要性について共通理解を図ることができた。また、各ＳＳＷの活動事例に基づくグループ協議では、他のＳＳＷやＳＶから様々な対処方法を学び、各自が抱える困難な事例に関する知見を得ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有）

○活用方法

県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、ＳＳＷの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制をとった。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

（6）課題

ＳＳＷ個人の経験や活動スキル、各市町で異なるＳＳＷの配置方法等の違いによらず、全てのＳＳＷの更なる活用、スキルアップ、活動内容の充実に向けたＳＶによる支援の在り方を検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校傾向にある児童本人及び家族支援の活用事例（①貧困対策、④不登校）＜拠点校型＞

兄弟である児童2名は、両親の離婚後、母親の出身地に転校してきた。母親は、パート勤務で収入は不安定。また、近所に親しい親戚や友人もなく、精神的に孤立。兄弟はゲームに没頭して昼夜逆転の生活を送り、ほとんど登校できていない。

S S Wが中心となり、学校、子育て支援課、保健師、主任児童委員、ハートなんでも相談員等によるケース会議を2か月に1回開催し、情報交換及び話し合いを行う。母親の精神状態と収入の安定が問題解決の糸口と捉え、母親は、定期的に学校に立ち寄って相談員と相談を行い、子育て支援課からは、定期的な訪問と生活支援等の指導・助言を行っている。学校は、児童への登校刺激を兼ねた家庭訪問を継続して行っている。母親は以前に比べ、精神的に安定しつつある。

【事例2】不登校傾向にある生徒本人及び家族支援の活用事例（②児童虐待、④不登校）＜拠点校型＞

幼少期から虐待案件で児童相談所、子育て相談室と連携していた家庭である。生徒が中学校入学直前に両親が離婚。入学後1か月は登校したが、その後は、休日の部活動に参加することがある程度で、昼夜逆転の生活、ゲーム依存症等が重なり、登校できていない。

S S Wは、生徒が小学生の時から母親と関わっており、離婚後の生活の心配や各種手続きの相談など、家庭訪問を続けて対応してきた。離婚による家庭環境の大きな変化により、生徒本人の精神的動揺も大きいと思われたので、病院受診を勧め、月1回の受診にはS S Wが同行している。

児童相談所、子育て相談室、民生児童委員等、各関係機関との情報交換を行い、学校と連携して適材の学習プリントを生徒に提供するなど、教育効果を上げつつある。生徒と母親に寄り添った支援により、信頼が得られるようになっている。

【事例3】

※ 「⑧性的な被害」、「⑨ヤングケアラー」についての該当事例なし。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度に29名のS S Wが継続支援した件数は682件で、前年より135件の増である。そのうち、不登校に関するものが363件、発達障害等に関するものが89件、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動に関するものが73件、家庭環境に関するものが58件である。また、「問題が解決した」、「支援中であるが好転した」件が、合わせて225件（33.0%、前年比－0.3%）であり、継続支援した件数が増加したにも関わらず、前年度と同様の解決・好転率を保持している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

S S Wが継続支援を行った件数のうち、不登校に関するものは前年より増となっている。また、S S Wの活用状況は、学校によって差がある。

＜課題の原因＞

近年、不登校の要因が複合的であるケースが増え、学校内の範囲で不登校を解決することが困難となっている。また、S S Wの活用の有用性等について、各学校の理解の不足が一部あるものと思われる。

＜解決に向け実施した取組＞

S S Wと学校、関係機関等との連携を強化し、不登校の個別の状況に応じた支援を行った。また、S S Wの活用の有用性や効果的な連携の在り方について、生徒指導主事研修会等において周知を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

S S Wへの要請が増え、活用頻度が高まっている中で、S S Wの勤務形態や勤務の日時等により、個別の案件に十分に関わることが難しい面が見え始めている。

＜課題の原因＞

複数の案件を抱えている中で、各案件について、S S Wによる学校、関係機関等との情報共有及びコンサルテーションの不足が生じているのではないかとと思われる。

＜解決に向けた取組＞

複数の案件を解決に向けて同時進行させていく上で必要な個別の支援活動の計画と、学校側からなるべく早い段階におけるS S Wへの相談及び情報提供が必要であると考え。

高知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒指導上の諸課題の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働き掛け、課題を抱える児童生徒及びその保護者に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会（以下「地教委」とする）からスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」とする）の配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」とする）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にＳＳＷを配置している。また、県立学校には県教委が直接ＳＳＷを配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

35市町村と24県立学校に延べ79人（実人数は56人）のＳＳＷを配置している。所有資格は教員免許（26人）が最も多く、社会福祉士（13人）、心理に関する資格（11人）、その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格（9人）、精神保健福祉士（4名）、その他社会福祉に関する資格（1名）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型27人（34.2%）、単独校型26人（32.9%）、巡回型15人（19.0%）、拠点校型10人（12.7%）となっている。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「活動方針等に関する指針（ガイドライン）」の策定に取りかかり、令和2年度の完成を目指している。なお、ＳＳＷ市町村委託要項及び県立学校派遣要綱には事業の趣旨等を明示しており、初任者研修会や連絡協議会において適宜周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度当初の事業説明会や教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会等を通じて、ＳＳＷの職務等について教職員の理解を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ①初任者研修会・・・ＳＳＷ初任者
- ②連絡協議会・・・ＳＳＷ、市町村・学校担当者
- ③教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会・・・ＳＳＷ、ＳＣ、市町村・学校担当者

（2）研修回数（頻度）

- ①初任者研修会2回（5月、10月）
- ②連絡協議会1回（6月）
- ③教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会8月
（令和元年度より、県内6地区中2地区を対象として実施し、3年間で一巡するように開催する）

（3）研修内容

- ①スクールソーシャルワークに関する知識や技能等についての理解を深め、チーフＳＳＷ（ＳＳＷに指導・助言を行うリーダー的ＳＳＷ）の実践発表による協議等を通して、活動の活性化を図る。
- ②公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報を提供し、ＳＳＷが支援するケースの解決や好転を促進する。
- ③事例検討や研究協議により支援の質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の相談体制の構築に資する。

（4）特に効果のあった研修内容

教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会では、不登校事例について、まず職種（ＳＳＷ、ＳＣ、教員・地教委）別にアセスメントし、スーパーバイザーの助言のもと支援の手立てを協議した。その後、学校に見立てたチームに分かれて模擬校内支援会を行い、事例に対する支援策について協議を深めた。職種によって視点が異なり、それぞれの見立てやアプローチの仕方等を共有しながら役割分担し、不登校支援について協議した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（**有**・無）

スーパーバイザー（以下「ＳＶ」とする）を4人、チーフＳＳＷを9人配置している。

○活用方法

スーパーバイザー等設置要綱を定め、ＳＶは上記の研修会等において指導・助言を行うほか、ＳＶやチーフＳＳＷが市町村及び県立学校に年間1～2回（1回あたり2時間）のスーパーバイズを行い、ＳＳＷの専門性を磨くための支援に努めている。

（6）課題

ＳＳＷ初任者をはじめ、ＳＳＷがＳＶやチーフＳＳＷに指導・助言を求めたい時、すぐに実施できるようなスーパービジョンの体制づくりが必要である。また、ＳＳＷ同士がつながって気軽に相談できるようなネットワークづくりや自主研修が持てる機会や場所の検討も進めていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済観念が貧弱で、養育力が乏しい家庭のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

中学生Aは、ゲームに没頭し、家計を圧迫するほどお金を費やしている。また、昼夜逆転の生活が続いており、不登校状態である。父母ともに就労はしているものの常に家計は厳しい状態にあり、これまでも、学校や市の福祉部局、社会福祉協議会等が関わり、金銭管理を含めた生活面の支援をしてきた経緯がある。さらに、同級生の中学生BはAの家に入り浸り、ゲームに没頭して自宅に帰らず、Aと同様に不登校の状態である。

学校から支援の要請を受け、S S Wや関係機関等は役割分担をして支援を行った。

- ・Aのゲームに係る費用を軽減するために、ねっと環境や契約プランの見直しについて市の福祉部局が支援を行った。
- ・S S W、市補導教員、学級担任が連携して毎日家庭訪問をし、AとBへ登校を促した。あきらめかけていた進学についても「やればできる。まだまだ間に合うよ。」と励まし、細やかな声がけも行った。
- ・進路指導については学校とS S Wが連携して、A、Bそれぞれに合った高等学校の情報を提供し、学校見学への同行支援を行い、進学への見通しが持てるようにした。

これらの支援を通して、Aの家庭の家計も少しずつ改善され、AとBはしだいに登校できる日が増えた。進学の意欲も高まり、高等学校への進学もできた。

【事例2】虐待問題のための活用事例（②児童虐待、⑦その他）＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

Cは遅刻が多く、身なりの不衛生さが気になる児童である。コミュニケーションが上手に取れず、友人とのトラブルも多い。父は仕事の関係で家を空けることが多く、母は生活上の支援を要しており、家事等はCが担っている。ある日、Cに痣があることを担任が発見し、「父から叩かれた」と聞いた。

学校から関係機関に相談があり、S S Wや関係機関等が役割分担をして支援を行った。

- ・父の虐待に対する認識について、子ども家庭支援センターと学校管理職が対応した。
- ・母へのヘルパーの定着及びCの医療へのつなぎとヘルパーの導入には障害者相談センターと母の介護ヘルパーが対応した。
- ・学校内では、担任の見守りと定期的なS C面談を行った。
- ・S S WはCと母の医療機関受診への同行及びその後、病院ソーシャルワーカー、医師、言語聴覚士との情報共有、障害者相談センターとの情報共有及び家庭訪問を行った。

関係機関等が連携し、家庭に関わる人が増えたことによって、同じ見立てのもとに支援ができるようになった。医療にもつながり、Cの発達障害に関する見立てができ、朝のヘルパーの導入もあり遅刻がなくなった。言語聴覚療法にも通うようになり、Cの安心する場所と気持ちを聞いてくれる人が増えた。定期的に家庭訪問をし、家族の気持ちを聞く機会も増えた。

一方、父に対して関係機関の介入によって体罰の抑止力にはなったが、体罰についての認識や理解はまだ不十分である。また、Cと母がヘルパーの訪問を断る日が多く、不安要素は残る。

【事例3】該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

県内の全市町村にS S Wを配置し、全中学校区の小学校、中学校の児童生徒に対応できる支援体制をとっている。令和元年度の活動記録では、「支援対象児童生徒数」について前年度比 11.8%増（3,829人→4,282人）、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況（以下、「支援件数」とする）」について前年度比 16.9%増（4,961件→5,801件）となり、S S Wが対応し支援する児童生徒及びケースは年々増加している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

S S Wの配置拡充により支援対象児童生徒数及び支援件数は増え続けているが、問題が解決した割合及び好転した割合が下がってきている。

＜課題の原因＞

児童生徒の抱える課題がより複雑になり、一人の児童生徒に対応し支援する時間が増えていると思われることから、S S Wのより高い専門性が求められる。

＜解決に向け実施した取組＞

連絡協議会では、他県のチーフS S Wとして支援活動を行っている講師を招き、実際の活動状況や社会資源を活用した協働について講演会を行い研修した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

S S WがS Vより指導・助言を受ける機会や研修の機会、S S W同士が相談できる機会が少ない。

＜課題の原因＞

スーパービジョンの開始の時期が遅い。困ったときに、すぐに相談できる体制がない。

＜解決に向けた取組＞

スーパービジョン・研修体制の整備、S S Wのネットワークづくりを進め、S S Wが自己研鑽できる機会と場所をつくる。

福岡県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るＳＳＷを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸課題の解決に資する。

（２）配置・採用計画上の工夫

推進市町村を指定し、９小学校または中学校を拠点校として配置。ＳＳＷの他に生徒指導支援スタッフを９小学校または中学校に、ＳＣを３中学校に配置。６教育事務所管内にそれぞれＳＳＷＳＶを配置。

（３）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数：合計１５名（うち、６名はＳＶ）

イ 資格：「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等

ウ 勤務形態：年間３５週。ＳＳＷは週８～１２時間の勤務。ＳＶは週４時間の勤務

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

年度初めのＳＳＷ運営協議会にて前年度の課題に対する改善策を示し、重点的推進事項を確認する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「ＳＳＷの活用についてＱ＆Ａ」を用いて、ＳＳＷについての理解を促進する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷＳＶ、ＳＳＷ、配置市町村教育委員会担当者（当番市町村）、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望ＳＳＷ（市町村費負担）等。

（２）研修回数（頻度）

ア 全体研修（年１回）

イ ブロック別ＳＳＷ連絡会議（毎月１回、県内６地区を２ブロックに分けて実施）

ウ ＳＳＷ研修会

（３）研修内容

ア 全体研修

県教委説明（実績と重点的推進事項）、ＳＳＷ実践発表（活用の実際）、ブロック別の意見交流。

イ ブロック別連絡会議

ＳＶによる事例検討を通じた指導助言。

ウ ＳＳＷ研修会

各教育事務所で行うＳＶ活動であり、ＳＳＷへの指導助言とＳＳＷ活用に関する理解の促進。

（４）特に効果のあった研修内容

事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点を反映させた上で、ＳＶが方策を精選する。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア ＳＶの設置有無

有（県内６教育事務所管轄区域内学校に各１名、合計６名配置）。

イ 活用方法

ＳＳＷへの指導助言。研修会等での活用や配置外の市町村でのＳＳＷ活用に関する理解の促進。

（６）課題

ア ブロック別ＳＳＷ連絡会議への参加者減少にともなう事例内容及び交流形態の工夫。

イ 未配置を含む市町村へのＳＳＷ活用に関する理解の促進。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭支援のための活用事例（①貧困対策）＜拠点校型＞

（１）対応ケースの概要

- ・生活保護受給中で、母親の養育能力が低く、子どもたちの登校に関して対応が困難な状況。
- ・本児は遅刻せずに登校したいとの思いがあるものの、姉妹ともに遅刻が多い。

（２）取組経過

《学校の取り組み》

- ・本児の登校の妨げになること（持ち物が揃わないなど）に関して、本児が可能なスキルを身につけさせる。

《ＳＳＷの取り組み》

- ・母親との面談を行い、母親の困り感をききながらできることを考える。
- ・学校とのケース会議、関係機関（小学校、福祉課、保護課）を含めたケース会議を開催する。

（３）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・子どもの困り感や母親の困り感をもとに支援方針を考えることができた。
- ・情報共有のためのケース会議を定期的に行っていたため、校内で同じ方向性で支援をすすめることができた。

（４）成果と課題

《成果》

- ・本児の遅刻の頻度が減り、学校生活も意欲的に取り組む姿がみられている。
- ・母親から「遅刻せずに行かせたい」などと意欲的な発言があり、本児の登校に対して母親が責任をもって関わる姿がみられるようになった。

《課題》

- ・保護受給中であり、今後母親に就労指導が入る予定であることから、母親の生活状況が変わっても本児たちの登校状況が変わらないように現在の頑張りを定着させていく必要がある。

【事例２】児童虐待への対応のための活用事例（②児童虐待）＜拠点校型＞

（１）対応ケースの概要

- ・本児より「母と兄から叩かれる」「家に帰りたくない」というＳＣへの訴えがあり、ＳＳＷへ相談が来た。母も兄も叩かれて育ってきたという経緯があり、本児への支援と家庭支援が必要な状態であった。

（２）取組経過

《学校の取り組み》

- ・学校は母親や兄と話をしながら、本児の様子や家庭の状況を確認し、児童相談所やＳＣ・ＳＳＷと情報共有を行い、支援の方向性について検討した。

《ＳＳＷの取り組み》

- ・本児の思いや家庭の状況を確認しながら、児童相談所と連携し、一時保護をきっかけに本児への支援と家庭支援を行った。
- ・本児と面談を行い、児童相談所等の必要な情報を伝え、関係機関との繋ぎを行った。また小学校へ連絡し、弟の状況についても確認した。

（３）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・本児に必要な情報を提供し、選択肢を増やすことで、本児自身が見通しを持って考えることができ、支援に繋がった。
- ・学校とＳＣ・ＳＳＷが情報共有することで、本児や家庭への対応を統一することができ、本児がＳＯＳを出したら、すぐに対応することができた。

（４）成果と課題

《成果》

- ・ＳＯＳを出ししやすい環境を整えることができ、本児にとっての選択肢が増えた。また児童相談所と連携することで、今まで介入が難しかった家庭と繋がることができ、母が学校へ相談することができるようになった。

《課題》

- ・新年度になっても継続して対応ができるように、校内での引き継ぎを行うことや本児や家庭に対して、学校での相談や支援体制を伝え、引き続き安心して相談できるように伝えていくことである。

【事例３】ヤングケアラーを支援する活用事例（⑨ヤングケアラー）＜拠点校型＞

（１）対応ケースの概要

- ・現在、不登校。母の体調や就労状態も悪化し、本人を取り巻く生活環境が一変した。頑なに学校に対して否定的な思いをもつ本人と、同じく激しい不満や怒りを向けてくる保護者に、教職員も関係機関も疲弊している。

（２）取組経過

《学校の取り組み》

- ・本人、母を含めて校内ケース会議を実施。（校長、学年主任、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ＳＳＷ）本人と母の思いを聞きながら、支援の方向性や具体的な対応を一緒に協議した。

《ＳＳＷの取り組み》

- ・本人と母との面談を個別に繰り返し実施することで信頼関係を構築し、それぞれの思いやニーズを引き出した。
- ・面談での情報を福祉的な視点で分析し、支援の内容や役割分担を学校に提案した。
- ・関係機関（病院、適応指導教室、福祉課、就労支援、住宅サービスなど）へ学校との連携を依頼し、本家庭への支援体制づくりを行った。

（３）効果的だったと思われる支援のポイント

- ・母子分離を図り、本人と母それぞれに個別面談を繰り返すことによって、課題やニーズを細かく引き出し、今後の支援の展開に結び付いた。
- ・ストレングス視点を大切に、本人や母の強みを活かすことで、孤立した家庭が社会生活の場へ戻ることができた。

（４）成果と課題

《成果》

- ・本人は週１回別室登校ができるようになった。母は次年度の登校方法や受験を考えるようになり、学校や子どもの教育に対して、前向きな姿勢が見られるようになってきた。

《課題》

- ・進級するにあたり、教員の異動やクラス替え等、本人と母を取り巻く環境がまた一変する。今までの支援を効果的に続行する為には、新たな支援方法の確立や体制作りが必要となってくる。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 配置校におけるＳＳＷの支援状況（令和元年度）

（ア）家庭環境の問題についての支援状況：93件（解決1.1%、好転20.4%、支援中77.4%、その他1.1%）

（イ）不登校についての支援状況：69件（解決2.9%、好転26.1%、支援中69.6%、その他1.4%）

（ウ）貧困の問題：22件（解決9.1%、好転27.3%、支援中59.1%、その他4.5%）

※ＳＳＷが事案に介入することで、関係機関との連携がスムーズになり、問題の解決、好転につながった。

イ 連携した関係機関等（令和元年度）

（ア）児童家庭福祉の関係機関79件

（イ）保健・医療の関係機関28件

（ウ）教育支援センター等の学校外の教育機関17件

※ＳＳＷが学校と福祉や医療などの関係機関との連携を促進することで、支援する児童生徒の共通理解が図られることになり、校内教育相談体制の活性化につなげることができた。また、教育支援センター等の学校外の教育機関につなげることで、支援する児童生徒の教育機会の確保につながった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

ア 学校とＳＳＷとの連携の充実

イ ＳＳＷが機能するマネジメントの推進

ウ ＳＳＷＳＶ機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取り組みの充実

＜課題の原因＞

ア 教職員がＳＳＷの業務内容を十分に理解できていない。また、小中学校が連携して継続した支援体制が確立していない。

イ ＳＳＷが機能するための校内生徒指導体制の整備が必要であり、合わせて家庭や地域の協力を得るために教育委員会による支援体制の整備が必要である。

ウ ＳＳＷの研修機会を確保する必要がある、ＳＳＷＳＶによる指導により資質向上を図る必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

ア 教職員がＳＳＷ活用について共通理解するための職員研修の実施

イ 校種間の接続を意識した継続的な支援体制づくり

ウ 学校の組織的な生徒指導体制の整備及び関係機関との連携

エ 家庭・地域への情報発信

オ 教育委員会による学校及びＳＳＷへの支援体制の整備

カ ＳＳＷへのＳＳＷＳＶ活動の充実

キ ＳＳＷＳＶを招聘した研修会等の開催促進

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

ア 学校とＳＳＷとの連携の充実

イ ＳＳＷが機能するマネジメントの推進

ウ ＳＳＷＳＶ機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取り組みの充実

＜課題の原因＞

ア ＳＳＷ活用の仕方をもっと周知し、実践の見取りを行ってフィードバックするスパンを決めて実施していく必要がある。

イ 小学校に支援を必要とする児童が増えてきている状況がある。さらに校区外の小中学校からも要請があり、ＳＳＷの時間確保、日程調整が難しくなっている。

ウ 今後もＳＳＷが他機関とのつながりを保持しながら諸会議等を開催し、連携を強め、情報を共有して児童・家庭への支援を進めていく必要がある。

＜解決に向けた取組＞

ア 教職員がＳＳＷ活用について共通理解するための職員研修の実施

※学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働Ｑ＆Ａの活用

イ 校種間の接続を意識した継続的な支援体制づくり

ウ 学校の組織的な生徒指導体制の整備及び関係機関との連携

エ 家庭・地域への情報発信

オ 教育委員会による学校及びＳＳＷへの支援体制の整備

カ ＳＳＷへのＳＳＷＳＶ活動の充実

キ ＳＳＷＳＶを招聘した研修会等の開催促進

佐賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）を配置し、教育相談体制の充実・強化を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内20市町全ての教育委員会が、関係教育事務所を通じ、SSWの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間320時間を上限とし、学校からの申請を受けて、2教育事務所と1支所に配置したSSWの中から「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」の資格を有する者を派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数…19名

② 資格…有資格者（社会福祉士又は精神保健福祉士）15名、教員免許状等取得者4名

③ 勤務形態…1日8時間以内を基本の勤務形態とした時間給非常勤とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

SSWの活用のねらい、SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とSSWの活用について、SSWの具体的な活用事例等を主な内容とした「SSW活用ガイドライン」（平成30年度作成）を、市町教育委員会、教育事務所及び各学校に配布し、周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

公立学校校長会及び県高等学校教育相談研修会において、SSWの活用について周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年間2回

（3）研修内容

○ 講義（九州ルーテル学院大学 岩永 靖氏「SSWの活動体制と組織づくり」）

○ グループ協議

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を用いてのグループ協議（プランニングのやり方と様々な視点による意見交換）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：担当地区SSWへの指導助言及び相談。

年間5回SV会議を開催し、SSWの専門性向上に関する研修等の企画・調整を行う。

（6）課題

SSWは、児童生徒の多様な問題に適切に対応するために資質の向上が求められていることから、具体的事例による実践的研修を増やすことや、関係機関からの専門的意見を取り入れる研修等を計画的に行う必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校及び家庭支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型＞

子ども3人の母子家庭の長男について、SSWが相談を受けた。本人は、自室でゲームとインターネットを見て過ごし、中学1年後半より不登校傾向となり、中学3年次はほぼ登校できていなかった。母親はダブルワークしており、連絡がつきにくい状態であったが、SSWが母親と面談することができ、家庭の経済状態やネグレクト傾向を把握した。SSWが、母親を、市の子ども課や福祉課、総合支援センターに繋いだことにより、経済面の不安が緩和され、母親が子供に関心が向くようになったことで、本人の修学意欲がわき、高校へ進学した。

【事例2】友人間トラブルのための活用事例（⑦その他・発達障害等に関する問題）＜拠点校型＞

SSWが、当該児童の友人家庭から学校の方へトラブルの相談が相次いでいたため、当該児童の保護者と面談した。SSWは、当該児童が共働きの両親不在の放課後に、友人たちを家に招き入れてトラブルを起こしていたことや、多動傾向のある当該児童の育児に保護者が困惑しているという状況を把握した。当該児童を病院に繋いだところ、ADHDと診断され、服薬が開始された。また、当該児童の放課後等デイサービス利用や保護者の育児相談の利用を提案し、市の福祉課や子ども課へ繋いだ。その後、課後等デイサービスの利用や家庭児童相談員からのアドバイスにより、当該児童の生活は落ち着いた。

【事例3】非行及び家庭支援のための活用事例（⑥非行・不良行為 ⑨ヤングケアラー）〈拠点校型〉

SSWが、万引き等非行不良行為を起こした当該児童の面談を行うと、保護者の精神状態が非常に悪いために、当該児童が家事や保護者の身の回りの世話を日常的に行っているという家庭状況が分かった。SSWは家庭訪問を複数回行い、保護者との関係性を深めながら、家庭の現状を把握した。要保護児童対策地域協議会にて当事案の情報共有を行い、行政の福祉部門と連携し、保護者に医療機関を紹介して保護者の治療に繋げた。また、家庭に対し、福祉サービスの導入へ繋げるために、定期的に家庭訪問と当該児童への面談を行い、随時その家庭の状況や当該児童の状態について、関係機関と情報を共有した。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位：件

	不登校支援		家庭環境支援		発達障害等に関する問題支援	
	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）
29年度	432	200（46％）	305	146（48％）	261	150（57％）
30年度	581	269（46％）	301	158（53％）	311	166（53％）
令元年度	648	287（44％）	413	153（37％）	350	157（45％）

※総支援数は1,906件で、前年度（1,539件）と比較し、大きく増加している。不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など、児童生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にSSWによる支援は不可欠で、その重要性は年々増している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの効果的な配置を、より一層検討していかなければならない。
- ・SSWの活動を適正に評価し、指導する体制を構築していく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・SSW資格（社会福祉士・精神保健福祉士国家資格）のないSSWの居住地が西部地区に多いため、県西部地区にはSSW資格のないSSWを複数名配置している市町が2市町あった。
- ・SSWの活動評価については、SSWの自己評価及び市町の担当者からの評価票で行っていたが、市町の担当者によって評価の基準が曖昧であったため、正確な評価を図ることが出来なかった。また、SVが行うスーパーバイズの時間が少なく、各SSWへの指導が行き届かなかった。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・一つの市町に、SSW資格のないSSWが複数配置とにならないように配置した。
- ・市町の担当者からSSWの活動について聞き取りを行い、評価に生かした。また、SVのスーパーバイズ時間を増やし、評価の低いSSW及び新規採用者に指導できる体制を整えた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・複雑化・深刻化する事案へ対応するため、SSWの更なる資質能力の向上を図らなければならない。
- ・SSWの活用について、より一層効果的な活用を図る必要がある。

＜課題の原因＞

- ・SSWの資質・能力に個人差がある。
- ・SSWの専門性や役割、業務について、十分に理解できていない市町及び学校がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・各地区においてSVを講師とした研修会を実施する。
- ・県の連絡会や地域における各種会議等において、県教育委員会作成のSSWガイドラインを活用し、SSWの専門性や役割、業務等、SSWの活用について、一層の周知・理解を図る。

長崎県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

「平成３１年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱(市町教育委員会・県立学校)」より

（２）配置・採用計画上の工夫

- 市町教育委員会 １９市町
- 県立学校（拠点校方式） ２６校 ※近隣校についても派遣申請にて対応。

人口規模に関わらず県内２１市町教育委員会のうち、中核市を除く１９市町に１名配置。県立学校においては校長から配置希望の意向調査を実施し、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動等の状況や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。

また、県立学校では平成３０年度から拠点校方式を導入するとともに、離島部の県立学校や定時制にもＳＳＷを配置する等徐々に拡充している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ３２名
- 勤務形態 年間１１０～７４０時間
- ※ 地域や学校の実情に応じて、配置時間を決定
- 主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

令和元年５月、改訂した「スクールソーシャルワーカー活用の指針」を作成し、各市町教育委員会、各県立学校に配付し、ＳＳＷの職務内容及び効果的な活用の流れ等を周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各種研修会開催時に、チーム学校の一員であるＳＳＷの効果的な活用について説明し、ＳＳＷの理解促進に努めている。

令和元年５月、ＳＳＷ配置校のコーディネーター及び関係市町教育委員会担当者に対して研修会を開催。県教委担当者から「活用の指針」を基にＳＳＷの活用について説明を行うとともに、ＳＳＷスーパーバイザーから、学校とＳＳＷの連携のあり方に関する講義を実施した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ① ＳＳＷ（県、市任用）
- ② ＳＳＷ（県、市任用）、ＳＣ
- ③ ＳＳＷ（県、市任用）

（２）研修回数（頻度）

年３回（５月、８月、２月実施）

（３）研修内容

- ① ＳＳＷ研修会（５月）
 - ・ 講義「ＳＳＷの活動と社会資源について」（ＳＳＷスーパーバイザー）
 - ・ グループ討議「ＳＳＷ実践における課題」
 - ・ グループ討議「よりよいＳＳＷ実践のために」
 - ・ 情報交換
- ② ＳＣ・ＳＳＷ合同研修会（８月）

- ・ 講演「学校内におけるＳＣ・ＳＳＷとの連携について」（中学校長）
 - ・ グループワーク（勤務全般について、ＳＣ・ＳＳＷコーディネーターとの連携について、記録について、外部機関との連携について）
- ③ＳＳＷ活用事業運営協議会（２月）
- ・ 講演「児童相談所の機能・役割について」（児童相談所 相談支援課長）
 - ・ 講演「児童相談所の対応事例について」（児童相談所 相談支援課専門幹）
 - ・ グループ討議「児童虐待事例への対応について」

（４）特に効果のあった研修内容

各配置先においてほとんどのＳＳＷが１人体制であるため、研修会を開催する際は情報交換やグループ討議の時間を設定し、日ごろそれぞれが業務する中で疑問に思っていた点や苦慮していた事項等について、ＳＳＷ間で協議する機会を設けた。その結果、個々で抱えていた問題の解決に至ったほか、ＳＳＷ相互の関係性の構築にも繋がった。

また、ＳＣや児童相談所職員を招聘し、他職種における児童生徒の支援のあり方に関する講義を実施し、各関係機関の専門性を理解することができたとともに、今後の連携強化にも繋がった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）
- 活用方法

各ＳＳＷがスーパーバイザーに電話やメールで相談し、事案対応等について助言を求めることができるようになっており、初任者に対してはスーパーバイザーによる訪問指導を実施している。

（市雇用ＳＳＷの相談も可能）

（６）課題

引き続き、ＳＳＷ同士の情報共有の場や資質向上を図る機会を充実していく必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困対策・児童虐待のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）、②児童虐待、③いじめ、④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

高校生女子。保護者、妹には知的障がいがある。当該生徒の養育は祖母が行っている。一緒に生活している叔父、叔母にあっても障がいがあり、自宅はいわゆる「ゴミ屋敷」状態である。同生徒が中学生時には友人から「異臭がする」という理由でいじめを受け、不登校になった。

高校入学後は欠席がなくなったが、当該生徒は歯磨きの習慣がなく、多数の未処理う歯があったため、常時マスクをしており、また夏季になると異臭がするとのことでクラスの友人から避けられるようになる。

ＳＳＷは、当該生徒本人と月１回の面談を行い、生活環境が及ぼす影響等を伝えて生活環境の改善の必要性和社会性の醸成について助言し、併せて祖母とも適宜面談を実施して歯科治療等経済面での協力について依頼した。

学校内においては、管理職、ＳＣ、ＳＳＷ、コーディネーター（養護教諭）、担任でケース会議を開催し当該生徒の支援方策を検討するとともに、全教職員で情報交換会を実施した。

また、ＳＳＷが市の関係機関にも連絡し、福祉医療等の手続きを支援した結果、歯科医と連携して治療するに至ったほか、知的障害を有する妹の支援機関とも連携して対応するようになった。

結果、当該生徒は学習、部活動に専念できるようになり、成績が伸びるとともに自信が付き、笑顔で学校生活を送れるようになった。将来は自分が家族を養いたいと話している。

【事例２】心身の健康に関する問題のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）、⑦その他（心身の健康・保健に関する問題等））＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

児童心理治療施設に入所中の高校１年生男子生徒。入学前からＳＳＷとともに施設職員と情報共有を行い、学校全体で見守りを実施したが、施設を退所し自宅引き取りになった折から自殺をにおわす発言をする等情緒不安定な行動を起こす。そのため、施設担当者と学校間でケース会議を実施し、母親と当該生徒の支援を相互で分担していくことを約束するとともに、ＳＳＷが母親と面談を行い、生徒の主治医との連携についても了承を得た。

また、ＳＳＷにあっては児童相談所にも連絡を取り、当該生徒の将来に向けた環境整備の必要性について伝

えた結果、学校（ＳＳＷ参加）・施設・医療機関・児童相談所で要対協（ケース会議）が開催され、関係機関それぞれが役割を分担して、でき得る支援を行っていくこととなった。

同生徒にあってはその後母親との関係性悪化から児童相談所で一時保護されたほか、情緒不安定な側面から専門医療機関へ入院することもあったが、ＳＳＷがその都度関係機関との連絡調整役を務め、確実な支援を継続した結果、現在は通信制高校へ転学し、落ち着いた生活を送るに至っている。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

小学６年女児。一人親家庭で、母親はパートで稼働しており、生活保護受給家庭である。

当該児童の遅刻や欠席が増えたため、学校担任から母親へ連絡等行うが、登校状況は改善せず、その後本児と担任が面談を実施した際、本児から「お母さんが夜出かけるから、異父弟（２歳）の面倒をみている。」との話を聞く。

担任が本児に登校を促すため、家庭訪問を行ったが、部屋は散らかり、お弁当の空箱がそのまま置いてあるような状況であった。

そのため、ＳＳＷに相談したところ、ケース会議の開催を助言されたことから、学校（ＳＳＷ参加）、児童相談所、市福祉事務所、異父弟の保育園等とともにケース会議を開催し、当該家庭に対する今後の支援について協議を行った。その後、ＳＳＷ・市福祉事務所担当者とともに学校で母親と面談を実施。母親に対し、本児及び異父弟の登校・登園の必要性や本児に対する年齢相応のお手伝い(洗濯物を取り込む)の内容等について助言指導を行ったほか、一人親家庭の福祉制度の活用についても教示した。

また、関係機関と役割分担して、夜間の在宅確認や本児の愛着形成の支援等も行っており、現在も適切な養育環境づくりに向けて協働で対応しているところである。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ＳＳＷ配置の市町教育委員会、配置県立学校に対して、ＳＳＷの活動について調査を実施したところ、結果は以下のとおり。

	「効果があった」の割合
児童生徒、保護者、教職員等に対する支援・相談	93.6%
関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整	91.3%
学校内における組織体制の構築・支援	87.2%

いずれもＳＳＷが活動することによって、学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に早期介入し、円滑に関係機関と連携することができたことに対する評価である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

ＳＳＷの配置を希望する学校に対し、その要望に沿うことができていない。

＜課題の原因＞

予算及び人材の確保が厳しい状況であったため。

＜解決に向け実施した取組＞

拠点校方式を導入し、効率的なＳＳＷの配置を行った結果、配置学校の増加に繋がった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷの資質向上（特に、新規採用者や経験の浅いＳＳＷに対する人材育成）
- ・ＳＳＷの専門的職務や役割についての教職員の理解促進

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷは多様なニーズに対応することが求められるが、個々で研鑽する機会が乏しいため。
- ・教職員に対するＳＳＷ活用事業の普及啓発が未だ不十分であるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・ＳＳＷに対するスキルアップ研修会やスーパーバイザーによる指導・助言等を通じた人材育成
- ・教職員に対し、各種会議や研修等さまざまな機会を通じて、ＳＳＷの役割や効果的な活用についてさらなる普及啓発

熊本県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、学校、家庭及び関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う。

スクールソーシャルワーカーは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期・中期・長期的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内すべての教育事務所9か所、1市教育委員会と県立高校5校（拠点校）に配置するとともに、知事部局私学担当課も県内私立高校・中学校に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象に支援を実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は、小中学校（義務制）は21人（精神保健福祉士のみ4人、社会福祉士のみ8人、両資格所有9人）、県立は8人（社会福祉士のみ4人、両資格所有4人）、私立は12人（社会福祉士のみ7人、両資格所有5人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、義務制は1教育事務所当たり原則として1日6時間、週1日～5日勤務、県立学校は、1県立高校（拠点校）当たり、原則として1日6時間×週4日、1日5時間×週1日勤務としている。私立学校については、知事部局私学担当課が県社会福祉士会と委託契約を結び、年間241時間を標準の勤務時間としている。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

熊本県教育委員会では、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づき、熊本県スクールソーシャルワーカー設置要項を定め、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として実施要項を作成し、学校に対して職務内容の周知を行っている。

また、令和元年8月に「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する指針」を改訂し、県立学校及び教育事務所、市町村教育委員会、小中学校に配付し、各学校等において職務内容や活用についての理解が一層深まるよう周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーを派遣して校内研修を実施したり、県立学校においては、教育相談コーディネーターに対して県スーパーバイザーからスクールソーシャルワークについての講義や事例研究を通じた演習を行い、スクールソーシャルワークについての理解の促進を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下SV）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村のSSW（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年4回

イ 地域事例研究会・・・各教育事務所 年4回×10教育事務所等

ウ 定期連絡会・・・月1回（県立学校SSW対象）

（３）研修内容

県連絡協議会は、スーパーバイザーによる講義及びグループ別事例研究を実施。

地域事例研究会においては、事例研究及びスーパービジョンを実施した。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる講義（最新の研究結果に基づく学校ソーシャルワークの実践について等）
- ・グループ別事例研究及びスーパービジョン

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…設置済み

○活用方法…県連絡協議会及び地域事例研究会、定期連絡会において、事例研究及びスーパービジョンを実施。

新規任用SSW研修会での講話及び助言を実施。

（６）課題

- ・SSWへの支援要請が増加する中で、SSW個人の研修時間の確保。
- ・SSWへのニーズが高まり、支援申請に対応するための予算や人材の確保。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・生徒Aは、父親と生活している。高校2年の2学期から遅刻が増え始めたため、継続してSC面談を実施したところ、父親の生活上の課題も判明し、さらに、父親が病気による長期入院が必要な状況となり、より困難な状況が生じた。生徒Aは県外の大学進学を希望しているが、家庭のこのような状況から考えると非常に厳しい状況であった。
- ・SSWは、市町村の医療ソーシャルワーカーと連携し、経済的支援策の検討を行った。また、県外の大学進学に向けて、行政の支援制度や奨学金制度の照会を行い、関係職員とのケース会議を定期的に行い、情報共有を図りながら支援策の検討を行った。

【事例２】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・生徒Bは、両親、妹、祖父母と生活している。高校に進学したが、不本意入学であることを理由に保護者と頻繁に口論するようになり、その度に学校を欠席するようになった。夏休み以降、生徒Bの生活が昼夜逆転し、ゲームやパソコンに没頭するようになったため、父親が叱責したところ、自室から出てこなくなり、担任の家庭訪問にも応じず、家族の誰ともコミュニケーションをとらない状態となった。
- ・SSWは定期的に家庭訪問を行い、両親及び祖父母ともそれぞれ面談。本人は面談になかなか応じなかったが、家族に対しても支援の仕方を助言し、家庭で協力して生徒Bの支援を行えるよう支援策の検討を行った。
- ・家族の困り感も強かったため、必要に応じて両親に対するSC面談も行い、SCと連携して生徒Bの支援を行う家庭の支援も行いながら支援にあたった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー、②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・生徒Cは、両親と多数の弟妹と本人で生活しているが、両親ともに定職には就いていない。両親ともに虐待の疑いがあり、中学生の妹は児童相談所に一時保護された経緯もある。生徒Cは体調不良という理由で欠

席することが多く、昨年度も追試・補講を経て進級ができた状況である。保護者は、生徒Cと中学生の妹に家事と多数の弟妹の育児を任せており、生徒Cにはアルバイトもさせて経済的にも依存している状況が見られる。

- ・ 要保護児童対策地域協議会もこれまで対応してきたケースであるため、SSWは要対協と妹や弟たちの小学校（対応する小学校SSWも含めて）及び保育園、並びに子ども福祉課等福祉サービスとも連携を図り、ケース会議を定期的に開催し、支援策の検討を行った。
- ・ 生徒CにはSC面談を実施。SCとSSWが協働し、ケアと支援策の検討を行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

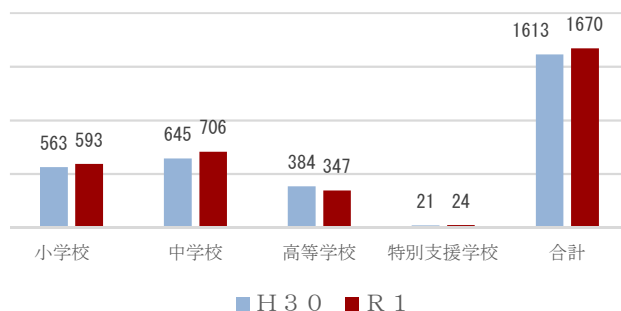
ア SSWの役割や職務内容について、市町村教育委員会、校長会等への啓発が進み、令和元年度は継続して支援した児童生徒数が1,670人となるなど、SSWへの支援要請やニーズが増加している。

イ 教師では対応が難しかった家庭の問題等について、SSWがその専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、心理面等からの的確に助言が行われた。そうした多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになっている。また、SSWを中心としたケース会議が開催され、担任が一人で抱え込まないようにチーム学校として組織での対応が図られた。

ウ 義務制では、教育事務所等にSSWとSC、単県事業として日常的な個別相談等を行う「学校支援アドバイザー」を配置しており、教育事務所長等のリーダーシップのもと、三者が連携しながら、保護者や児童生徒に対して的確なアドバイスや支援を行うことができた。

エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校を始め、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

継続して支援を行った児童生徒数（人）
【熊本市を除く公立小中高等学校】



（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

各学校には様々な課題を抱えた児童生徒がおり、SSWへのニーズは年々高まっている。全ての事案に対してSSWが対応することは難しく、軽微な事案については学校もSSWの手法を用いて対応できるよう、校内研修等においてSSWの職務をより理解し、手法について習得する機会を持つ必要がある。また、急増する学校からの支援要請に対応するため、SSW配置の工夫が求められている。そのため、予算の確保及び人材の確保が課題となっている。更に、複雑化するケースも増加しており、SSW自身も対応に苦慮するケースが多いため、定期的にスーパービジョンが実施できるようなSVとの連携体制の工夫を図るとともに、SV体制が導入されていなかった県立学校においてもSV体制を構築することが喫緊の課題である。

<課題の原因>

- ・ 不登校児童生徒の増加、家庭環境に係る問題の増加
- ・ 校内研修等におけるSSWの職務理解促進が不十分であった。
- ・ 県立学校におけるSV体制の未実施

<解決に向け実施した取組>

- ・ SSWによるスクールソーシャルワーク理解のための校内研修を希望する学校で随時実施。

- ・各県立学校特別支援コーディネーターへの研修
- ・県立学校におけるＳＶ体制の導入

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

各学校からのＳＳＷへの支援申請は依然として増加傾向にあり、複雑化するケースも増加している。そのため、ケース対応に追われ、ＳＳＷ自身による研修時間の確保が難しいため、資質をいかに向上させられるかが重要な課題となっている。また、各学校に対するＳＳＷ支援についての周知は進んできたが、支援申請の時期が遅くなったことにより、問題が長期化するケースが出ることもあった。そこで、学校において気になる児童生徒に対する早期のケース会議を開催し、必要な場合は早い段階でＳＳＷ支援につなげられるよう指導を図る必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ＳＳＷ自身による研修時間の確保ができていない。
- ・ＳＳＷ申請に伴う学校への周知が未徹底となっている。
- ・学校における教育相談体制が確立されていない。

＜解決に向けた取組＞

- ・ＳＳＷの資質向上に向けた県連絡協議会等における研修のさらなる充実
- ・人材の確保
- ・活動時間の拡充に向けた予算の確保
- ・各学校において教育相談体制をさらに充実させるための研修会の実施
- ・ＳＳＷ申請に係る学校への更なる周知

大分県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校におけるチーム体制の構築・支援などの役割を担うSSWを配置することで、児童生徒の問題の改善、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図る事を目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの経験者と未経験者を組合せるなどし、スキルアップを図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：市町村教育委員会34名、県立学校7名

資格：全て社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者

勤務形態：1日6時間 週2日 年間48週

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・配置のねらい、職務内容、関係機関との連携について、学校における活用体制づくり、ケース会議の運営方法等について。
- ・学校へ配布するとともに、ホームページ上に掲載。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の教育相談コーディネーター対象の研修で、スクールソーシャルワーカー活用の在り方を説明。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回（3時間／回）

（3）研修内容

- ・発達障害・虐待・非行・困難を抱えた、児童生徒理解と支援について
- ・生活困窮等の実態について
- ・面接技法、アセスメント及びプログラミングシートの活用について
- ・取組事例発表及び協議

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースに応じた多様な関わり方や他機関との有効な連携の図り方
- ・ケースに応じた面接技法やアセスメント方法などの実際について

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法

（6）課題

- ・児童生徒及び家庭における課題が多様化しており、事例検討の機会や児童生徒理解のスキルアップを図り、それぞれに応じたニーズに対応できるスキルを身につけていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】多子家庭支援のための活用事例（①貧困問題②児童虐待⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学生3人乳幼児4人と母と養父の9人家族。母再婚前に子3人は社会的養護歴あり。近隣から泣き声通告で児童相談所介入。個別支援会議を複数回実施しSSWも参加。養父の飲酒と母の浪費により生活困窮し学校への滞納金も増。SSWが地域の子ども食堂の利用を勧めSSWも一緒に参加し家族支援に介入。SSWはフードドライブで集まった食材を分けてもらうなど食の支援と家事支援に複数の支援者が関わる中で、父母に生活の立て直しを提案。児童からの聞き取りで不眠傾向や感覚過敏など子どもの発達に偏りもあるため、学校生活での合理的配慮を検討するために児童相談所の養育相談担当を紹介。父母は児童相談所に嫌悪感を抱いていたが、SSWが同行して寄り添うことで通所相談するなど態度が変化。半年後、子どもの最善の利益を考え、

小学生は再度社会的養護の措置となった。他市への転校となったが生活基盤も安定し、心身の健康状態を取り戻した。

【事例２】不登校対策のための活用事例（④不登校 ⑦その他） ＜ＳＳＷの配置形態：派遣型・＞
別紙にて報告

【事例３】貧困対策のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

母の離婚後他県から転入、病弱な園児の妹の世話で長期欠席が続いたため、要対協にあげてＳＳＷが見守り経過を都度報告。個別支援会議も持ちモニタリングをしながら、連携支援の役割分担と調整をした。進学希望あり定時制高校に入学したが、失業した母が生活保護申請を拒み、一家でひきこもり状態になる。生徒の欠席が続いていることを知り、市教委ＳＳＷは高校に情報提供し、高校のＳＳＷにも支援を依頼。高校は他市にあるため家庭訪問等の直接支援が難しいとのことで、市教委ＳＳＷは中学時代に生徒が唯一連絡を取り合っていた教育支援センター相談員に協力依頼し、本人の意向や家庭内の様子を聞きだし、市福祉に代弁。母と接触できる妹の保育園の協力もあり半年後に生活保護受給に至る。生徒は復学より職業自立を目指したいと言うが、昼夜逆転状態で進路模索中。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・さまざまな問題を抱える生徒の対応について、校内ケース会議を経て不登校・貧困等多くのケースで、外部機関（福祉行政含む）にスムーズにつながることができた。
- ・各ケースの対応について、状況を予測し、事前に検討をすることができた。
- ・専門的な知識に依った適切な助言により、支援の方向性を連携しながら迅速に決定することができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- (1) ＳＳＷの活用方法等の周知活動
- (2) 教育相談コーディネーターを中心とした、教育相談体制の充実
- (3) 各ＳＳＷが適切な助言や指導を受けることができる、ＳＶの配置に向けた体制整備

<課題の原因>

- (1) ・学校現場におけるＳＳＷ制度自体の認知やＳＳＷの専門的職務及び具体的役割理解の不足
 - ・ＳＳＷから学校現場への周知活動不足
- (2) 教育相談コーディネーターの具体的役割理解やケースごとの実践的対応方法の理解不足
- (3) 県教育委員会の体制整備（予算面も含む）

<解決に向け実施した取組>

- (1) ＳＳＷの学校現場巡回訪問等による周知活動の実施
- (2) 教育相談コーディネーター対象の役割等に関する研修の実施
- (3) 令和 2 年度から県教育委員会にスーパーバーザー 2 名を配置

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・学校現場におけるＳＳＷの効果的活用方法等の促進
- ・教育相談コーディネーターを中心とした学校における教育相談体制の充実

<課題の原因>

- ・学校職員のＳＳＷの活用方法等の理解不足
- ・教育相談コーディネーターの育成

<解決に向けた取組>

- ・教育委員会、スーパーバーザー（教育委員会配置）及びＳＳＷが、学校現場へ巡回訪問することにより学校現場の理解を促進する。
- ・教育相談コーディネーター育成に向けた各種研修会の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

大分県教育委員会

【事例2】不登校のための活用事例（不登校 家庭環境）

< S S Wの配置形態：派遣型 >

段階	取組内容及びS S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	小学校6年男子児童（以下、本事例において「児童」という。）は、災害の影響やいじめ問題の報道を見聞した保護者が「学校は安全ではない」と主張し、長期間家庭内学習の方針を貫いてきた。在籍校の管理職や教育委員会を交えて保護者と数回話し合い、不登校対策支援開始。学校の話話はN Gとの約束で教育支援センターのスタッフが家庭へ訪問し、簡単なプリント学習や工作などを月1回1時間程度関わることはできていた。要保護児童対策地域協議会でもフォローするため、市子育て支援課も訪問を申し出るが拒否。母親からは各所に「(児童について)特に困りはないが、自分の体調が悪い時には来ないでほしい」と訪問をキャンセルし学校や教育支援センターからの電話にも出ない状況が数か月続いた。教委の指導主事が支援の調整をしていたが、<u>年度替わりで着任したS S Wが要対協実務者会議で再アセスメントを提案・協議し、個別支援の方針組み替えを行うことになった。</u>
② 学校内での方針の検討	教委所属のS S Wは、前任者の記録や引き継ぎ資料から得た情報と、小学校の管理職、担任、教育センタースタッフ、市家庭福祉、児童相談所の関わりのある個々の聞き取りからケースの見立てを集約し資料作成、<u>個別支援会議の実施を提案。日程調整。</u>その後、学校でケース会議が開催され、<u>S S Wが進行を行い</u>、児童と家庭、地域等に関する課題の明確化を行い、支援方針と役割分担が検討された。 参加者：校長、教頭、担任(歴代3名)、養護教諭、S C、教育相談C O、教育センター相談員、S S W 市家庭児童相談員、市保健師、児童相談所C W、 (課題の明確化) ① 学校・家庭での様子 - 児童はひとりで外出はしない。タブレット端末で学習教材やYouTubeを視聴し、外国の生活に憧れがある。家庭訪問時の活動では聞く・話すは概ねついて行けるが、書くのは苦手がある。偏食あり小食。 - 母親は他県出身で専業主婦。日常生活で子育てや家事の優先順位がつけられない様子あり。話し好きだが近隣の付き合いはない。運転免許がなく、土地勘もないので、外出には夫が付き添うのが常。家事に時間がかかり、疲れると数時間寝込むの繰り返し。 - 父は高校中退後、S N Sで母と知り合い結婚。学校や教育制度に不信感がある。親族経営の製造工場で勤務し役員待遇のため、経済的な困りはないと本人談。市内に住む祖父が長期入院中 ② 考えられる背景・要因 - 児童は、親族間での生活様式、信条が優先され、年齢に応じた学習機会や社会体験ができていない。 - 母親は周囲に親しい友人知人もなく孤立している。父母とも子育ての知識も偏っている。 - 父親が絶対君主の存在、機能を維持するため他者からの助言や介入を拒むが、児童を心配もしている。 - 数年来の傾向として、秋から冬にかけて訪問拒否が続くが、新年度になると保護者の態度も軟化する。 ③ 現在行われている学校の対応 - 担任は、隔週1回、父親の携帯へ電話し、許可があれば学校からのお知らせを持参し訪問。 - 教頭・校長は、市教委と市福祉課との連絡調整・・・父母の意向を聞き教育センターや家庭児童相談員へ訪問希望日を伝える。 (支援内容の検討) ① 目標 - 児童本人のストレングスと将来的な進路選択の可能性を共に考え、探る一年とする。 - 中学校入学へ向けたアプローチを多角的に検討し、チームで支援する。 ② プランニング（手立て） - 家庭訪問時は原則複数対応。<u>S S Wも同行し、家庭の様子を観察する機会を持つ。</u> - 個々の訪問が重ならないよう日時調整を市教委が担当。<u>報連相の中継基地とする。</u> - 学期末に拡大支援会議、月1回要対協と児童生徒支援会議で、<u>適宜、役割分担や支援の軌道修正</u>をする。 - 家族病理の見立てと関わり方の留意点を専門機関を交えてリスクマネジメントするため、<u>積極的に事例検討会を活用する。</u>

【事例2】不登校のための活用事例（不登校 家庭環境）

< S S Wの配置形態：派遣型 >

段階	取組内容及び S S W が担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
③ 支援の実施	① 支援開始から定期的な会議を持ち、情報共有するなかで、教育センタースタッフの訪問時に母子で学生服の話しから中学校の入学について質問があり、11月初旬父母を交えた学校長面談を小学校で開催。小学校長は現状では卒業容認できないという態度、中学校長は受容的態度をとることを事前に<u>会議で根回し</u>していた。 ② 児童との関わりで、教員や教育センタースタッフとの訪問が重ならないよう互いに連絡調整し、家族のコンディションを把握しつつ、困った時は連絡をくれるよう母に穏やかにメッセージを送る。 ③ 多様な学びの場としてのフリースクールや社会体育の団体など<u>社会資源の活用について S S W が資料提供</u>し、市教委と小学校管理職と父母で話し合われた。父の態度がやや軟化し、1月には児童も父母と一緒に小学校へ校長面談に来て、卒業証書は別室で受け取りたいと意思表示。 ④ 精神保健センターの<u>事例検討会に S S W が事例相談</u>。精神科医や心理士に家族病理の見立てから「家族丸ごと孤立しないよう父母への支援を丁寧にする」「児童の健康観察を念入りに」「訪問や来所は複数で対応しリスクマネジメントする」ことの<u>助言をもらい、教委の支援会議で報告し共有</u>。 ⑤ 2月には中学校にも父母と児童で見学に行き、登校した際の過ごし方の支援メニューを提案。まず教育支援センターでの学びを希望したので、教委から学校と連携してチームで支援することを確認。 * コロナウイルス感染拡大防止に伴う休校で、支援の展開は中断したが、家庭への電話連絡を継続中。
④ 経過観察	① 管理職のリーダーシップ 11月初学校長面談を小学校で開催。このまますなり小学校の卒業認定はできないと保護者に説明。頑なに学校批判をしていた父がやや面食らった様子で、以降父と担任、母と養護教諭が連絡を取り、中学校への申し送り事項を確認する。小学校には申し訳なかったが、今後の中学校での展開に賭ける方針に重きを置いたので小学校もサポーター的なイメージで、電話連絡・家庭訪問を卒業まで続けた。 ② 訪問日の調整と連絡と柔軟な対応 教育支援センターの相談員が中心に、訪問日時調整。父方の祖父が亡くなり、2か月ほど父が多忙でいら立っていたが、困ったことがあれば S C や S S W が両親や生活全体の相談にものることを伝え、チーム支援を意識づけ、誰かに非難が集中しないように配慮できた。。 ③ 多様な学びの場 父は N 高校の情報を調べて自分も子どもの将来を心配していると話した。高校進学のみならず、大人になるまでに進路の選択をしていけるよう、職業訓練や中卒で入れる専門学校などの情報も提供。父は自分も高校中退であるし、娘には苦勞はさせたくないと話した。自己選択ができることを説明し、学校を批判する言葉が減少。児童も学校に悪いイメージばかりではないと感じた様子だった。 ④ 事例検討会の活用 医療受診等を嫌う傾向があるので、医療面の見立てが欲しくて間接的ながら事例検討会で医師や心理士、保健師から助言を受けた。なんとなく接していた現状から、留意点が共有されたことで情報の精度が増した。 ⑤ 支援メニューからの自己決定 フリースクールではなく、教育支援センター利用を選択。学校と連携をしながら、子どもの社会性を伸ばすことも提案した。中学校長は、必ず同意を得てから支援をすることを約束したので、父母も本人も「コロナが終息したら・・・」と言い、期待を抱いた。（残念ながら展開は中断しているが連絡は取りやすくなった。）

宮崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図られるように、各教育事務所（中部・南部・北部）に配置するとともに、独自雇用を希望した市町村に対して、県の補助を活用した配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】：県配置 11 名、市町村配置 6 名

（県配置内訳）中部教育事務所：5 名、南部教育事務所：3 名（うち S V：1 名）、
北部教育事務所：3 名（うち S V：1 名）

（市町村配置内訳）綾町、串間市、都農町、小林市、えびの市、日向市

【資格】：精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、幼・小・中・高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】：1 日あたり 7 時間、勤務日数 100 日を基本とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨や内容、実施方法等の周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

特になし。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

（県配置）スクールソーシャルワーカー 11 名（スーパーバイザー 2 名を含む）

（市町村配置）スクールソーシャルワーカー 6 名

（2）研修回数（頻度）

・ 県教育委員会主催 年 3 回 ・ 各教育事務所主催 毎月 1 回

（3）研修内容

【県教育委員会主催】

・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（年 2 回）

・ スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年 1 回）

※ 教育相談体制の充実に向けた講義・協議を実施する。

【各教育事務所主催】

・ スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）

※ 事例に基づく協議・情報共有を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

・ 各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 （有 ・ 無） ※ 県内に 2 名配置

○活用方法

・ スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義

（6）課題

・ スクールソーシャルワーカーの人材確保、勤務条件の向上及び資質向上のための研修の充実

・ スーパーバイザーの有効活用

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 入学後しばらくは登校していたものの、精神的な不安定さが顕著となり、不登校となった中学校2年生。
- 父母は共働きで多忙。本人は、不登校のみならず、両親の指導に従わず、暴言や暴力行為等の状況が見られるようになった。
- そこで、SSWを派遣し、学校や保護者に対して以下のような支援を行った。
 - ・ 本人との関係修復のための両親へのアドバイス
 - ・ 本人の病院受診へ向け、学校と連携した両親との相談
 - ・ 関係機関等とのケース会議をととした学校及び医療機関の役割の明確化
- 本人を受診につなげた際に、発達障がい診断を受ける。
- SSWは両親と面談を行い、本人の特性を理解させるよう努めた。
- 医療機関等とのケース会議の際に、SSWが学校側の関わり方や病院の役割等を明確化させ、その後の対応について協議を行った。

【事例2】不登校対応のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 両親ともに就労ができず、経済状況が厳しい世帯の中学校3年生。
- 両親は本人に対する愛情はあるものの、自宅は散らかるなど養育能力に欠ける状況であり、本人は、朝食を摂らないこともあった。
- そこで、SSWを派遣し学校や保護者に対して以下のような支援を行った。
 - ・ 校内支援チーム体制の構築、及び本人登校時の学級の受け入れ体制に関するアドバイス
 - ・ 市の福祉課等と連携し、両親の生活支援の継続と本人の登校支援の実施
 - ・ 病院ケースワーカーと連携したヘルパー派遣の手続き支援
- 両親への支援と同時に、本人に対する生活リズム構築を進めたことで、生徒も登校できるようになった。

【事例3】性的な被害、またはヤングケアラー対応のための活用事例（⑧性的な被害、⑨ヤングケアラー）

- 活用事例なし。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和元年度に支援対象となった児童生徒数は、平成30年度と比較すると110人増加し、対応した事案数は101件増加した。要因としては、市町村独自配置のスクールソーシャルワーカーを配置したことにより、学校とスクールソーシャルワーカーの連携が進んでいることが考えられる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 支援対象児童生徒が増加傾向にあり、対応した事案数も増加しているが、解決または好転している事案の数はあまり変化していない。

＜課題の原因＞

- 対応する事案が複雑化しており、完全に解決に結びつけることが非常に困難なケースが増えてきていると考えられる。

＜解決に向け実施した取組＞

- 対応するスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修を実施するとともに、各教育事務所における運営協議会で、個々のケースに関する研修を行っている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- スクールソーシャルワーカーの市町村配置を進めるにあたり、学校への援助や関係機関との調整を図ることのできる人材が少ない。

＜課題の原因＞

- 元来、本県では社会福祉士や精神保健福祉士等に限られた人数しかいない状況の中で、報酬や単価が少ないため、力のある人材が他の職種に流れていることが考えられる。

＜解決に向けた取組＞

- 県の関係団体と連携し、人材の育成・確保に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの報酬や単価を引き上げられるよう、財政主管部局とも検討を重ねたい。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、配置方法については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ スクールソーシャルワーカー7人を4町2村に配置。また、県広域スクールソーシャルワーカー3人を県教育委員会に配置。
- ・ 社会福祉士1人、社会福祉士かつ精神保健福祉士1人、教員免許4人、臨床心理士等2人、その他2人（民生委員、保護司等、その他）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

県においては、活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定し、以下の方法で職務内容等の周知を図っている。

ア 周知方法…研修会等の開催、連絡協議会の開催

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容等の周知

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・ 福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・ 保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動 など

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県の活動方針を各市町村に示し、各市町村の実態に応じて活動方針を作成するよう促すとともに、各学校の教職員には、各市町村が実施する生徒指導や教育相談担当者等の研修会において、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 委託町村スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託町村以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

県教育委員会では、年3回実施（年2回開催の連絡協議会でも研修に係る内容を含めている）

（3）研修内容

- ・ 「チーム学校の一員としてのスクールソーシャルワーカーの役割について」
鹿児島国際大学福祉社会学部 学部長 教授 岩井 浩英
- ・ 「子どもの生きづらさに寄り添う」～死にたいという子や喪失体験後の子をどう支えるか～
防衛医科大学校 看護学科精神看護学 教授 高橋 聡美
- ・ 「困難を抱えた子供・家庭への支援」
日本社会事業大学 学長プロジェクト室 客員准教授 土屋 佳子

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 子どもの貧困と虐待支援における学校と関係機関等との協働に関する理解
- イ 学校における自殺予防教育の理解及びスクールソーシャルワーカーが担う役割
- ウ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携した支援の在り方

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＷの設置：広域スクールソーシャルワーカー３人（大学教授と有資格者・経験豊富なＳＳＷ）
- 活用方法：①困難事案に関する各市町村配置のスクールソーシャルワーカーの支援、②市町村配置のＳＳＷと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

(6) 課題

- ア 児童虐待、貧困等の具体的事例に基づいた研修（スクールソーシャルワーカーの具体的な支援方法等）
- イ 福祉等関係機関との具体的な連携（役割分担、情報共有等）
- ウ 近隣市町村に配置されたスクールソーシャルワーカー間の連携

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】保護者と教職員をつなぐための活用事例（④不登校）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞（状況等）

- ・ 当該生徒は、中学校１年次に学級担任との関係で、登校を渋り、その後、身体的な不調も起こり、欠席・欠課が混在する不登校状況となる。
- ・ 現在の欠席理由は、一般的な心因性の対人恐怖や不安はなく、血圧の病気による極度の体調不良がほとんどである。

（アセスメント）

- ・ 当該生徒の家庭・保護者と学校との関係はよく、日常的に情報交換を行う。
- ・ 当該生徒の学校での相談や家庭訪問時にＳＳＷも同行し、関係づくりを行う。

（プランニング）

- ・ 保護者、当該生徒とＳＳＷを繋ぎ、家庭への継続支援及び学校との情報共有を行う。
- ・ ＳＳＷ・ＳＣを通じて関係機関（メンタル医療、循環器医療）と連携を図り、今後の支援の在り方を検討する。

（当該生徒の変容）

- ・ 学校と家庭、ＳＳＷ、ＳＣ、関係機関が連携して対応することにより、少しずつ不登校が解消され、学校に登校するようになった。現在、中学校３年生となり、目標を決めて頑張っている。

【事例２】新型コロナウイルス感染症における臨時休業時の子どもたちや家庭との連携のための活用事例（⑦その他）＜ＳＳＷの配置形態：巡回型＞

（状況等）

- ・ 新型コロナウイルス感染症のため、村内すべての学校が臨時休業となり、子どもたちが家庭で過ごすこととなったので、家庭での子どもたちの様子を把握する必要が出てきた。

（対応）

- ・ 休業に入ってから毎日村内の見回りを行った。特に気になる家庭については、家庭訪問を行い、休業中の子どもたちの様子について確認した。

（結果）

- ・ 見回りと家庭訪問の様子を各学校に報告し、家庭と学校とをつなぐ役割を果たしてもらった。学校側は、定期的に子どもたちの様子を把握することができた。

※ 「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」については該当なし。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 令和元年度は、町内の全小・中学校 12 校に 57 回派遣を行った。不登校の児童生徒だけでなく、不登校の未然防止のために積極的にＳＳＷが関わり、成果を上げることができた。
- ・ 学校生活における友人関係等で悩みを抱えている児童生徒、登校を渋る児童生徒、不登校の児童生徒に対し、ＳＳＷが学校と連携して関わることにより、関わる前よりも本人の気持ちが少しずつ前向きになり、学校に気持ちが向かうようになった。
- ・ 不登校の生徒に対し、学校と関係機関と連携した関わりだけでなく、専門的な立場から指導・助言を行うことで、不登校がほぼ解消し、登校できるようになった。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、ＳＳＷが中心となって児童生徒本人及び保護者、担任、学校の職員、関係機関と連携を図り、個に応じた望ましい支援の在り方について情報交換を行うことができた。その結果、本人にとってよりよい支援に繋げることができた。
- ・ 友人関係や家庭環境の問題等を抱えている児童生徒の情報を、スクールソーシャルワーカーを通して、学校だけでなく、教育委員会や関係機関と共有し、対応することができた。また、福祉の面からの相談や支援に繋げることができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成 30 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

- ・ 学校間でＳＳＷの要請回数に差があるため、学校の実情に応じて派遣回数を検討する必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ ＳＳＷの役割やその活用事例がまだ十分に理解できていない学校がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 管理職研修や生徒指導主任等研修で、ＳＳＷの役割や活用事例を紹介した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ 家庭環境の問題を抱えている児童生徒に対し、ＳＳＷがどのように関わっていくか、関係機関とどのように連携を図っていくか、個別に協議し、対応していく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・ 参考となるＳＳＷの活用事例を知る機会が少なかったり、関係機関の役割が十分理解できていなかったりしていた。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 各学校にＳＳＷの活用事例をいくつか紹介したり、関係機関の役割を整理した上で、連携が図れるようにＳＳＷと確認したりした。

沖縄県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 学校の実情及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等により、教育事務所と協議・連携しＳＳＷの配置が必要な学校を選定し配置している。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 20 名
- ② 所有資格 ※（ ）は人数、重複あり
社会福祉士(3)、精神保健福祉士(2)、その他社会福祉に関する資格(6)、教員免許(6)
心理に関する資格(6)、資格を有していない(7)
- ③ 勤務形態 月 16 日以内、1 日 6 時間、年間 176 日（単独 3 名、拠点 15 名、派遣 2 名）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を策定(H21 年度)しそれを基に実施
- ・『沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民へ周知。
- ・配置校の管理職に対し職員会議等にて職員への周知を依頼している。
- ・配置される市町村教育委員会に出向き、会議や研修会等にて周知している。
- ・各教育事務所管内にて開催される研修会等にて周知している。
- ・学校訪問時に配置校に対し説明を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ＳＳＷ本人により、ＳＳＷの自己紹介、職務内容、訪問期日時間帯を記載した資料を作成し、教職員や児童生徒へ配布。
- ・年度当初に、市の担当職員や関係者とＳＳＷで学校訪問し、活動内容等を説明し情報交換を行っている。
- ・ＳＳＷを校内研修の講師として活用することにより、理解促進を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県配置ＳＳＷ、市町村配置の貧困対策支援員（子どもソーシャルワーカー）小中アシスト相談員、市町村配置の教育相談員、就学支援員、登校支援員等

（2）研修回数（頻度）

- 貧困対策支援員（子ＳＷ）・県スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会 年 1 回
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月 1 回（教育事務所開催）
- 地区教育相談員等連絡協議会 年 6 ～ 7 回（教育事務所開催）
- 外部期間開催の研修等への参加（年に数回）
- その他、生徒指導担当者研修会や教育相談担当研修会等にＳＳＷも参加

（3）研修内容

- アセスメントシートを活用した事例検討
- 教育相談活動の現状と課題及び情報交換、ワークショップ等
- 子ども理解・保護者理解に関する講演（発達障害の児童生徒の理解と具体的な指導と支援等）
- 虐待対応のポイント
- 施設見学（児童相談所、児童自立支援施設等）
- 困難事例等の検討、対応策についての協議
- 教育相談業務における資質向上に関する研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ピアメンバーによる討議や情報提供は好評で、アセスメントシートを用いた事例検討では、見落としや曖昧な点について専門的な助言を受け、解明していくことができ、多角的な「気づき」について理解が深まり、業務遂行の大きな役割を果たしており、ＳＳＷからの評価も高かった。
- 虐待対応等のポイント、施設見学時の概要説明
- 専門家を講師に招いての講話

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 （ 有 ・ 無 ）
- 活用方法 スーパーバイザーの配置はないが、講師としてスーパーバイズを依頼し研修を行っている教育事務所はある。

（6）課題

- 県内ＳＳＷ全体を集めての研修の実施（基礎内容や県事業内容の共通確認）
- スーパーバイザーの配置がなく、困難事案やＳＳＷのメンタル的な相談への対応ができない。
- 子供を取り巻く諸課題に対応した研修計画及び講師の選定の検討。
- 市町村のＳＳＷや教育支援関係者合同の研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒（引きこもり）を福祉機関へつなげるための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学校から登校しぶりとなり、中学校に入ってから、次第に家に引きこもることが多くなり完全な不登校となってしまった。不登校になった要因として、他人とうまく関係を築くことが出来なかったこと。また、ゲームを昼夜問わず続け、生活リズムが昼夜逆転するなど生活の乱れ等がある。母親、祖父母の4名の家族だが、母親は他県へ移住しており、祖父母と3人で暮らしている。母親の学校への協力はあまり得られず、祖父母も困り果てている。

学校からの支援要請を受けてSSWを派遣した。学校にて情報交換を行い、学校職員、児童相談所の職員と家庭訪問をし、家庭や生徒の状況を確認した。その後、学校、児童相談所、SSWで今後の支援方法について確認を行った。SSWの活動として、年間を通して次の事を行った。

- ・学校（担任・養護教諭）と連携を図りながら、SSWが中心となって家庭訪問を行い、家庭と生徒との信頼関係を築いた。
- ・祖父母が車の運転を行う事が出来ないため、健康診断、歯科検診のため校医の病院等への付き添い。
- ・福祉に関係する関係機関へのつなぎ
- ・昼間の居場所づくりとして、無料塾につなぎ、学校（担任）と連携を図り、進路（進学）に向けての支援を行った。

その結果、無料塾に週2回通うことができるようになり、引きこもり状態から回復した。また、進路に向けての支援を学校と連携して行ったことにより、他県の専門学校への進学につなげた。

【事例2】貧困・家庭支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校 ⑦その他）＜派遣型＞

ひとり親世帯で、出産を控えた母親と発達に課題を抱えた児童の事例である。児童は、登校渋りがあり、学校は、管理職を中心とした校内支援チームを構築し、全教職員共通理解のもと支援にあたっていたが、保護者の協力を得ることができず不登校になった。

学校からの要請によりSSWは家庭訪問を行い、母親への寄り添い支援をすることで、母親の抱えていた出産や経済面の不安を把握し、市の家庭児童支援員に繋いだ。母親は無事に出産し、福祉のサービスを受けることができるようになった。また、SSWの助言で、児童・保護者がSCと面談し、児童・保護者の困り感を学校関係者と共有することができ就学支援につながった。児童は、特別支援学級へ入級し、登校できるようになっている。

【事例3】不登校支援から見えた、ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

家庭児童相談所から、中3A君が不登校について相談があり対応。母親が精神疾患（うつ状態）であったため、父親と同行し福祉課につなげる。母親は精神疾患により、日常生活と他人とのコミュニケーションが取れず、担任や主治医ともうまくいかない状態で治療も途切れている。夫婦仲も悪く姉が仲裁したり、兄弟の世話をしている状況が続いている。父親はダブルワークで家計を支えていたが、新築のローンの返済もあり、家計は厳しい状況である。そのため、家事や弟の世話は姉が中心となっており、学業への悪影響が感じとれる。

家庭児童相談所と連携し父親と姉との面談を行い、困り感に沿った支援を行っている。姉をキーパーソンとして、A君との関わりも深まり登校の支援を行う事が出来た。母親へは福祉課、生活支援課と連携し母親への支援を継続している。姉の定期的な支援も関係機関と連携し支援を継続する。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

【A教育事務所】○管内5中学校中、4校において不登校の改善が見られた。

- SSWの献身的な支援により、生活保護や受給申請、医療への接続などにより、家庭の安定から生徒指導上の諸課題の未然防止に大きく貢献している。

【B教育事務所】○生活困窮家庭の不登校の支援に向け、経済支援や無料塾利用に向けた支援など、多角的な支援により、不登校への改善が見られた。

- 特別支援教育において、福祉サービス利用に伴う事業所との連携による学校との情報共有を通して、児童の特性に応じた合理的配慮の質の向上が図れた。

【C教育事務所】○同地区を継続することで、児童生徒の家庭環境を把握しやすく、福祉部局等の外部関係機関につなぐと共に、保護者との信頼関係を構築し効果的な支援につながった。

【D教育事務所】○SSWの働きかけで、学校と関係機関との連携が図られるようになり、課題解決へ向かう事が出来ている。また、支援を要する児童生徒の保護者に寄り添い相談活動を実施する事が出来ている。

【E教育事務所】○SSWが不登校児童生徒に対して継続的に支援を行ったことで、学校が福祉機関等への相談、そして連携した支援が行いやすくなった。

- SSWが関わることで、アセスメントが早くなり、効果的な支援に繋げることができた。

【F教育事務所】○小中学校16人への支援を行い、10人については問題が解決もしくは好転している。

- ひとり親世帯や貧困等の課題を抱えた家庭を関係機関につなぐことで、福祉等の支援が得られ保護者が子育てに向き合うようになっている。

- 関係機関との連携、定期的な訪問等が家庭支援に繋がっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

- ＜課題の概要＞
 - SSWの資質向上に向けた、研修会の充実。
 - 複雑化・深刻化する事案への助言や相談に対応するスーパーバイザーの配置。
- ＜課題の原因＞
 - SSWへの研修講師としての高度な専門知識やスキルを有する人材の情報収集不足
 - スーパーバイザーの未配置。
- ＜解決に向け実施した取組＞○スーパーバイザー導入に向けた予算要求及び研修講師も対応可能な適任人材の情報収集。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

- ＜課題の概要＞
 - SSWの配置拡充に向けた、任用人数の増員。
 - SSWの労働環境の改善と資質向上に向けた計画的な研修の実施。
- ＜課題の原因＞
 - SSW増員に必要な予算の未確保。
 - SSW職の理解不足と周知不足。研修計画の未策定。
- ＜解決に向けた取組＞
 - SSW増員の必要性のデータ収集と周知活動、及び予算確保。
 - SSW職の周知活動及びSSWが必要とする研修内容の把握。